

横浜市緊急事態等対処計画

制定 平成 17 年 3 月

最終改訂 令和 6 年 4 月

横浜市

目次

第1部 総則

第1章 計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I-1

第1節 計画の方針

- 1 計画の目的
- 2 計画の策定方針
- 3 計画の修正
- 4 他の計画との関係
- 5 計画の習熟
- 6 計画的な対策の推進と臨機応変の対処

第2章 想定する事件等の緊急事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I-3

第1節 想定する事件等の緊急事態

第2節 想定する事件等の緊急事態の種別

- 1 本計画上想定する事件等の緊急事態の種別
- 2 事件等の緊急事態種別対応計画
- 3 第3部 事件等の緊急事態種別対応計画の主な構成

第3節 関連計画等の策定

第4節 本計画に定めない事件等の緊急事態

第3章 対策の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I-4

第1節 事前対策

第2節 応急対策

第3節 事後対策

第2部 組織体制

第1章 応急活動体制の種類及び移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-1

第1節 体制の種類

第2節 体制の移行

第2章 市・区警戒体制、市・区警戒本部及び市・区対策本部・・・・・・・・ II-2

第1節 市・区警戒体制

- 1 目的
- 2 確立基準
- 3 通報等
- 4 組織及び主な活動
- 5 廃止基準

第2節 市・区警戒本部

- 1 目的
- 2 設置基準及び設置
- 3 組織及び主な活動
- 4 廃止基準及び廃止

第3節 市・区対策本部

- 1 目的
- 2 設置基準及び設置
- 3 組織及び主な活動
- 4 廃止基準及び廃止
- 第4節 横浜市災害対策本部の準用
- 第5節 市本部又は区本部の確立・設置時における全区局共通事項

第3章 配備・動員計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ II-9

- 第1節 事前策定事項等
 - 1 配備・動員人員
 - 2 代理者の事前指定
 - 3 区における早期体制確立のための職員配置
- 第2節 配備・動員体制
 - 1 配備・動員
 - 2 緊急対策チーム
 - 3 応援職員派遣
 - 4 関係行政機関への協力要請
- 第3節 夜間・休日等の体制

第3部 事件等の緊急事態種別対応計画

- 第1章 感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ III(1)-1
 - 第1節 想定する事件等の緊急事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ III(1)-1
 - 第2節 新型インフルエンザ等対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ III(1)-1
 - 1 新型インフルエンザ等の概要
 - 2 流行規模の想定
 - 3 発生段階
 - 4 事前対策
 - 5 応急対策
 - 6 組織体制の設置基準等
 - 7 事務分掌
 - 8 細部計画等
 - 第3節 社会的な影響が大きい感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・ III(1)-8
 - 1 社会的な影響が大きい感染症の定義
 - 2 事前対策
 - 3 応急対策
 - 4 組織体制の設置基準等
 - 5 事務分掌
 - 第4節 高病原性鳥インフルエンザ対策及び低病原性鳥インフルエンザ対策・・・・・・・・ III(1)-13
 - 1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ等の概要
 - 2 市内の家きん等の飼養状況等
 - 3 国、県及び市の役割
 - 4 事前対策
 - 5 応急対策
 - 6 組織体制の設置基準等

7 事務分掌

第2章 家畜伝染病対策	Ⅲ(2)-1
第1節 想定する事件等の緊急事態	Ⅲ(2)-1
第2節 高病原性鳥インフルエンザ対策及び低病原性鳥インフルエンザ対策	Ⅲ(2)-1
第3節 豚熱(CSF)対策	Ⅲ(2)-1
1 豚熱の特徴	
2 市内の豚・イノシシの飼養状況等	
3 国、県及び市の役割	
4 事前対策	
5 応急対策	
6 組織体制の設置基準等	
7 事務分掌	
第4節 口蹄疫対策	Ⅲ(2)-6
1 口蹄疫の概要	
2 市内偶蹄類等の飼養状況等	
3 国、県及び市の役割	
4 事前対策	
5 応急対策	
6 組織体制の設置基準等	
7 事務分掌	
第5節 その他の特定家畜伝染病対策	Ⅲ(2)-12
第3章 社会インフラ事故発生時の対策	Ⅲ(3)-1
第1節 想定する事件等の緊急事態	Ⅲ(3)-1
第2節 大規模断水等対策	Ⅲ(3)-1
1 事前対策	
2 応急対策	
3 水道局における応急対策	
4 消防局における応急対策	
5 組織体制の設置基準等	
6 事務分掌	
第3節 水質汚染事件・事故対策	Ⅲ(3)-3
1 事前対策	
2 応急対策	
3 組織体制の設置基準等	
4 事務分掌	
第4節 渇水対策	Ⅲ(3)-6
1 事前対策	
2 緊急時対策(渇水時対策の実施)	
3 組織体制の設置基準等	
4 事務分掌	
第5節 大規模広域停電対策	Ⅲ(3)-8
1 事前対策	

- 2 応急対策
- 3 組織体制の設置基準等
- 4 事務分掌

第4章 危険動物・有害昆虫などの対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ(4)-1

第1節 想定する事件等の緊急事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ(4)-1

第2節 市立動物園の危険動物逸走事件対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ(4)-1

- 1 事前対策
- 2 応急対策
- 3 組織体制の設置基準等
- 4 事務分掌
- 5 事後対策

第3節 民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ(4)-3

- 1 事前対策
- 2 応急対策
- 3 組織体制の設置基準等
- 4 事務分掌
- 5 事後対策
- 6 本計画の対象以外の動物等逸走事件対策への準用

第5章 大気汚染対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ(5)-1

第1節 想定する事件等の緊急事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ(5)-1

第2節 光化学スモッグ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ(5)-1

- 1 光化学スモッグ警報等の発令基準
- 2 事前対策
- 3 応急対策
- 4 組織体制の設置基準等
- 5 事務分掌

第3節 その他の大気汚染緊急時対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ(5)-3

第6章 食中毒対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ(6)-1

第1節 想定する事件等の緊急事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ(6)-1

第2節 事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ(6)-1

- 1 市民等への啓発
- 2 調査体制の整備
- 3 関係機関との連携
- 4 検査体制の整備
- 5 夜間、休庁時における体制の整備

第3節 応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅲ(6)-1

- 1 初期対応
- 2 調査及び措置等
- 3 関係機関への通報
- 4 組織体制の設置基準等
- 5 事務分掌

6	報道機関への対応等	
7	行政措置（行政指導、行政処分）	
第4節	事後対策	Ⅲ(6)-3
1	処理結果の検討	
2	再発予防対策	
第7章	爆発物・有毒物質等事件対策	Ⅲ(7)-1
第1節	想定する事件等の緊急事態	Ⅲ(7)-1
第2節	事前対策	Ⅲ(7)-1
第3節	警戒活動	Ⅲ(7)-1
1	警戒活動の実施	
2	施設所管区局及び施設管理者等の活動	
第4節	応急対策	Ⅲ(7)-1
1	施設所管区局及び施設管理者等の活動	
2	組織体制の設置基準等	
3	消防活動	
4	有毒物質の調査	
5	健康相談の実施	
6	事務分掌	
第8章	その他事件・事故の発生に伴う対策	Ⅲ(8)-1
第1節	想定する事件等の緊急事態	Ⅲ(8)-1
第2節	学校への不審者侵入対策	Ⅲ(8)-1
1	横浜市立学校における事前対策	
2	応急対策（不審者侵入時の対応）	
3	組織体制の設置基準等	
4	事務分掌	
5	事後対策	
第3節	バスジャック事件対策	Ⅲ(8)-4
1	事前対策	
2	応急対策	
3	組織体制の設置基準等	
4	事務分掌	
第4節	銃器等を使用した立てこもり事件対策	Ⅲ(8)-7
1	事前対策	
2	応急対策	
3	組織体制の設置基準等	
4	事務分掌	
第5節	大規模地下工事等に伴う対策	Ⅲ(8)-9
1	事前対策	
2	応急対策（事故発生時の対応）	

第4部 共通活動

第1章	情報の収集・共有、記録	Ⅳ-1
-----	-------------	-----

- 第1節 情報収集・共有
 - 1 通報等
 - 2 情報収集活動及び情報の共有
 - 3 受伝達
- 第2節 記録

第2章 広報・報道、広聴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ IV-2

- 第1節 広報・報道
 - 1 広報事項
 - 2 広報媒体・手段
 - 3 報道機関への情報提供
- 第2節 広聴（臨時市・区民相談室の開設）

第3章 避難と受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ IV-3

- 第1節 避難の措置等
 - 1 避難の措置等の実施等
 - 2 避難誘導及び避難場所での受入
 - 3 危険な場所への立入りの制限
- 第2節 被害者の受入・保護
 - 1 被害者の受入の実施
 - 2 物資の供与、受入施設の維持管理等
 - 3 被害者状況の把握

第4章 行方不明者の捜索・救出と遺体の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ IV-5

- 第1節 行方不明者の捜索及び救出
 - 1 対象者
 - 2 捜索・救出活動
 - 3 区本部を中心とした後方活動
- 第2節 遺体の取扱い
 - 1 遺体発見時の通報に係る広報
 - 2 遺体の納棺等
 - 3 遺体の引渡し等
 - 4 遺体安置所の設置
 - 5 火葬

第5章 消防活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ IV-7

- 第1節 消防体制
 - 1 緊急事態消防警戒体制
 - 2 各号配備の発令及び警備指令
 - 3 緊急事態消防警戒本部及び緊急事態消防警戒地区本部の設置
 - 4 消防本部の設置
- 第2節 消防団体制
 - 1 緊急事態対策消防団警戒本部等の設置
 - 2 緊急事態対策消防団本部等の設置

第6章 救援・救護計画	IV-8
第1節 医療救護活動	
1 事件等の緊急事態発生時における指揮統制	
2 医療救護活動	
3 医療品等の備蓄及び調達等	
第2節 保健衛生活動	
1 市本部の活動	
2 区本部の活動	
第3節 こころのケア対策	
1 早期介入の重要性	
2 こころのケアの実施	
第7章 施設管理上の対策	IV-10
第1節 事前対策	
第2節 応急対策	
1 所管区局の活動	
2 施設管理者の活動	
3 関係区局、関係機関等の活動	
第3節 施設等が避難場所に指定された場合の対応	
第8章 事後対策	IV-11
第1節 市民生活の安定	
1 情報の提供	
2 被害者等への支援	
第2節 検証	
1 記録・分析	
2 再発防止策及び計画等への反映	
第9章 調査・研究、訓練及び関係機関等との連携強化等	IV-12
第1節 調査・研究	
第2節 職員への研修及び訓練の実施	
第3節 救助・救急用資機材の調達及び整備	
第4節 市民等への危機管理知識の普及等	
第5節 協力関係の構築	

巻末 情報受伝達系統図

第 1 部 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

1 計画の目的

横浜市緊急事態等対処計画（以下「本計画」という。）は、横浜市危機管理指針（平成16年3月25日総緊第182号。以下「指針」という。）に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害並びに事態対処法（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の事件等の緊急事態（以下「事件等の緊急事態」という。）で、その及ぼす被害及び社会的影響の程度が災害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に相当するものであり、複数の区局が連携して又は統合的に対処すべき場合において、市及び関係機関の対策をあらかじめ定めることにより、対処が有効になされ、市民の生命、身体及び財産の安全が確保されることを目的とする。

2 計画の策定方針

- (1) 事件等の緊急事態の種別ごとに市の対策をあらかじめ定め、即応力を強化する。
- (2) 市における対策の主たる所管局、各区局の役割及び諸活動、実施責任並びに指揮命令系統を明確にする。
- (3) 市及び関係機関等の対策上の役割を明確にするとともに、連携を強化する。
- (4) 事件等の緊急事態の收拾後は、実施した対策の検証を行い、本計画に反映する。
- (5) 社会情勢の変化等を踏まえ、新たな課題及び対策の調査・検討を行い、逐次反映する。

3 計画の修正

本計画は、横浜市危機管理推進会議において必要があると認める場合に修正する。ただし、軽微な修正は、この限りではない。

4 他の計画との関係

(1) 横浜市防災計画及び横浜市国民保護計画

ア 計画間の移行

事件等の緊急事態発生時には、直ちに原因が特定できないなどの可能性があることから、本計画は、横浜市防災計画（以下「市防災計画」という。）及び横浜市国民保護計画との関連性を有するものとし、組織体制及び措置等について計画間の移行を速やかに行えるように配慮する。

イ 計画の準用

本計画に定めのない事項は、市防災計画を準用して対策をとる。

ウ 共通する事前対策の有効活用

災害対策として整備した防災情報基盤網、備蓄物資、避難場所、災害時協定及び他自治体・関係機関との連携方策・応援体制等を、事件等の緊急事態発生時にも最大限活用できるよう、事前対策を確立する。

(2) 関連する他の計画（法定計画・マニュアル等を含む。）

本計画及び関連する他の計画の記載は相互に矛盾抵触しないよう配慮する。対策の実施及び検証等については、法定計画又は分野別計画がある場合には、その定めによる。

5 計画の習熟

各区局は、日頃から調査・研究、研修、訓練等を実施し、本計画及び関連計画等の実現・習熟に努め、危機管理能力の向上を図る。

6 計画的な対策の推進と臨機応変の対応

各区局は、平常時から、本計画に基づく対策を計画的に進め、危機管理の強化を図る。また、想像力を働かせ、事件等の緊急事態及び必要かつ有効な対策をできる限り具体的に想定し、あらかじめ計画するよう努める。その上で、事件等の緊急事態の発生時は、本計画に基づき、迅速かつ的確に対応する。

一方、どれほど計画していても、不測の事態が発生し想定外の状況となるなど、本計画に定めのない又は本計画の定めと異なる対応が求められることも想定し得る。このような場合においても、臨機応変に対応し、市民の生命、身体及び財産の安全確保、被害等の拡大防止並びに市民生活の早期回復等の目的の達成を図るものとする。

第2章 想定する事件等の緊急事態

第1節 想定する事件等の緊急事態

事件等の緊急事態であって、かつ、災害、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に相当する程度の死傷者等又は施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会に著しい影響を来たすものとする。

第2節 想定する事件等の緊急事態の種別

1 本計画上想定する事件等の緊急事態の種別

- (1) 感染症
- (2) 家畜伝染病
- (3) 社会インフラ事故
- (4) 危険動物・有害昆虫等による人的被害
- (5) 大気汚染
- (6) 食中毒
- (7) 爆発物・有害物質等事件
- (8) その他事件・事故

2 事件等の緊急事態種別対応計画

事件等の緊急事態の態様に応じた対策は、「第3部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定める。

事件等の緊急事態ごとの主たる所管局は、関係区局及び関係機関と検討・協議し、必要な対策について新たに定め、又は更新を加えて、即応力の強化を図る。なお、主たる所管局は、関係区局による協議の上、危機管理統括責任者が決定する。

3 第3部 事件等の緊急事態種別対応計画の主な構成

- (1) 想定する事件等の緊急事態及び主たる所管局
- (2) 事前対策
- (3) 応急対策
 - ア 組織体制
 - イ 事務分掌
 - ウ 各区局及び関係機関等の諸活動
 - エ 情報受伝達系統（巻末掲載）
- (4) その他必要と認める事項

第3節 関連計画等の策定

各区局は、本計画に基づく活動にあたり必要な事項をあらかじめ計画又はマニュアル等に定める。

第4節 本計画に定めない事件等の緊急事態

事件等の緊急事態に際して、特定の区局の所掌事務との関連性を強く有しており、複数区局による連携した又は統合的な応急対策の実施等を要しない場合は、本計画には定めず、各区局において対処するものとする。ただし、必要と認める場合は、本計画を準用する等、関係区局が連携して対処する。

第3章 対策の基本

第1節 事前対策

平常時から、事件等の緊急事態を想定してその予防に最善を尽くすとともに、応急対策及び事後対策を実施するための準備に万全を期すよう努める。

事件等の緊急事態への対処など危機管理は、全区局、全職員の責務であることを認識し、所管業務について主体的かつ積極的に取り組むとともに、必要な対策がとれるよう体制や手順を随時確認し、備える。

【主な活動（例）】

- 1 事件等の緊急事態に対処する組織体制の整備
- 2 事件等の緊急事態に関する調査及び研究
- 3 危機管理知識の普及と研修及び訓練の実施
- 4 関係機関等との連携の強化
- 5 応急対策に必要な施設、設備及び資機材等の整備

第2節 応急対策

事件等の緊急事態発生時には、被害等を最小限に止めるための応急対策を実施する。市の保有する機能を最大限に活用し、市民の生命及び身体の安全確保を最優先として、事態を迅速に収拾するため最善を尽くす。

【主な活動（例）】

- 1 事件等の緊急事態に対処する組織体制の設置及び職員の配備
- 2 避難及び安全確保の措置等の実施
- 3 情報の収集及び伝達の実施
- 4 広報及び広聴の実施
- 5 消防活動の実施
- 6 被害者の救助及び救護の実施
- 7 保健衛生活動等の実施
- 8 行方不明者の捜索・救出活動等の実施
- 9 被害拡大及び二次災害防止のための応急措置の実施
- 10 インフラ及び公共施設等の応急復旧の実施
- 11 関係機関への応援要請の実施

第3節 事後対策

事件等の緊急事態の収拾後は、市民生活の早期回復と自力復興の促進を図るため、支援などを実施する。再発防止、被害の軽減、対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

【主な活動（例）】

- 1 市民等に対する相談体制の設置
- 2 市民生活の早期回復及び自力復興の促進のための支援の実施
- 3 災害関連死など健康災害防止策の実施
- 4 市民の不安の除去及び混乱した社会秩序の早期回復に向けた対応の実施
- 5 事件等の緊急事態に関する対策の総合的な検証と、検証結果の計画への反映

第2部

組織体制

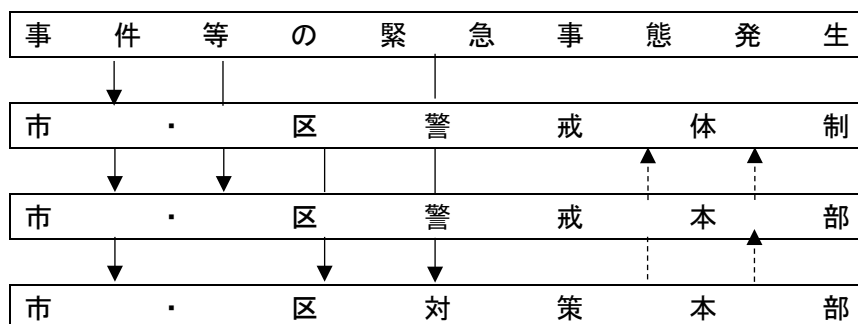
第1章 応急活動体制の種類及び移行

市及び区は、事件等の緊急事態の規模、被害等の状況に応じて、応急活動体制を設置し、「第3部 事件等の緊急事態種別対応計画」で定める対策を実施する。

第1節 体制の種類

- 1 市全体又は局を中心とする体制（市本部）
 - (1) 横浜市緊急事態警戒体制（以下「市警戒体制」という。）
 - (2) 横浜市緊急事態警戒本部（以下「市警戒本部」という。）
 - (3) 横浜市緊急事態対策本部（以下「市対策本部」という。）
- 2 区における体制（区本部）
 - (1) 区緊急事態警戒体制（以下「区警戒体制」という。）
 - (2) 区緊急事態警戒本部（以下「区警戒本部」という。）
 - (3) 区緊急事態対策本部（以下「区対策本部」という。）

第2節 体制の移行



矢印は体制の移行を表す。

第2章 市・区警戒体制、市・区警戒本部及び市・区対策本部

※ 本章では、共通事項を定める。事件等の緊急事態の種別に応じた事項は、「第3部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定める。

第1節 市・区警戒体制

1 目的

横浜市域（横浜港港湾区域等を含む。以下「市域」という。）に事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、被害又は影響（以下「被害等」という。）の発生及び程度などが不明な初期の段階において、情報を収集し、状況を把握するとともに、対策の必要が生じた場合に速やかに実施できるよう備える（以下「警戒活動」という。）。

2 確立基準

市域に被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、前項の目的のための警戒活動を必要とし、市・区警戒本部又は対策本部の設置に至らない場合

3 通報等

各区局は、事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれを覚知した場合は、主たる所管局及び総務局危機管理室（電話番号：045-671-2064）に通報する。

4 組織及び主な活動

(1) 責任者

原則として、主たる所管局の危機管理責任者をもって充てる。主たる所管局が無い場合は、危機管理副統括責任者をもって充てる。

区警戒体制を確立する場合は、区危機管理責任者をもって充てる。

(2) 組織

責任者は、関係区局を指定する（関係区は、原則として、事件等の緊急事態発生区とし、状況に応じて周辺区等とする）。

関係区局の危機管理責任者は、当該区局を統括し、所属職員を指名して活動に当たる。

主たる所管局及び関係区局は、必要に応じて、連絡調整等を行う職員を指名し、動員及び配備する。

(3) 事務局

主たる所管局又は総務局危機管理室から、責任者が指定する。

(4) 主な活動

- ア 事件等の緊急事態に関する情報の収集及び伝達
- イ 主管・関係区局及び関係機関等との連絡体制の確保
- ウ 事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置

5 廃止基準

- (1) 市・区警戒本部又は市・区対策本部を設置する場合
- (2) 事件等の緊急事態の防御活動が完了したと認める場合
- (3) 被害等が小規模又は限定的で、平常時と異なる活動体制による応急対策の必要がないと認める場合
- (4) 市域に新たな被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

第2節 市・区警戒本部

1 目的

市域に事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係区局が緊密に連携して、状況を注視及び把握し、必要な対策を実施するとともに、被害等の発生及び拡大に対処できるよう備える。

2 設置基準及び設置

(1) 市本部

ア 設置基準

(7) 市域に相当の被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、前項の目的のための活動を必要とし、市対策本部の設置に至らない場合

(4) 市本部長が必要と認める場合

イ 設置

(7) 原則として、市庁舎に設置する。

(4) 市本部長は、設置した旨を関係区局及び関係機関等に通知する。

(2) 区本部

ア 設置基準

(7) 区域に相当の被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、前項の目的のための活動を必要とし、区対策本部の設置に至らない場合（設置区は、原則として、事件等の緊急事態発生区とし、必要に応じて、市本部長が周辺区又は全区における設置を指示する。）

(4) 市本部長から設置の指示があった場合

(7) 区本部長が必要と認める場合

イ 設置

(7) 区本部長が定める場所（原則として、区庁舎）に設置する。

(4) 区本部長は、設置した旨を市本部長に報告するとともに、区本部の構成機関及び関係機関等に通知する。

3 組織及び主な活動

(1) 市本部

ア 責任者（市警戒本部長）

危機管理統括責任者

イ 組織

市本部長は、必要に応じて、構成局を指定する。

構成局は、必要に応じて、連絡調整等を行う職員を市本部に派遣する。

ウ 事務局

主たる所管局又は総務局危機管理室から、市本部長が指定する。

エ 会議

市本部長は、活動方針の決定、応急対策の協議のため、必要に応じて、構成員を招集し、市警戒本部会議を開催する。

構成員は、構成局の危機管理責任者等とする。

専門的な意見を聴取するため等、必要に応じて、関係機関の出席を求める。

オ 主な活動

(7) 事件等の緊急事態及び被害等に関する情報の収集及び伝達

- (イ) 構成局及び区本部の職員配備状況の把握
- (ウ) 区本部に対する指示
- (エ) 事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置

(2) 区本部

ア 責任者（区警戒本部長）
危機管理責任者

イ 組織

区本部長は、必要とされる活動に応じて、班等の編成及び地区隊等（資源循環局事務所地区隊、土木事務所地区隊、水道局水道事務所地区隊及び消防警戒地区本部。以下同じ。）を指定する。

区本部長は、必要に応じて、連絡調整等を行う職員を市本部に派遣する。

区本部長は、必要に応じて、地区隊等の長に対し、連絡調整等を行う職員の派遣を要請する。

ウ 事務局

区本部長が指定する。

エ 会議

区本部長は、活動方針の伝達、応急対策の協議のため、必要に応じて、構成員を指定して招集し、区警戒本部会議を開催する。

専門的な意見を聴取するため等、必要に応じて関係機関等の出席を求める。

オ 主な活動

(ア) 事件等の緊急事態及び被害等に関する情報の収集及び伝達

(イ) 区本部及び地区隊等の職員配備状況の把握

(ウ) 事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置

カ 地区隊等の活動

所管する応急活動を実施するとともに、区本部長の指示又は要請に応ずる。ただし、地区隊等を所管する局の長の命を受けて応急活動を実施するために、区本部長の指示又は要請に応じられない場合は、区本部長に対してその旨を通報する。

区本部長からの要請を受けた場合又は必要と認める場合は、所属職員から連絡調整等を行う職員を指名し、区本部に派遣する。

4 廃止基準及び廃止

(1) 市本部

ア 廃止基準

(ア) 市対策本部を設置する場合

(イ) 応急対策が概ね完了したと認める場合

(ウ) 市域に新たな被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

イ 廃止

市本部長は、廃止した旨を関係区局及び関係機関等に通知する。

(2) 区本部

ア 廃止基準

(ア) 区対策本部を設置する場合

(イ) 応急対策が概ね完了したと認める場合

(ウ) 区域に新たな被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

イ 廃止

区本部長は、廃止についてあらかじめ市本部長に報告する。また、廃止した旨を区本部の構成機関及び関係機関等に通知する。

第3節 市・区対策本部

1 目的

市域に大規模[※]な事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係区局が統合的に応急対策を実施し、被害等の発生及び拡大を最小限に止めるとともに、被害等からの早期の復旧を図る。

※ 災害救助法が適用される災害に相当する程度を目安とする。

2 設置基準及び設置

(1) 市本部

ア 設置基準

(7) 市域に大規模な被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、関係区局が統合的に応急対策（応急復旧対策を含む。）を実施する必要がある場合

(イ) 市本部長が必要と認める場合

イ 設置

(7) 原則として、市庁舎に設置する。

(イ) 市本部長は、設置した旨を関係区局及び関係機関等に通知する。

(ウ) 市本部長は、設置した旨を報道機関に発表する。

(エ) 市本部を設置した場合は、市本部の標示を掲出する。

(2) 区本部

ア 設置基準

(7) 区域に大規模な被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（設置区は、原則として、事件等の緊急事態発生区とし、必要に応じて市本部長が周辺区又は全区における設置を指示する。）

(イ) 市本部長から設置の指示があった場合

(ウ) 区本部長が必要と認める場合

イ 設置

(7) 区本部長が定める場所（原則として、区庁舎）に設置する。

(イ) 区本部長は、設置した旨を市本部長に報告するとともに、区本部の構成機関及び関係機関等に通知する。

(ウ) 区本部を設置した場合は、区本部の標示を掲出する。

(3) 現地本部

ア 設置基準

市本部長が、現地における応急対策の実施に当たり、必要と認める場合

イ 設置

設置場所は、現地又はその周辺の施設とする。

3 組織及び主な活動

(1) 市本部

ア 責任者（市対策本部長）

市本部長は、市長をもって充てる。

市本部長は、市本部を統括し、指揮命令して、応急対策を実施する。

市本部長は、協定締結機関、関係機関等に対する応援要請を行う。

イ 組織

(7) 市副本部長

市副本部長は、副市長及び危機管理監をもって充てる。

市副本部長は、市本部長を補佐し、市本部長に事故があるとき又は市本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(4) 構成局

市本部長は、必要に応じて、構成局を指定する。

構成局の局長は、局内に班等を編成して、応急対策を行う。

(7) 危機管理情報補佐官

危機管理情報補佐官は、政策経営局政策調整担当理事又は政策経営局長をもって充てる。

危機管理監の補佐として市本部の広報及び報道を統括し、市民等へ広報する情報の選定、広報時期、利用媒体及び発信者等の決定、並びに情報発信に関する総合的な活動及び対応方針の決定を行う。

ウ 事務局

主たる所管局又は総務局危機管理室から、市本部長が指定する。

エ 会議

本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ●市本部長が、対策の対応方針等を徹底し、また、情報共有を図るため、開催する。 ●構成員は、市本部長が、市副本部長、技監、市本部を構成する局長及び区本部長の中から指定する。 ●構成員は、その配備体制と措置事項等を市本部長に報告する。 ●必要に応じて、自衛隊、神奈川県警察、横浜海上保安部、ライフライン事業者等関係機関の代表者の出席を求める。
幹部会議	<ul style="list-style-type: none"> ●市本部長が、対策の対応方針等を意思決定するため、開催する。 ●構成員は、市副本部長、技監、危機管理情報補佐官、危機管理統括責任者、市本部を構成する局長及び区本部長、関係区局長とする。市本部長は、必要に応じて構成員を指定する。
連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ●事務局が、局及び区本部の情報共有並びに連絡調整を行うため開催する。区本部は、必要に応じて参加する。 ●構成員は、局危機管理責任者又は総務課長、区副本部長又は総務課長とする。
対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理統括責任者が、市本部長の指示を受けた具体的な対策の検討等のため、必要に応じて、関係課長等実務者を招集し、開催する。

オ 主な活動

(7) 事件等の緊急事態及び被害等、対応、復旧等に関する状況の把握

(4) 市本部構成局及び区本部の職員配備状況の把握

(7) 応急対策の実施

(1) 区・現地本部に対する指示

(4) 区・現地本部、関係機関等との連絡・調整

(4) 協定締結機関、関係機関等に対する応援要請

(4) 事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置

(2) 区本部

ア 責任者（区対策本部長）

区本部長は、区長をもって充てる。

区本部長は、区本部を統括し、指揮命令して、応急対策を実施する。

区本部長は、協定締結機関、関係機関等に対する応援要請を行う。

イ 組織

(1) 区副本部長

区副本部長は、副区長、福祉保健センター長及び同担当部長をもって充てる。

区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるとき又は区本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(2) 班等及び地区隊等

区本部長は、必要とされる活動に応じて、班等の編成及び参加する地区隊等（資源循環局事務所地区隊、土木事務所地区隊、水道局水道事務所地区隊及び消防地区本部。以下同じ。）を指定する。

区本部長は、必要に応じて、連絡調整等を行う職員を市本部に派遣する。

区本部長は、必要に応じて、地区隊等の長に対し、応急対策の実施及び連絡調整等を行う職員の派遣を要請する。

ウ 事務局

区本部長が指定する。

エ 会議

区本部長は、必要に応じて、構成員を指名し、区本部会議を開催する。

構成員は、その配備体制と措置事項等を区本部長に報告する。

必要に応じて事件等の緊急事態の関係者等の出席を求める。

オ 主な活動

(7) 区域における事件等の緊急事態及び被害等、対応、復旧等に関する状況の把握

(イ) 区域における応急対策の実施

(ウ) 市本部への報告及び市・現地本部、関係機関等との連絡調整

(エ) 区の協定締結機関、関係機関等に対する応援要請

(オ) 事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置

カ 地区隊等の活動

所管する応急活動を実施するとともに、区本部長の指示又は要請に応ずる。ただし、地区隊等を所管する局の長の命を受けて応急活動を実施するために、区本部長の指示又は要請に応じられない場合は、区本部長に対してその旨を通報する。

区本部長からの要請を受けた場合又は必要と認める場合は、所属職員から連絡調整等を行う職員を指名し、区本部に派遣する。

(3) 現地本部

ア 責任者（現地本部長）

現地本部長は、市本部長が、市副本部長、市本部員その他の職員の中から指名する。

現地本部長は、現地本部の事務を統括し、現地の区本部長と連携した応急対策を実施する。

イ 組織

現地本部員は、市本部長が、市副本部長、市本部員その他の職員の中から指名する。

ウ 主な活動

(7) 現地における事件等の緊急事態及び被害等、対応、復旧等に関する状況の把握

(イ) 市・区本部、国、神奈川県（以下「県」という。）、関係機関等との連絡調整

(ウ) 応急対策の実施

(エ) 事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置

4 廃止基準及び廃止

(1) 市本部

ア 廃止基準

(7) 市域における被害が限定的で、応急対策が小規模であると認める場合（市警戒本部に体制を縮小する場合）

(イ) 応急対策が概ね完了したと認める場合

(ウ) 市域に新たな被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

イ 廃止

(7) 市本部長は、廃止した旨を各区局及び関係機関等に通知する。

(4) 市本部長は、廃止した旨を報道機関に発表する。

(2) 区本部

ア 廃止基準

(7) 区域における被害が限定的で、応急対策が小規模であると認める場合（区警戒本部に体制を縮小する場合）

(4) 応急対策が概ね完了したと認める場合

(7) 区域に新たな被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

イ 廃止

区本部長は、廃止についてあらかじめ市本部長に報告する。また、廃止した旨を区本部の構成機関及び関係機関等に通知する。

(3) 現地本部

ア 廃止基準

市本部長が、現地における被害が限定的で、市本部若しくは区本部の応急対策で足りると認める場合又は応急対策が概ね完了したと認める場合

イ 廃止

市本部長は、廃止した旨を各局長、区本部長及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

第4節 横浜市災害対策本部の準用

市本部長は、事件等の緊急事態の規模及び態様を鑑み、本章及び「第3部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定める市・区本部体制をさらに強化する必要があると認める場合は、横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程及び市防災計画を準用し、機能別チームを含む全庁的な体制を設置する。

市・区本部の事務分掌は、「第3部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定めるほか、市災害対策本部の事務分掌を準用する。

第5節 市本部又は区本部の確立・設置時における全区局共通事項

事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、全区局は、市本部又は区本部の関係区局又は構成区局への指定の有無にかかわらず、次に掲げる事項について、必要に応じて協力して実施する。

- 1 市本部又は区本部と連携した事件等の緊急事態の発生又は被害等の拡大防止対策に関すること。
- 2 事件等の緊急事態に関連する情報の収集及び伝達に関すること。
- 3 事件等の緊急事態の影響を受けることが予想される所管事業及び所管施設（区域を含む。以下同じ。）の調整に関すること。
- 4 事件等の緊急事態に関連した所管事業及び所管施設の運用・管理に関すること。
- 5 所管施設及び所管施設利用者の安全確保に関すること。
- 6 庁内及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 7 県警察、自衛隊等の関係機関への協力に関すること。

第3章 配備・動員計画等

第1節 事前策定事項等

1 配備・動員人員

各区局は、事件等の緊急事態の種別に応じた諸活動を実施するため、区局内に編成する班等の事務分掌及び活動要領、並びに職員の動員及び配備についてあらかじめ定める。

(1) 動員対象者

横浜市に所属する職員とし、各区局において定める。

(2) 動員先

市本部動員者を除き、所属動員を原則とする。ただし、各区局長は、必要と認める場合は、職員の所属する課、係等以外の場所に動員を命じることができる。

(3) 動員命令の伝達方法

各区局は、連絡網等、対象職員への伝達方法をあらかじめ定める。

(4) 動員及び配備の例外

横浜市災害対策本部の組織及び運営等に関する要綱第16条を準用する。

2 代理者の事前指定

各体制の責任者に事故があるとき、又は欠けたときに、その権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を定める。

市長の代理者は、副市長、危機管理監、局長の中から指定する。その他は、部長又は課長相当職以上の直近下位の者の中から指定する。

3 区における早期体制確立のための職員配置

区役所の経営・運営責任職の一定割合を、当該区又はその周辺区の居住職員とするよう人事配置上の配慮をすることとし、区本部の早期設置が図られるよう努める。

第2節 配備・動員体制

1 配備・動員

各区局は、事件等の緊急事態の態様に応じた諸活動を実施するため、あらかじめ定める配備・動員計画に基づき職員を動員し、配備する。

各区局の責任者は、あらかじめ定める職員を各班に配備し、応急活動を命令する。職員の参集を待つ場合は、職員の参集状況に応じて順次必要な班を編成し、職員を配備して応急活動を命令する。この場合、あらかじめ定める職員以外の職員を指名して配備し、応急活動を命ずることができる。

(1) 各区局の責任者は、連絡網等のあらかじめ定める方法により、職員に動員命令を伝達する。必要に応じて、職員安否・参集確認システムを活用する。

(2) 職員は、動員命令を受けたとき、又は参集事由が発生したときは、あらかじめ定める動員先に速やかに参集する。参集に当たっては、自身の安全確保に留意する。また、参集途上知り得た被害状況等は、動員先の上司に報告する。

(3) 配備についた職員は、指揮命令に従い、応急活動に従事する。

(4) 市・区警戒本部又は対策本部の設置がある場合は、各区局の責任者は、職員の配備状況を、市本部長（事務局）に報告する。

2 緊急対策チーム

危機管理監は、市域に大規模な事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合におい

て、必要と認める場合は、あらかじめ定める職員で構成する緊急対策チームを招集することができる。

緊急対策チームは、幹部会議等開催までの間、対処方針を市長及び危機管理監に進言し、市長及び危機管理監の意思決定を補佐する。

3 応援職員派遣

- (1) 各局長及び区本部長は、その要員が不足し、応急対策の実施に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に対して、応援職員の派遣を要請する。
- (2) 市本部長は、前号の要請に基づき、状況を勘案して派遣が可能な局又は区本部（区本部の設置がない場合は区）に対し、要請のある局又は区本部への応援職員の派遣を指示する。
- (3) 応援派遣を受けた局長及び区本部長は、所属職員による対応が可能であると判断した場合は、応援職員を順次復帰させる。

4 関係行政機関への協力要請

市・区本部長は、事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その規模や被害状況等から、警察、海上保安庁、自衛隊及び他自治体等関係行政機関の協力が必要と認める場合は、関係法令及び相互応援協定等により、協力を要請する。

協力要請は、事件等の緊急事態の発生状況に応じて、被害者の救出・救助、捜索、交通規制、救援物資の供給など、具体的な要請事項を示して行うものとする。

関係機関への協力要請は、原則として、市本部長が行う。ただし、事件等の緊急事態の発生場所又は被害等が一の行政区域内に限定される場合で、警察の協力を要請する場合は、原則として、当該区の区本部長から、当該地域を管轄する警察署に要請する。

消防本部長は、事件等の緊急事態の活動において、消防力が劣勢のとき又は他の消防本部が保有する車両、資機材等の活用が必要と判断したとき等、他の消防機関からの応援が必要と認める場合は、神奈川県知事（以下「県知事」という。）に応援を要請する。

第3節 夜間・休日等の体制

市庁舎及び区庁舎では、夜間、休日等における事件等の緊急事態発生に備え、宿日直若しくは災害応急対策員の配置、又は確実かつ迅速に連絡のとれる体制の整備等により、初期情報の収集及び状況判断を行える体制を整える。事件等の緊急事態関連情報の収集及び把握、庁内及び関係機関との情報受伝達等を実施するとともに、職員の参集体制の決定等を行う。

消防司令センターは、事件等の緊急事態に係る情報を入手した場合は、総務局危機管理室等へ連絡し、連携して初動体制の強化を図る。

第3部

事件等の緊急事態種別対応計画

第1章 感染症対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に係る事件等の緊急事態

- 1 新型インフルエンザ等（主たる所管局は医療局及び総務局）
- 2 社会的な影響が大きい感染症（新型インフルエンザ等を除く。）（主たる所管局は医療局及び総務局）
- 3 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）（主たる所管局はみどり環境局及び医療局）

第2節 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等の感染拡大の防止と市民等の健康被害、社会機能への影響を最小限にとどめるために必要な対策を定める。

また鳥インフルエンザのトリからヒトへの感染が発生し、新型インフルエンザの発生が確認されていない段階における警戒体制等必要な対策を定める。

1 新型インフルエンザ等の概要

新型インフルエンザ等とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定めのある、次に掲げる感染症の疾病をいう。

(1) 新型インフルエンザ

ア 新型インフルエンザとは

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスに感染することによっておこる病気である。インフルエンザウイルスは、表面にある突起の形を少しずつ変異させることで、毎年違った型のウイルスによる流行を引き起こしているが、数十年に一度、大きく変異し、新型のインフルエンザが出現している。

新型インフルエンザが出現すると、ヒトには免疫がないことから、その度に世界的な大流行（パンデミック）が起こる可能性が高い。

なお、過去に流行したスペインインフルエンザや香港インフルエンザなどのインフルエンザウイルスは、鳥インフルエンザに由来するものであることが分かっている。また、豚などの動物由来の新型インフルエンザも存在する。

<参考：過去の新型インフルエンザ流行>

- 1918年 スペインインフルエンザ
- 1957年 アジアインフルエンザ
- 1968年 香港インフルエンザ
- 1977年 ソ連インフルエンザ
- 2009年 インフルエンザ（H1N1）2009

スペインインフルエンザの概要

世界で2～5億人の患者が発生し、約4千万人が死亡

日本	総人口	約5,473万人
	総患者数	約2,100万人
	総死亡者	約39万人

イ 新型インフルエンザの症状等

高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染例では、発熱、咳など、ヒトの一般的なインフルエンザと同様の症状に加え、下痢や結膜炎、重症の肺炎や多臓器不全などの全身症状を呈するものなど、様々な報告がある。

しかし、実際に出現しないと、新型インフルエンザの症状の程度はわからない。

(2) 再興型インフルエンザ

かつて世界的な規模で流行したが、その後流行することなく長期間経過しているものとして厚生

労働大臣が定めるものが再興したインフルエンザを指す。

再興型インフルエンザが出現すると、現在の国民の大部分に免疫がないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(3) 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものをいう。

2 流行規模の想定

横浜市内の流行規模については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において用いられた、米国疾病予防管理センター（CDC）の推計モデルを横浜市にあてはめ、市内人口の25%が罹患すると想定した場合に、医療機関を受診する患者数の上限は約71万人、入院患者数と死亡者数の上限は以下の表のとおりと推計される。

＜市内人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計＞

医療機関を受診する患者数		約38万人～約71万人
内訳	入院患者数	～約16,000人(中等度)、～約61,000人(重度)
	死亡者数	～約5,000人(中等度)、～約19,000人(重度)

3 発生段階

新型インフルエンザ等対策については、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階に応じた対応方針を定めておく。

なお、移行については、必要に応じて県と協議の上で、市対策本部が決定する。

＜発生段階＞

国における発生段階	市行動計画の発生段階	市内の状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外（国内）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内では発生していない状態
国内発生早期	市内未発生期	
国内感染期	市内発生早期	市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	市内感染期	市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大～まん延～患者の減少）
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

4 事前対策

(1) 新型インフルエンザ等対策推進会議の設置

新型インフルエンザ等対策については、市民に対する正確な情報提供、発生動向の把握、予防・診断・治療など、全庁的かつ横断的な連携が求められることから、医療局及び総務局が事務局となり、副市長を議長とする「横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議」を設置し、総合的に推進する。

(2) 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定等

医療局は、新型インフルエンザ等対策について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、その具体的な実施事項を定めた「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定し、随時見直しを行う。

関係区局は、市行動計画に定める各種対策を実施するため、区行動計画や必要なマニュアルを作

成し、職員に周知する。

(3) 業務継続計画（新型インフルエンザ等編）の策定等

総務局は、新型インフルエンザ等に際し、市の機能を維持し、必要最小限の行政サービスを維持するため、「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」を策定し、随時見直しを行う。

また、特に社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン、交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対して、事業継続計画の必要性を周知し、計画策定を要請・支援する。

(4) 調査監視体制の確立

医療局は、WHO などが公表する新型インフルエンザ等に関する情報や新型インフルエンザ等に関する海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局並びに関係機関へ情報提供を行う。

(5) 関係機関との連携

関係区局は、厚生労働省、国立感染症研究所、県（保健福祉局、くらし安全防災局）、横浜検疫所、医療機関、医療関係団体、他都市感染症対策部門、警察、自衛隊、海上保安庁、在日米軍等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、新型インフルエンザ等に関する情報の共有化を図る。

(6) ワクチン接種体制の構築等

特措法又は予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき、市民に対して行う住民接種について、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。医師会、事業者・学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の具体的な実施方法について検討する。

また、医療従事者等に対して行う特定接種について、事業者に対しての登録作業に係る周知や登録事務手続について、国に協力する。

(7) 医療体制の整備

医療局は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等患者の診断・治療にあたる指定医療機関等の整備を図る。

また、医師会、地域中核病院等医療関係機関とも連携し、帰国者・接触者外来設置等医療体制を強化する。

(8) 療養者の支援

医療局は、児童及び高齢者や障害者等の入所施設において集団感染が発生した場合の医療提供の手段、在宅療養者の生活支援等について検討する。

(9) 検査体制の整備

横浜市衛生研究所が検査を実施し、国立感染症研究所で確認を行う。

(10) 医薬品・医療資機材の確保

医療局は、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を行う。

関係局は、感染症対策に従事する職員用の防護服等の医療資機材を確保する。

(11) 市民に対する広報・相談

関係区局は、市民の安心を確保しパニックを防止するために、市民への情報提供を積極的に行い、ホームページ等をはじめとした広報や相談体制、窓口の整備を実施する。

なお、市民の感染拡大防止への協力依頼についても併せて広報していく。

5 応急対策

(1) 新型インフルエンザ等に関する情報連絡

国内で高病原性鳥インフルエンザに感染した患者、新型インフルエンザ等に感染した患者が確認された場合は、医療局及び総務局が国、県、近隣市町村、医療機関等へ速やかに通報、連絡等を実施する。

新型インフルエンザ等対策にあたっては、感染症の発生状況や原因等に関する疫学調査及び市民

への広報が重要であるため、新型インフルエンザ等発生時の情報の取扱い・連絡等の流れについては平時より確認が必要である。

(2) 新型インフルエンザ等のヒトへの感染対策

関係区局が実施する主な対策は、次のとおりとする。

なお、対策の細部については、市行動計画によるものとする。

ア 実施体制と情報収集

国、県、医療機関等の関係機関と情報交換を実施し、国内外での流行状況等の把握に努め、関係機関等へ情報提供するなど連携を図り、情報を共有化する。

イ サーベイランス

患者の早期把握と発生状況、感染の規模等の把握のため、国の発信する情報の収集なども含め、サーベイランスを実施する。

ウ 予防・まん延防止

(ア) 検疫対策

検疫法（昭和26年法律第201号）に基づき、横浜検疫所と連携し、検疫対策に協力する。

(イ) 抗インフルエンザウイルス薬の確保

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

また、医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬の限定使用を依頼するとともに、医療及び社会機能維持の観点から、患者を診察した医療機関の医療従事者、もしくは、患者との濃厚接触があり、社会機能維持に必要な者への予防投与を行うよう依頼する。

(ウ) 社会活動の自粛

不特定多数の集まる活動の自粛や学校・通所施設等における臨時休校・休業の要請を実施し、社会活動の制限等を行う。

なお、国が特措法に規定する緊急事態宣言をした場合、県知事は外出の自粛や催事の制限を、同法に基づき要請することができる（第45条）。

(エ) ワクチン

国の決定に基づき、特定接種対象者（市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員）に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

エ 医療

(ア) 医療・相談体制の確保

帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターを設置する（海外発生期）。

(イ) 医療資機材等の確保

防護服等の医療資機材を確保する。

(ウ) 治療・診断

疑い患者については、帰国者・接触者外来において診断・治療を行うこととし、医療関係団体等を通じて周知し、その旨を関係機関に情報提供を行う。

また、疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め健康管理等を実施し、症状が出現した場合は、直ちに確認を行う。

(エ) 遺体収容能力の確保

パンデミックに備え、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所を確保する。

オ 広報

パニックや風評被害を防止するために、市民に対してホームページ等のあらゆる広報媒体を活用して情報提供を積極的に行うとともに、相談体制を強化する。ホームページの内容等については随時更新する。

＜相談体制の強化＞

- ・市民からの一般的な相談対応窓口として、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置
国から配布されるＱＡを参考にしながら、適切な情報提供を行う。
- ・医療機関からの 24 時間連絡窓口を設置（必要に応じて診断・治療ガイドライン、ＱＡを配布）

また、あらゆる媒体を利用して発生状況、対応措置やウイルスに関する情報について、メディア等に適宜情報提供する。

＜広報の内容＞

- ・新型インフルエンザ等の発生状況
発生場所、原因、病原性等の情報
 - ・今後執る可能性のある措置
 - ・不要不急の外出の自粛、感染予防策（手洗いやマスクの着用等基本の徹底等）、発熱等が生じた場合の受診方法等の喚起
 - ・新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおける「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等の内容
- ※ 広報の際には、人権に配慮した対応について市民に周知する（誰でも感染する可能性があること、感染したことについて患者、家族には原則責任がないこと等）。
- ※ 市内の外国人にも配慮した形で広報する。

カ 市民生活・経済の安定確保

(7) 業務継続計画の実施

＜業務の継続、縮小及び休止の実施等＞

- ・海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合
⇒職場等での感染防止策、業務の継続及び縮小・休止の準備を行う。
 - ・国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合
⇒職場等での感染防止策を開始し、業務の継続及び縮小・休止を開始する時期について検討を行う。
- 実施時期については、各地域の感染動向などを踏まえて、横浜市新型インフルエンザ等対策本部において全庁的に決定する。

(イ) 市民、事業者に対する注意喚起等

市内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組や、感染防止策の開始・強化を要請する。社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン、交通機関、食料品等）に対して、事業継続に向けた取組を要請する。

市民に対し、感染防止策の徹底、各世帯で最低限の食料品・生活必需品等の備蓄準備を要請する。

(ウ) 社会的弱者への支援準備

まん延期の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援、医療機関への搬送、死亡時の対応や世帯把握等を進め、支援に備える。

(3) その他

発生した新型インフルエンザ等の毒性や感染力等に応じて、この計画の一部を実施しない又は内容を変えて実施する等、柔軟に対応する。

6 組織体制の設置基準等

＜本市組織体制（新型インフルエンザ等体制の関係）＞

発生段階		国外発生した場合	国内発生した場合		
			県外	県内	市内
エ ン ザ 発 生	未発生期 トリからヒトへの感染が発生した状態	新型インフルエンザ等対策推進会議			
	海外発生期（第一段階） 海外で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態 【目的】 ウイルスの国内侵入を阻止するとともに国内発生に備え体制を整える		新型インフルエンザ等対策本部 ※特措法に基づく対策本部ではない		
	国内発生早期（第二段階） 市内未発生期 市内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした場合 新型インフルエンザ等対策本部 （法定設置）※特措法に基づく対策本部 国が緊急事態解除宣言をした場合、法定設置の対策本部は廃止 </div>		
	国内感染期（第三段階） 市内発生早期 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態				
国内感染期（第三段階） 市内感染期 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態					
パ ン デ ミ ック 期	小康期（第四段階） 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 【目的】 社会・経済機能の回復を図り、第二波に備える	新型インフルエンザ等対策推進会議			

(1) 警戒体制

名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議
責 任 者	副市長
事 務 局	医療局及び総務局
関係区局	区（議長区）、政策経営局、総務局、財政局、国際局、市民局、経済局、子ども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、下水道河川局、資源循環局、にぎわいスポーツ文化局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、消防局、水道局、交通局及び教育委員会事務局 ※ 本会議構成員は、横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱による。
確立基準	海外においてヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染（高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染等）が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない場合（未発生期）
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合

(2) 対策本部体制（特措法に基づかない体制）

名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策本部	〇〇区新型インフルエンザ等対策本部
警戒本部長	市長	区長
事務局	総務局及び医療局	区本部長の指定する課等
組織構成	全局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 国内においてヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染（高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染等）が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない場合（未発生期：前段階）（注） 2 海外においてヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染（新型インフルエンザ等）が確認されている場合（海外発生期：第一段階） 3 その他、市本部長が必要と認める場合	
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 国等から「小康期」宣言がされた場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

※ インフルエンザ等の症状が確認されず、抗体陽性のみ場合は除く。

(3) 対策本部体制（法定設置）（特措法に基づく体制）

名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策本部	〇〇区新型インフルエンザ等対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局及び医療局	区本部長の指定する課等
組織構成	全局	区本部長の指定する職員及び地区隊長
根拠法令	特措法、横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例	
設置基準	特措法第32条による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、同法第34条に基づき、直ちに設置する。	
廃止基準	特措法第32条第5項による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたとき、同法第37条において準用する同法第25条に基づき、遅滞なく廃止する。	

7 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 3 広報計画の立案及び総合調整に関する事。 4 関連情報の広報に関する事。 ※ 1～4については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市対策本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報（消防庁・県の通知を含む。）及び活動情報の収集、伝達、集約に関する事。 3 各局間・チームの総合調整及び統制に関する事（医療局の事務を除く。） 4 区局の対応状況の把握及び記録 5 本部会議、幹部会議及び連絡調整会議の開催及び会議に関する事務 6 業務継続に関する事。 7 緊急事態宣言及び市民の社会活動の自粛要請に関する事。 8 本庁舎における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 9 職員の健康に関する事。 10 横浜市立大学との連絡調整に関する事。
国際局	外国語の通訳・翻訳関係の調整に関する事。
市民局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
にぎわいスポーツ文化局	所管業務における感染拡大防止対策の実施に関する事。
経済局	1 公営市場からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 2 市内中小企業・労働団体等に対する情報提供に関する事。 3 影響を受けた事業者等への融資に関する事。 4 医薬品、食料品等の流通に関する事。 5 生活関連物資等の価格の安定等の措置に関する事。
こども青少年局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
健康福祉局	1 所管施設における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 2 日本赤十字社との連絡調整に関する事。

	3 火葬・埋葬に関すること。
医療局	1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関する健康危機管理に関すること。 3 新型インフルエンザ等に関する医学的な情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 4 所管施設における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 5 療養者に対する支援に関すること。 6 市民からの相談等の対応に関すること。 7 必要な医薬品・医療資器材などの調達に関すること。 8 試験検査に関すること。 9 感染症に関する法令等の運用に関すること。 10 厚生労働省の通知の受理及び発出に関すること。 11 国、県、他都市との連絡調整に関すること。
医療局 病院経営本部	1 市民病院における医療活動に関すること。 2 市民病院における必要な医薬品・医療資器材などの調達に関すること。
みどり環境局	1 新型インフルエンザ等対策に係る、所管施設の感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。
下水道河川局	1 新型インフルエンザ等対策に係る、所管施設の感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。
資源循環局	汚染物質等の収集・処理に関すること。
建築局	新型インフルエンザ等対策に係る建築関係法令等の運用に関すること。
都市整備局	1 在日米軍との連絡調整に関すること。
港湾局	1 港湾施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 横浜検疫所との連絡調整に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関連した救急に関すること。
水道局	水道水の安定供給維持のための対策の実施等に関すること。
交通局	地下鉄車両・駅及びバスにおける感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
教育委員会 事務局	1 市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 文部科学省の通知の受理及び発出に関すること。
区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 感染症に関する法令等の運用に関すること。 6 区民への広報に関すること。
<p>上記の他、次に掲げる事項については必要に応じて各区局が協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること。 ○新型インフルエンザ等に関連する情報の収集・提供に関すること。 ○新型インフルエンザ等に関連する広報・相談に関すること。 ○新型インフルエンザ等の影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。 ○所管施設の新型インフルエンザ等に関連した運用・管理に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 	

8 細部計画等

本計画の細部については、「市行動計画」又は「市行動計画」に基づいて策定された細部マニュアル等に対応することとする。

第3節 社会的な影響が大きい感染症対策

市内で感染症の患者等が発生した場合、感染症法に基づき、保健所とその支所である区福祉保健センターが速やかに調査を実施し、市内での感染拡大を防止している。しかし、国境を越えた人や物の動きが活発になり、これまで国内ではあまり見られなかった様々な感染症の患者等が発生する可能性があり、発生した感染症の病原性や感染力によっては、市民の不安が増大し社会的な影響が大きくな

ることが懸念される。

そこで、「社会的な影響が大きい感染症（新型インフルエンザ等を除く。）」（以下、この節において「社会的な影響が大きい感染症」という。）の患者等が海外又は国内で発生した場合に、正しい知識を提供して市民の不安を軽減するとともに、市内での感染の拡大を防止し、市民等の健康被害及び社会機能への影響を最小限にとどめるために必要な対策を定める。

1 社会的な影響が大きい感染症の定義

感染症法に定める感染症のうち、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新感染症及び高病原性鳥インフルエンザを除いた感染症で、次表のすべての要件を満たすものとする。

なお、該当する感染症としては、感染症法上の一類感染症、二類感染症及び指定感染症を想定しているが、要件を満たすかどうかについては、保健所長と危機管理統括責任者が協議の上、決定する。

要件	(参考) 過去の例
<ul style="list-style-type: none">・過去に国内で発生事例がない又はほとんどない感染症で、罹患した場合に重症化率や致死率が高い又は重大な後遺症を残す可能性が高いもの・国内で患者等*が発生した場合にまん延する可能性がある感染症・社会的な関心が高まっていることにより市民の不安が増大している感染症	<ul style="list-style-type: none">・2003年 重症急性呼吸器症候群（SARS）の32か国での流行・2014年 エボラ出血熱の西アフリカでの流行・2015年 中東呼吸器症候群（MERS）の韓国での流行

※ 患者及び疑似症患者を指す。

2 事前対策

(1) 調査監視体制の確立

医療局は、WHOなどが公表する最新の感染症に関する情報や海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局及び関係機関へ情報提供を行う。

(2) 関係機関との連携

医療局は、厚生労働省、国立感染症研究所、県（保健福祉局、くらし安全防災局）、横浜検疫所、医療機関、医療関係団体、他都市感染症対策部門等と連絡調整を図る。

(3) 医療体制の整備

横浜市立市民病院は、社会的な影響が大きい感染症のうち感染症法上の一類・二類感染症の患者等の発生に備え、第一種及び第二種感染症指定医療機関として、診療体制を整える。

(4) 検査体制の整備

横浜市衛生研究所は、発生に備え検査体制を確認する。

(5) 医療資機材の確保

関係区局は、感染症対策に従事する職員用の個人防護具等の医療資機材の状況を確認する。

(6) 市民に対する広報・相談

関係区局は、平時から市民に対し、ホームページ等をはじめとした広報媒体を用いて輸入感染症、渡航時の注意事項について積極的に情報提供を行う。

併せて、市民及び所管施設に対し、感染症の予防啓発を行い、手洗いや体調管理等の予防行動の重要性を周知する。

3 応急対策

(1) 関係機関への情報連絡

海外及び国内（市内を除く。）において患者等が発生した場合、医療局は国の通知等を踏まえて市内医療機関及び医療関係団体に対し、発生状況等について情報提供を行う。

また、市内において患者等が発生した場合は、医療局及び総務局は速やかに患者等の発生について国、県へ報告を行う。併せて、近隣市町村、市内医療機関及び関係機関等に対し、必要な連絡・調整を実施する。

(2) 海外及び国内で患者等が発生した場合

ア 患者等の早期把握及び院内感染対策の徹底

市内発生に備え、医療局は国の通知等を踏まえて市内医療機関及び医療関係団体に対し発生状況や疑似症の定義等を周知するとともに、院内感染対策の徹底と、疑い患者診察時の保健所への情報提供を依頼する。

イ 相談対応及び情報提供

医療局及び各区福祉保健センターは、速やかに当該感染症に関する電話等による市民相談窓口を開設し、受診に関する相談や一般的な健康相談に応じる。

併せて、医療局及び各区福祉保健センターは、市民に対し、正しい情報の提供を目的として、ホームページをはじめとした様々な広報媒体を用いて、当該感染症の症状・感染経路・予防方法、相談窓口、医療機関の受診方法等について必要な情報を提供する。

(3) 市内において患者等が発生した場合

ア 患者の搬送

相談窓口や医療機関経由で社会的な影響が大きい感染症のうち一類・二類感染症の患者等の発生を把握し、感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院勧告を行った場合、同法第 21 条に基づき、医療局は民間の患者等搬送事業者の協力を得て横浜市立市民病院に患者の搬送を行う。

ただし、患者の生命に危険があり搬送に緊急性が認められる場合には、消防局による救急搬送を考慮する。

イ 適切な医療の提供

社会的な影響が大きい感染症のうち一類・二類感染症の患者等が発生した場合、医療局及び各区福祉保健センターは、感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院勧告を行い、横浜市立市民病院が第一種及び第二種感染症指定医療機関として、治療・診断を行う。

また、各区福祉保健センターは、患者等に対し、同法第 37 条に基づいた医療費の公費負担の申請の手続きを進める。

併せて、医療局は市内医療機関及び医療関係団体に対し、必要な事項を周知する。

ウ 検査の実施

横浜市衛生研究所は、感染症を引き起こしている病原体（一類感染症（疑い）を除く。）に関する検査を実施する。また、必要に応じて国立感染症研究所に検査又は確認検査を依頼する。

エ 調査、保健指導及び健康診断の実施

(7) 患者調査及び保健指導

医療局及び各区福祉保健センターは、当該感染症のまん延を防止するため、患者等に対し、感染症法第 15 条に基づき発生の状況、動向及び原因に係る質問又は必要な患者調査を行うとともに、感染拡大防止や不安軽減のための保健指導を行う。

(4) 接触者調査、保健指導、健康観察及び健康診断の実施

医療局及び各区福祉保健センターは、当該感染症のまん延を防止するため、患者等の接触者（同居者、医療従事者、救急隊員等）に対し、感染症法第 35 条に基づき質問又は必要な接触者調査を行うとともに、感染拡大防止や不安軽減のための保健指導を行う。また、一定期間健康観察を行い、必要に応じて同法第 17 条に基づき健康診断を実施する。

オ 患者等の把握及び院内感染対策の強化

医療局は、医療機関及び医療関係団体に対し、市内の発生状況を周知し、院内感染対策の強化と疑い患者診察時の保健所への情報提供の徹底、患者等診察時の発生届の提出を依頼する。

カ 相談対応及び情報提供

医療局及び各区福祉保健センターは、速やかに当該感染症に関する電話等による市民相談窓口を開設し、受診に関する相談や一般的な健康相談に応じるとともに、市民に対し、感染症法第16条に基づき、ホームページをはじめとした様々な広報媒体を用いて、患者発生状況等について必要な情報を提供する。また、関係区局は、所管施設等に対し、感染拡大防止策の実施のために必要な情報を提供する。情報を公表するにあたっては、個人情報の保護に留意する。

ただし、市内で患者が発生し、感染経路が特定できない状況や患者等が公衆にまん延させる恐れがある状況等の緊急事態が発生した場合、市内での感染拡大防止が急務であるため、市民への情報提供や報道対応は市本部の指揮のもと広報・報道チームが担う。

4 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市感染症対策情報連絡体制
責 任 者	医療局危機管理責任者
事 務 局	医療局（総務局支援）
関係区局	医療局、政策経営局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局病院経営本部、みどり環境局、下水道河川局、経済局、港湾局、消防局、交通局、教育委員会事務局及び責任者が指定する区局
確立基準	1 海外において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、発生国と日本との関係性（渡航状況や地理関係）を勘案すると、国内で患者等が発生する可能性が高い場合 2 国内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生したが、患者等が適切に管理されている等の事由により、国内でまん延する可能性が低い場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 WHO等から再発懸念の状況が払拭された場合

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市感染症対策警戒本部	〇〇区感染症対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
構成区局	全局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 国内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、発生地域と本市との関係性（地理関係や往来状況）を勘案すると本市で患者等が発生する可能性が高い場合 2 市内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生したが、患者等が適切に管理されている等の事由により、市内でまん延する可能性が低い場合	市警戒本部が設置された場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 WHO等から再発懸念の状況が払拭された場合	市警戒本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市感染症対策本部	〇〇区感染症対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
構成区局	全局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	市内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、感染力や発生状況を勘案すると市内でまん延する可能性が高い場合	市対策本部が設置された場合

廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 WHO等から再発懸念の状況が払拭された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合
------	--	--------------------------

5 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報に関すること。 ※ 1～4については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各局間の総合調整及び統制に関すること（医療局の事務を除く。）。 4 職員の健康に関すること。 5 横浜市立大学との連絡調整に関すること。
市民局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
子ども青少年局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
健康福祉局	1 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 日本赤十字社との連絡調整に関すること。
医療局	1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 当該感染症に関する実務的対策全般に関すること。 3 当該感染症に関する医学的な情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 4 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 5 市民からの相談等の対応に関すること。 6 試験検査に関すること。 7 感染症に関する法令等の運用に関すること。 8 国、県、他都市との連絡調整に関すること。
医療局 病院経営本部	1 市立病院における医療活動に関すること。 2 市立病院における必要な医薬品・医療資機材などの調達に関すること。
下水道河川局	下水道施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
経済局	公営市場からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
港湾局	1 港湾施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 横浜検疫所との連絡調整に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 当該感染症に関連した救急に関すること。
交通局	市営地下鉄及び市営バスにおける感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
教育委員会 事務局	市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 感染症に関する法令等の運用に関すること。 6 区民への広報に関すること。
<p>上記の他、次に掲げる事項については必要に応じて各区局が協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること。 ○当該感染症に関連した情報の把握に関すること。 ○当該感染症の影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。 ○所管施設の当該感染症に関連した運用・管理に関すること。 ○関係機関との連絡調整・区局内の連絡調整に関すること。 	

第4節 高病原性鳥インフルエンザ対策及び低病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザ等は、家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）に定める鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥（以下「家きん」という。）に対して、病原性と感染性を有し、養鶏業等への多大な被害を及ぼす家畜伝染病であるとともに、ヒト及び愛がん鳥への感染予防を図る必要があることから、そのまん延防止と影響を最小限にとどめるために、また、野鳥においては、症状も種によって多岐にわたることから、環境省マニュアル等に則り、高病原性鳥インフルエンザについてのみ、野鳥のサーベイランス等、必要な全庁的な対策等を定める。

また、鳥インフルエンザのトリからヒトへの感染が発生し、新型インフルエンザの発生が確認されていない段階においては、第2節に定める新型インフルエンザ未発生期の警戒体制等の必要な対応を実施する。

1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ等の概要

(1) 定義

高病原性鳥インフルエンザ：家畜伝染病予防法で定める疾病で、国際獣疫事務局が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病をいう。

低病原性鳥インフルエンザ：家畜伝染病予防法で定める疾病で、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザを除く）の感染による家きんの疾病をいう。

鳥インフルエンザ：家畜伝染病予防法で定める疾病で高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ以外のA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病をいう。

(2) 症状

高病原性鳥インフルエンザの感染鶏では死亡率が高く、主な症状は元気消失、食欲・飲水欲の減退、産卵率の低下、呼吸器症状、下痢、神経症状などで、肉冠・肉水・顔面の腫れやチアノーゼ、脚の浮腫や皮下出血などの病変が報告されている。一方、短期間に高率に死亡するものの、明瞭な症状や病変を示さない例もある。なお、高病原性鳥インフルエンザは、家きんだけでなく、その他の愛がん鳥や野鳥などの鳥類にも感染する可能性がある。

低病原性鳥インフルエンザは高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さない。そのため、発見が遅れる恐れがあり、また海外では高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されている。

2 市内の家きん等の飼養状況等

市内では主に養鶏場で家きんを飼養しているほか、市立動物園や学校、個人などで家きんを飼育している。横浜市の場合、これらの施設は住宅密集地に多く存在することから、防疫措置に関する地域住民の理解と協力が特に必要となる。また、発生時、死体を含む汚染物品の発生地又は周辺における埋却地の確保が難しいと予想されるため、焼却処分を第1に想定する。

なお、高病原性鳥インフルエンザ等は、家きん以外の鳥類にも感染する。

3 国、県及び市の役割

(1) 家きん

国の「高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表、令和3年10月1日一部変更）及び神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル（平成16年12月策定、令和4年3月改定 環境農政局総務室）に基づき、国、県及び関係機関等と連携し実施する。

表1 家畜伝染病予防法等に基づく、国、県及び市の主な役割（防疫措置）

国・神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんのサーベイランスの実施（県） ・早期診断及び患畜・疑似患畜の殺処分 ・移動制限区域・搬出制限区域の設定、規制及び消毒ポイントの設置 ・ベースキャンプ、現場事務所の設置・運営 ・死体を含む汚染物品の焼却処理の決定及び実施 ・ストックポイントの設置・運営 ・発生農場の清掃・消毒作業 ・殺処分した家きん等の評価 ・疫学調査及び清浄性確認 ・飼養衛生管理基準の徹底指導 ・焼却処理施設までの移動ルートの決定（県） ・地域住民への情報提供、住民説明会の開催
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却可能施設等の確認 ・県が設置する消毒ポイント等への運営協力 ・ベースキャンプ、現場事務所の運営協力 ・ストックポイントの運営協力 ・制限区域内農場等への発生状況及び規制内容等の情報提供 ・発生農場周辺住民等への情報提供 ・連絡体制及びその他、県が行う防疫措置に対する協力 ・焼却処理施設までの移動ルートの決定（県）への協力 ・地域住民への情報提供、住民説明会開催の協力

(2) 愛がん鳥

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）上の定義はないが、神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアルでの愛がん鳥の定義に基づき、「家きん及び野鳥以外の鳥類で、動物取扱業者又は市民が飼養している鳥をいう。ただし、継続飼養している野鳥を含む。」とする。また、「動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（平成29年11月9日環自総発第1711091号、改訂令和5年10月12日）」に基づき、動物取扱業のうち動物園で飼養する鳥類も含む。その他、市立学校等で飼養している鳥類を含む。

国・神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時における関係機関への連絡（県） ・発生時における確定検査についての調整（県）
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時における関係機関への連絡 ・検査結果陽性時の聞き取り調査及び消毒等の指導 ・国での検査についての調整

(3) 野鳥

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関する対応技術マニュアル」に基づき、野鳥のサーベイランス等を、国、県及び関係機関等と協力・連携して実施する。

国・神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥のサーベイランス等の実施（県・国） ・野鳥監視重点区域の設定（国） ・野鳥監視重点区域における緊急調査（県・国）
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡野鳥に関する相談対応等 ・野鳥のサーベイランス等への協力 ・野鳥監視重点区域における緊急調査への協力

4 事前対策

(1) 共通事項

ア 関係機関との連携

関係局は、国（農林水産省・環境省）、県、神奈川県農業共済組合、（公社）神奈川県獣医師会、（公社）横浜市獣医師会、横浜農業協同組合等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、情報の共有化を図る。

イ 調査監視体制の強化

みどり環境局は、国が公表する高病原性鳥インフルエンザ等に関する情報のほか、海外での発

生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局並びに関係機関へ情報提供を行う。

ウ 市民に対する広報・相談

政策局、医療局、みどり環境局等関係区局は、市民への正確な情報提供及び畜産に関する風評被害の防止のため、市ウェブサイト等をはじめとした広報や相談体制の整備に努める。

エ マニュアル等の整備

関係区局は連携して必要なマニュアル等を整備し、体制の確保を図る。

(2) 家きん

ア 家畜診療・家畜防疫体制の整備

みどり環境局は、県（畜産課、県央家畜保健衛生所等）、神奈川県農業共済組合、（公社）神奈川県獣医師会、（公社）横浜市獣医師会、横浜農業協同組合と連携し高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫体制の強化を図る。

イ 焼却処分及び埋却処分への対応調査・確認

資源循環局は、焼却処分に備えて焼却可能施設の確認等を行う。

みどり環境局は、県と連携して備える。

ウ 消毒ポイントの対応

みどり環境局は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、消毒ポイントを設置する可能性のある場所を調査し、必要に応じて県へ連絡する。

なお、道路上に設置できず、周辺の施設に設置する場合、すべての区局の施設管理者は、その運営が円滑に行えるように協力するものとする。

エ 家きん飼養者等への周知

みどり環境局は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生やまん延を防止するために、県と連携して家きん飼養者等へ日頃の畜舎の衛生管理や消毒、部外者の立入禁止などの周知徹底を行う。また、県及び医療局と連携して野鳥での高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況を家きん飼養者へ情報提供する。

(3) 愛がん鳥に係る疑い事例の相談・対応

区福祉保健センターは、飼い主や獣医師、市立学校からの相談があった場合は、必要な指導・助言を行う。また、動物愛護センターは必要に応じて関係機関や国と検査の調整等を行う。

動物園が飼養する鳥類に高病原性鳥インフルエンザ等の感染が疑われる場合は、所管するみどり環境局動物園課は、動物愛護センター及び動物園と検査の実施について調整等を行う。

また、医療局は、疑い事例の発生についてみどり環境局に情報提供を行う。

(4) 野鳥におけるサーベイランス

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省）に基づき国、県及び関係機関等と連携し実施する。

5 応急対策

(1) 家きんについて

ア 関係機関への通報

市内で高病原性鳥インフルエンザ等に感染の疑いのある家きんが発見された場合は、みどり環境局及び総務局危機管理室が県、近隣市町村等へ速やかに通報、連絡等を実施するとともに、横浜市高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部体制をとり、感染が確認された場合は、速やかに上位体制に移行するよう準備し、総合的に対策を講じる。

イ 発生時の感染拡大防止

(ア) 情報の収集・連携体制の確保

関係区局は、国、県等と情報交換を実施し、関係機関へ情報提供するなど連携を図り共有化す

る。必要に応じて県の対策本部へ出席する。

(イ) 早期発見・早期通報体制の確保

みどり環境局は県と連携し、家きんの飼養者等に対して早期発見・早期通報を徹底させる。

(ウ) 感染予防と封じ込め

関係区局は県と連携し、以下の感染家きんへの防疫措置に協力する。

- a 防疫作業の応援
- b 制限区域内の家きん飼養者への規制情報連絡の協力
- c 消毒ポイントの設置と運営協力
- d 死体を含む汚染物品の焼却処分協力
- e その他必要な支援

(イ) 住民への説明や健康相談

- a 県と連携し、みどり環境局・医療局・区は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生地及び消毒ポイントの周辺住民へ防疫措置等の対応説明を実施する。
- b 県と連携し、医療局及び区は防疫従事者及び家きん飼養者等の接触者の健康調査、健康観察及び感染防御指導を実施する。また、住民からの健康相談対応を行う。

(オ) 情報提供

関係区局はパニックや風評被害を防止するため、市民に対して市ウェブサイト等による情報提供、相談窓口の設置をするほか、適宜、報道機関等に情報提供する。

(2) 愛がん鳥について

ア 関係機関への情報提供

市内で高病原性鳥インフルエンザ等に感染した愛がん鳥が確認された場合は、医療局は速やかにみどり環境局に連絡するとともに、県、近隣市町村等の関係機関へ情報提供する。

また、みどり環境局及び医療局は、横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対策連絡会（警戒体制）をとり、関係区局との情報共有及び必要な対策を講じる。

イ 発生時の感染拡大防止

区福祉保健センターは、愛がん鳥（動物園で飼養する鳥類以外の鳥）の簡易検査結果が陽性であった場合、飼育状況の聞き取り調査及び指導を行う。

動物園が飼養する鳥類に高病原性鳥インフルエンザ等の感染が確認された場合は、所管するみどり環境局動物園課は、事例の発生について医療局及び動物愛護センターに情報提供を行う。また、動物園内の消毒等については、動物園が区福祉保健センターと連携して行う。

市立学校で飼養する鳥類に感染が確認された場合、教育委員会事務局は、事例の発生について医療局及び動物愛護センターに情報提供を行い、助言等を求める。

濃厚接触による人への感染が疑われる場合は、医療局及び区福祉保健センターは、必要に応じて関係者への健康観察を行う。

ウ 情報提供

医療局及び関係区局は、市民に対して市ウェブサイト等を活用して情報提供を行う。

(3) 野鳥について

ア 関係機関への情報提供

市内で高病原性鳥インフルエンザ等に感染した野鳥が確認された旨の報告が県からあった場合は、みどり環境局は医療局に連絡するとともに、近隣市町村等の関係機関へ情報提供する。

また、みどり環境局及び医療局は、横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対策連絡会（警戒体制）を確立し、関係区局との情報共有及び必要な対策を講じる。

イ 緊急調査への協力

みどり環境局は、死亡野鳥の確定検査結果が陽性であった場合、県の実施する野鳥監視重点区

域における緊急調査等に協力する。

ウ 情報提供

みどり環境局及び関係区局は、市民に対して市ウェブサイト等を活用して情報提供を行う。

6 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対策連絡会
責 任 者	みどり環境局危機管理責任者
事 務 局	みどり環境局（医療局支援）
関 係 区 局	医療局、政策局、総務局危機管理室、経済局、こども青少年局、健康福祉局、みどり環境局、資源循環局、医療局病院経営本部、道路局、教育委員会事務局及び責任者が指定する区局
確 立 基 準	1 国内（県外）において高病原性鳥インフルエンザ等の家きんへの感染が確認された場合 2 県内において高病原性鳥インフルエンザ等に感染の疑いのある家きんが発見された場合 3 市内で高病原性鳥インフルエンザ等の愛がん鳥・野鳥への感染が確認された場合 4 責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	1 第2部第2章第1節5に定める場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対策警戒本部	〇〇区高病原性鳥インフルエンザ等対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	医療局、政策局、総務局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、みどり環境局、資源循環局、医療局病院経営本部、道路局、教育委員会事務局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 県内において高病原性鳥インフルエンザ等の家きんへの感染が確認された場合 2 市内において高病原性鳥インフルエンザ等に感染の疑いのある家きんが発見された場合 3 市警戒本部長が必要と認める場合	市警戒本部長が指定した区
廃 止 基 準	1 第2部第2章第2節4に定める場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合	

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対策本部	〇〇区高病原性鳥インフルエンザ等対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	全局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内で高病原性鳥インフルエンザ等の家きんへの感染が確認された場合 2 本部長が必要と認める場合	市本部長が指定した区
廃 止 基 準	1 第2部第2章第3節4に定める場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合	

7 事務分掌

関係局・区	事 務 分 掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 3 広報計画の立案及び総合調整に関する事。 4 関連情報の広報に関する事。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 防疫に係る人員配置に関する事。 2 職員の健康に関する事。
総務局 危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関する事。 3 区局間の総合調整及び統制に関する事（みどり環境局の事務を除く。）。
経済局	影響を受けた事業者等への融資に関する事。
こども青少年局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
健康福祉局	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
医療局	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療機関との連絡調整に関する事。 2 市民からの健康相談、養鶏場従事者及び防疫従事者等接触者の健康相談に関する事。 3 市民及び家きん（愛がん）の飼養者に対する広報に関する事。 4 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関する事。 5 住民説明会に関する事。 6 接触者及び防疫作業従事者の感染予防及び健康調査に関する事。 7 人への影響等に関する情報収集、関係機関との連絡調整に関する事。 8 医療関係団体との連絡調整に関する事。
医療局病院 経営本部	市民病院における医療活動に関する事。
みどり 環境局	<ul style="list-style-type: none"> 1 県が行う防疫対策の実務に関する事。 2 獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整に関する事。 3 防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関する事。 4 家きん（養鶏場）の飼養者に対する広報に関する事。 5 消毒ポイントのリストアップに関する事。 6 消毒ポイントの運営、施設協力に関する事。 7 ベースキャンプの設置、運営、施設協力に関する事。 8 ストックポイントの設置、運営、施設協力に関する事。 9 市立動物園の防疫に関する事。 10 畜舎排水に関する事。 11 家きん発生に伴う住民説明会に関する事。 12 養鶏場等に関する相談に関する事。 13 影響を受けた養鶏農家への経営相談に関する事。 14 国、県、他都市との連絡調整に関する事。 15 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関する事。 16 県等が行う野鳥に関する緊急調査等に関する事。
資源循環局	<ul style="list-style-type: none"> 1 高病原性鳥インフルエンザ等発生時の死体を含む汚染物品の処分に関する事。 2 汚染物品等の焼却処理に関する事。
道路局	発生地周辺の家畜防疫に係る道路の管理等に関する事。
教育委員会 事務局	市立学校における飼養鳥類の感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
区	<ul style="list-style-type: none"> 1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事（みどり環境局等と連携して実施）。 4 区民への広報及び家きん発生に伴う住民説明会に関する事（みどり環境局等と連携して実施）。 5 接触者及び防疫作業従事者の感染予防及び健康調査に関する事。（医療局等と連携して実施）。 6 感染症に関する法令等の運用等に関する事。
<p>全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関する事。 ○高病原性鳥インフルエンザ等に関する広報・相談に関する事。 ○消毒ポイントの施設協力に関する事。 ○ベースキャンプの設置、運営、施設協力に関する事。 ○ストックポイントの設置、運営、施設協力に関する事。 	

【用語解説】

○ **鳥インフルエンザ**

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、十分な感染防止策をとらずに感染した鳥や排泄物等に濃厚に接触した場合、稀に、ウイルスが人に感染し、ヒトの感染症を引き起こすことがあると言われている。ヒトで発症した場合の鳥インフルエンザは、感染症法の二類または四類感染症に規定されている。

○ **サーベイランス**

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析を示すこともある。

第2章 家畜伝染病対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病のうち、ヒトへの感染が疑われるもの及び市民生活に甚大な影響を及ぼすもの

- 1 高病原性鳥インフルエンザ等（主たる所管局はみどり環境局、医療局が支援）
- 2 豚熱（CSF）（主たる所管局はみどり環境局）
- 3 口蹄疫（主たる所管局はみどり環境局）
- 4 上記1、2、3の他、家畜伝染病予防法に位置づけられている重大な伝染病

第2節 高病原性鳥インフルエンザ対策及び低病原性鳥インフルエンザ対策

第3部第1章第4節に定めるとおり

第3節 豚熱（CSF）対策

豚熱（CSF：Classical swine feverの頭文字、古典的な豚熱。以下「豚熱」という。）は豚、イノシシに感染、まん延し、農業と地域経済に甚大な損失を招くだけでなく、ヒトには健康上の影響はないが市民生活の様々な面において重大な影響を及ぼすことから、そのまん延防止と影響を最小限にとどめるために必要な全庁的な対策等を定める。なお、この計画は、アフリカ豚熱（ASF）発生時における対応に準用する。

1 豚熱の特徴

豚熱ウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触により感染が拡大する。治療法はなく、発生した場合の家畜業界への影響が甚大である。

2 市内の豚・イノシシの飼養状況等

市内では主に養豚場で豚を飼養しているほか、市立動物園などでも豚及びイノシシを飼育している。横浜市の場合、これらの施設が住宅密集地に多く存在することから、発生地又は周辺で埋却地の確保が難しいと予想されるほか、埋却せずに処理するレンダリング装置や消毒ポイントの設置等の防疫措置に関する地域住民の理解と協力が特に必要となる。

3 国、県及び市の役割

(1) 飼養豚及びイノシシ

豚熱対策は、国の家畜伝染病予防法、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表、令和3年10月1日一部変更）、神奈川県CSF（豚熱）発生時における対応方針（令和2年3月策定）、神奈川県豚熱発生時対応マニュアル（令和2年3月31日策定、令和4年3月25日改正）に基づき、国及び県が実施する防疫措置を関係機関等と連携して支援する。

表 家畜伝染病予防法等に基づく、国・県及び市の主な役割（防疫措置）

国・ 神奈川県	<ul style="list-style-type: none">・早期診断及び患畜・疑似患畜の殺処分・移動制限区域・搬出制限区域の設定、規制及び消毒ポイントの設置・ベースキャンプ、現場事務所の設置・運営・死体のレンダリング処理に要する候補地選定及び決定
------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・死体のレンダリング処理・焼却処理の決定及び実施 ・ストックポイントの設置・運営 ・発生農場の清掃・消毒作業 ・殺処分家畜等の評価 ・疫学調査及び清浄性確認 ・防疫措置に関する住民説明 ・飼養衛生管理基準の徹底指導 ・地域住民への情報提供、住民説明会の開催
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への情報提供、住民説明会開催の協力 ・ベースキャンプ、現場事務所の運営協力 ・県が実施するレンダリング処理に要する候補地の情報提供 ・レンダリング処理による生成物等の焼却処理（汚染物品含む。）の協力 ・県が設置する消毒ポイント候補地の情報提供 ・ストックポイントの運営協力 ・養豚農家以外が飼養している豚等に関する情報提供 ・連絡体制及びその他、県が行う防疫措置（評価人等）に対する協力

(2) 野生イノシシ

現在、市内には、野生イノシシの生息は確認されていない。

しかしながら、近隣の葉山町を中心に周辺の横須賀市、逗子市の一部地域に生息しており、県が、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、生息数の減少に向け、関係市町と対策を行っている。このため、恒常的な対応の必要性は低いが、関係機関と連携しながら生息情報を収集するとともに、あわせて豚熱対策についても、国及び県が実施する防疫措置について関係機関等と連携して協力する。

4 事前対策

(1) 共通事項

ア 関係機関との連携

関係局は、国（農林水産省）、県（環境農政局畜産課及び県央家畜保健衛生所）等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、豚熱に関する情報の共有化を図る。

イ 調査監視体制の強化

みどり環境局は、農林水産省などが公表する豚熱に関する情報のほか、海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局並びに関係機関へ情報提供を行う。

ウ 市民に対する広報・相談

みどり環境局、経済局、医療局等関係区局は、市民への正確な情報提供及び畜産に関する風評被害の防止のため、市ウェブサイトをはじめとした広報や相談体制の整備に努める。

エ 養豚農家等への周知及び出荷業者への啓発

みどり環境局は、豚熱の発生やまん延を防止するために、県と連携して養豚農家等へ日頃の畜舎の衛生管理や消毒、部外者の立ち入り禁止などの周知徹底を行う。また、経済局は、医療局と連携し、横浜市中央と畜場（以下「中央と畜場」という。）の出荷業者への衛生管理に関する啓発を行う。

オ マニュアル等の整備

みどり環境局、経済局及び関係区局は連携して必要なマニュアル等を整備し、体制の確保を図る。

(2) 養豚農家

ア 家畜防疫体制の整備

みどり環境局は、県（畜産課、県央家畜保健衛生所等）や神奈川県養豚協会、神奈川県畜産会、横浜農業協同組合、(公社)横浜市獣医師会と連携し、豚熱の家畜防疫体制の強化を図る。

イ 自主防疫に必要な消毒薬等家畜防疫資機材の確保、点検

みどり環境局は、豚熱発生に備え、日頃から養豚場で使用する消毒薬及び家畜防疫用資機材を確保し、点検を行う。

ウ 死体のレンダリング処理及び焼却処理の候補地選定

みどり環境局は養豚場発生に備え、県が行う死体のレンダリング処理のための候補地の選定に必要な情報を提供する。

資源循環局はレンダリング処理による生成物等の焼却処理（汚染物品含む。）について必要な調査等を行う。

エ 消毒ポイントの対応

みどり環境局は豚熱の発生に備え、消毒ポイントとして設置する可能性のある場所を調査し、必要に応じて県へ情報提供する。

なお、道路上に設置できず、周辺の施設に設置する場合、各区局の施設管理者は、その運営が円滑に行えるように協力するものとする。

オ 警戒体制

国内で飼養している豚・イノシシにおいて、豚熱が発生しかつ拡大のおそれがある場合などには、発生状況の把握、家畜防疫、市民に対する正確な情報提供など、全庁的、横断的な連携が求められることから、みどり環境局を事務局として横浜市豚熱対策連絡会（警戒体制）を確立し、関係区局へ通報し情報共有を図る。

(3) 中央と畜場

経済局及び医療局は、食肉市場関係者と連携し、と畜場での豚熱発生に備えた協力体制の強化を図る。

(4) 愛がん豚・イノシシ

ア 医療局は、県に対して愛がん豚・イノシシ(以下「愛がん豚等」という。)等の養豚農家以外が飼養している豚に関する情報提供を行う。

イ みどり環境局は、市立動物園での発生に備え、発生した際の防疫措置の流れについて事前に計画して備える。

(5) 野生イノシシ

みどり環境局は、県及び周辺市町からの野生イノシシの生息情報等を収集し、市内での生息が確認された際には、関係区局と共有化を図る。

5 応急対策

(1) 養豚農家

ア 情報連絡体制

県内で飼養する豚・イノシシが豚熱に感染し、かつ市域に県が行う具体的な業務への協力が必要になる場合又は市内で飼養する豚・イノシシに豚熱感染の疑い事例が出た場合は、みどり環境局及び総務局危機管理室が県と連絡を取るとともに横浜市豚熱対策警戒本部体制を設置する。

市内で飼養する豚・イノシシで豚熱の感染が発見された場合には、対策本部体制を設置し、総合的に対策を講じる。

イ 発生時の感染拡大防止

(7) 情報の収集・連携体制の確保

みどり環境局及び総務局危機管理室は国、県及び関係機関等との情報交換・提供を行い、連携・共有化を図る。

(4) 早期発見・早期通報体制の確保

みどり環境局及び医療局は県と連携し、豚・イノシシ等の飼養者等に対して早期発見・早期通報を徹底させる。

(ウ) 感染予防と封じ込め

関係区局は県が実施する感染豚・イノシシへの防疫措置に対して以下の協力を行う。

- a 発生地の防疫措置の協力
- b 制限区域が設定された場合、制限区域内の豚・イノシシ等動物飼養者への規制情報連絡の協力
- c 消毒ポイントの設置候補地の情報提供
- d 死体のレンダリング処理の候補地の情報提供
- e レンダリング処理による生成物等の焼却処分の協力
- f 応援職員のとりにまとめ及び派遣
- g その他必要な支援

(エ) 住民への説明

養豚場発生の場合は、県と連携し、みどり環境局及び区は豚熱発生に伴う防疫措置にあたり、発生地、消毒ポイント及びレンダリング処理場所等の周辺住民へ防疫措置等の説明を実施する。

(オ) 情報提供

関係区局は風評被害を防止するために市民に対して市ウェブサイト等を活用して情報提供を行う。

(カ) 健康チェック

医療局及び区は県が実施する防疫事業者等の健康チェックに協力する。

(2) 中央と畜場

中央と畜場において豚熱に感染した豚が確認された場合、経済局及び医療局は、速やかに総務局危機管理室及びみどり環境局に連絡する。また、県（県中央家畜保健衛生所）の指示に基づき、関係区局と調整しながら（１）イ(ウ)に準じた対応を図る。

(3) 愛がん豚・イノシシ

市内で豚熱に感染した愛がん豚等が確認された場合、医療局は速やかに総務局危機管理室及びみどり環境局に連絡する。

また、総務局危機管理室及びみどり環境局は、対策本部体制を設置し、関係区局との情報共有及び必要な対策を講じる。

医療局と関係区は、県の指示に基づき（１）イ(ウ)b に準じた対応を行うほか、市民に対して市ウェブサイト等を活用して情報提供を行う。

(4) 市立動物園

市立動物園が飼養する豚・イノシシに豚熱感染が疑われる場合は、みどり環境局が、県中央家畜保健所東部出張所及び動物園と検査の実施について調整等を行う。確定診断が陽性となった段階で、対策本部体制を設置する。また、市立動物園の豚熱防疫対応指針（令和２年２月５日策定）に基づき、国、県、関係区局と調整しながら対応する。

(5) 野生イノシシ

市内で豚熱に感染した野生のイノシシの死体が発見された場合、みどり環境局及び総務局危機管理室は県と調整するとともに、横浜市豚熱対策連絡会を開催する。

市内で飼養する豚へ感染が広がらないように、県や関係区局と連携しながら、総合的に豚熱対策を講じる。

6 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市豚熱対策連絡会
責 任 者	みどり環境局危機管理責任者
事 務 局	みどり環境局
関係区局	総務局危機管理室、経済局、医療局、みどり環境局、資源循環局及び責任者が指定する区局
確立基準	1 国内（県外）において、飼養する豚・イノシシへの豚熱感染が確認された場合 2 県内において豚熱に感染の疑いのある飼養する豚・イノシシが発見された場合 3 市内で野生イノシシへの豚熱感染が確認された場合 4 責任者が必要と認める場合
廃止基準	1 第2部第2章第1節5に定める場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市豚熱対策警戒本部	〇〇区豚熱対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事務局	総務局危機管理室、みどり環境局	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	みどり環境局、政策経営局、総務局、経済局、医療局、資源循環局、道路局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 県内（市外）において、飼養する豚・イノシシへの豚熱感染が確認された場合で県が行う市域での具体的な業務への協力が必要な場合 2 市内において豚熱に感染の疑いのある飼養する豚・イノシシが発見された場合 3 市警戒本部長が必要と認める場合	市警戒本部長が指定した区
廃止基準	1 第2部第2章第2節4に定める場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合	

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市豚熱対策本部	〇〇区豚熱対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室、みどり環境局	区本部長の指定する課等
組織構成	全局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 市内で飼養する豚・イノシシへの豚熱感染が確認された場合 2 本部長が必要と認める場合	市本部長が指定した区
廃止基準	1 第2部第2章第3節4に定める場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合	

7 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 3 広報計画の立案及び総合調整に関する事。 4 関連情報の広報に関する事。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 人員配置に関する事。
総務局 危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関する事。 3 区局間の総合調整及び統制に関する事（みどり環境局の事務を除く）。 4 緊急事態発生時の通報受理及び伝達に関する事。 5 非常事態宣言及び市民の社会活動自粛要請に関する事。
経済局	1 中央と畜場の防疫に関する事。 2 畜産物における食の安全性に対する正しい知識の普及に関する事。

	3 中央と畜場の防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関する事。
医療局	1 と畜場及び化製場等の防疫に関する事。 2 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関する事。 3 愛がん豚等の感染症拡大防止のための周知啓発に関する事。 4 愛がん豚等の飼養者の情報提供に関する事。 5 防疫従事者等の健康チェックに関する事。
みどり環境局	1 県が行う防疫対策の実務に関する事。 2 獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整に関する事。 3 養豚場発生に関するレンダリング装置設置候補地の情報提供に関する事。 4 養豚場の防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関する事。 5 養豚農家に対する広報に関する事。 6 養豚場に関連する消毒ポイント候補地の情報提供に関する事。 7 養豚場に関連する消毒ポイントの設置、運営協力に関する事。 8 ベースキャンプの設置、運営、施設協力に関する事。 9 ストックポイントの設置、運営、施設協力に関する事。 10 市立動物園の防疫に関する事。 11 畜舎等の排水に関する事。 12 養豚場発生に係る住民説明会に関する事。 13 養豚場の豚の相談に関する事。 14 影響を受けた畜産農家への経営相談に関する事。 15 国、県、他都市との連絡調整に関する事。 16 野生イノシシの相談に関する事。
資源循環局	1 焼却可能施設等の確認に関する事。 2 レンダリング処理による生成物等の焼却処理（汚染物品含む。）に関する事。
道路局	1 発生地周辺の家畜防疫に係る道路の管理等に関する事。
区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事（みどり環境局等と連携して実施）。 4 区民への広報及び住民説明会に関する事（みどり環境局等と連携して実施）。 5 防疫従事者等の健康チェックに関する事。 6 発生地周辺の家畜防疫に係る道路の管理等に関する事（道路局と連携して実施）。
<p>全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関する事。 ○豚熱に関する広報・相談に関する事。 ○消毒ポイント、レンダリング装置の設置協力に関する事。 ○ベースキャンプの設置、運営、施設協力に関する事。 ○ストックポイントの設置、運営、施設協力に関する事。 	

【用語解説】

○ 豚熱の防疫対策

第一に発生国からの病原体の侵入を防止すること、第二に発生した場合には、その被害を最小限に食い止めることが基本となる。国内で発生した場合は国際的な豚熱清浄国の防疫原則に則り、殺処分により撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。

殺処分による方法のみではまん延防止が困難と国・県が判断し、早期清浄化を図る上で必要がある場合に限り、豚熱ワクチンの使用を行う。

ワクチンは、豚においては豚熱の感染をほぼ防ぎ、感染拡大を防ぐことができる。しかしワクチン接種をした家畜が生存している間は、国際的に豚熱汚染国とみなされ、輸出制限がかかる国も発生する等、経済的に打撃が大きい。ワクチン接種豚は出荷が可能だが、と畜されるまで家畜防疫員の監視対象となる。

○ アフリカ豚熱（ASF）

ASFウイルスにより起こる豚、イノシシの伝染病で、豚熱と同じく治療法は無く、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されている。

○ 死体のレンダリング処理

国が所有する移動式レンダリング装置で死体を加熱・加圧することで殺菌処理すること。

第4節 口蹄疫対策

口蹄疫は偶蹄類の家畜及び感受性の高い動物（以下「偶蹄類等」という。）に感染、まん延し、農

業と地域経済に甚大な損失を招くだけでなく、ヒトには健康上の影響はないが市民生活の様々な面において重大な影響を及ぼすことから、そのまん延防止と影響を最小限にとどめるために必要な全庁的な対策等を定める。

1 口蹄疫の概要

(1) 口蹄疫とは

口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性伝染病で、牛、豚、めん羊、山羊等の家畜をはじめ、野生動物を含むほとんどの偶蹄類等の動物が感染する家畜伝染病である。口蹄疫にかかると発育や運動障害で肥育効率が低下するなどし、子牛や子豚では死亡することもあるが、成長した家畜では死亡率が数％程度といわれている。しかしひとたび口蹄疫が発生した場合、その影響は牛、豚飼養農家に止まらず、地域の経済活動や市民生活などに重大な影響を与えることが懸念される。このため、日頃の衛生管理等の徹底による予防や他の偶蹄類等へ移さないようにするための対策、特に発生初期段階における防疫対策が重要である。

(2) 口蹄疫の症状

偶蹄類等が口蹄疫に感染すると、突然 40～41℃の発熱を示し、元気消失に陥ると同時に、多量のよだれや、口、蹄、乳頭等に水疱（水ぶくれ）ができるなどの症状があらわれる。病原体のウイルスの感染力はすさまじく、まん延しやすい。

2 市内偶蹄類等の飼養状況等

市内では主に酪農・肉牛経営や養豚場のほか、市立動物園などで偶蹄類等を飼育している。横浜市において、これらの施設は住宅密集地に多く存在することから、発生地又は周辺への埋却地の確保が難しいと予想されるほか、埋却するときの防疫措置に関する地域住民の理解と協力が特に必要となる。

3 国、県及び市の役割

国の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項」及び「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル」（平成23年10月）等に基づき、国、県及び関係機関等と連携し実施する。

表 家畜伝染病予防法等に基づく、国・県及び市の主な役割（防疫措置）

<p>国・神奈川県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期診断及び患畜・疑似患畜の殺処分 ・ 移動制限区域・搬出制限区域の設定、規制及び消毒ポイントの設置 ・ 埋却に要する国有地・県有地のリストアップ ・ 死体を含む汚染物品の埋却処理・焼却処理の決定及び実施 ・ 発生農場の清掃・消毒作業 ・ 殺処分家畜等の評価 ・ 疫学調査及び清浄性確認 ・ 飼養衛生管理基準の徹底指導 ・ 埋却地又は処理施設までの移動ルート決定（県）
<p>横浜市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各農場における死体の埋却予定地及び市有地の調査 ・ 埋却処理が困難な場合の焼却可能施設等の確認 ・ 県が設置する消毒ポイント等への運営協力 ・ 制限区域内農場等への発生状況及び規制内容等の情報提供 ・ 発生農場周辺住民等への情報提供 ・ 連絡体制及びその他、県が行う防疫措置に対する協力 ・ 自主消毒ポイントの設置運営 ・ 埋却地又は処理施設までの移動ルート決定（県）への協力

4 事前対策

(1) 関係機関との連携

関係局は、国（農林水産省）、県（環境農政局農政部畜産課及び県央家畜保健衛生所）、神奈川県農業共済組合、（公社）神奈川県獣医師会、（公社）横浜市獣医師会、横浜農業協同組合等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、口蹄疫に関する情報の共有化を図る。

(2) 調査監視体制の強化

みどり環境局は、農林水産省などが公表する口蹄疫に関する情報のほか、海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局並びに関係機関へ情報提供を行う。

(3) 家畜診療・家畜防疫体制の整備

みどり環境局は、県（県央家畜保健衛生所）や神奈川県農業共済組合、（公社）神奈川県獣医師会、（公社）横浜市獣医師会、横浜農業協同組合と連携し口蹄疫の家畜防疫体制の強化を図る。

(4) 埋却及び焼却処分への対応調査・確認

県は、家畜飼養者等の埋却処分のための土地の有無についての調査・確認を法に基づき家畜飼養者等からの定期報告書の提出を受けて実施する。医療局とみどり環境局は、県と連携して備える。財政局は、関係局と連携し埋却可能な市有地を含む公有地を調査し、必要に応じて県へ連絡する。資源循環局は、国、県が埋却不可と判断し、焼却処分を決定した場合に備えて焼却可能施設の確認等を行う。

(5) 消毒ポイント・自主消毒ポイントの対応

みどり環境局は口蹄疫の発生に備え、消毒ポイント及び自主消毒ポイントとして設置する可能性のある場所を調査し、必要に応じて県へ連絡する。

なお、道路上に設置できず、周辺の施設に設置する場合、すべての区局の施設管理者は、その運営が円滑に行なえるように協力するものとする。

(6) 自主防疫に必要な消毒薬等家畜防疫資機材の確保、点検

みどり環境局、経済局及び医療局は、口蹄疫発生に備え、日頃から消毒薬及び家畜防疫用資機材を確保し、点検を行う。

(7) 農家等への周知及び出荷業者への啓発

みどり環境局及び医療局は、口蹄疫の発生やまん延を防止するために、県と連携して農家等へ日頃の畜舎の衛生管理や消毒、部外者の立入禁止などの周知徹底を行う。また、経済局は、出荷業者への衛生管理に関する啓発を行う。

(8) 市民に対する広報・相談

政策経営局、みどり環境局、経済局、医療局等関係区局は、畜産に関する風評被害を防止するため、市民への正確な情報提供を積極的に行い、市ウェブサイト等をはじめとした広報や相談体制、窓口の整備を実施する。

(9) マニュアル等の整備

みどり環境局及び関係区局は連携して必要なマニュアル等を整備し、体制の確保を図る。

(10) 横浜市口蹄疫対策警戒体制

国内で口蹄疫が発生し、かつ、拡大のおそれがある場合などには、発生状況の把握、家畜防疫、市民に対する正確な情報提供など、全庁的、横断的な連携が求められることから、みどり環境局が事務局となって「横浜市口蹄疫対策警戒体制」をとり、情報の共有化を図る。

また、県に隣接する都県等で発生（発生箇所から 50 キロメートル圏内に市域が含まれる場合）し、かつ、拡大のおそれのある場合は、自主消毒ポイントの設置を検討し、必要に応じて実施する。

5 応急対策

(1) 関係機関への通報

市内で口蹄疫に感染の疑いのある偶蹄類等が発見された場合は、みどり環境局及び総務局危機管理室が県、近隣市町村等へ速やかに通報、連絡等を実施するとともに、市長を本部長とする横浜市口蹄疫対策本部体制をとり、総合的に口蹄疫に関する対策を講じる。

(2) 発生時の感染拡大防止

関係区局が実施する主な対策は次のとおりとする。

ア 情報の収集・連携体制の確保

国、県等と情報交換を実施し、関係機関へ情報提供するなど連携を図り共有化する。

イ 早期発見・早期通報体制の確保

県と連携し、偶蹄類等の飼養者等に対して早期発見・早期通報を徹底させる。

ウ 感染予防と封じ込め

県と連携し、以下の感染家畜等への防疫措置に協力する。

(ア) 発生地の防疫措置の応援

(イ) 制限区域内の偶蹄類等動物飼養者への規制情報連絡の協力

(ロ) 消毒ポイントの設置と運営協力

(ハ) 汚染物品の埋却地の確保又は焼却処分協力

(ニ) ヒトや車両等によるウイルスの拡散防止としての通行の規制

(ホ) その他必要な支援

エ 発生地周辺住民への説明及び従事者等の健康相談対応

(ア) 口蹄疫発生に伴う防疫措置にあたり、周辺住民への説明を県と連携して実施する。

(イ) 家畜防疫従事者、飼養者や市民を対象とした健康相談や心のケアなどの対応を行う。

オ 情報提供

パニックや風評被害を防止するため、市民に対して市ウェブサイト等による情報提供、相談窓口の設置をするほか、適宜、報道機関等に情報提供する。

6 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市口蹄疫対策警戒体制	
責 任 者	みどり環境局危機管理責任者	
事 務 局	みどり環境局	
関係区局	総務局危機管理室、財政局、経済局、医療局、みどり環境局、資源循環局、道路局及び責任者が指定する区局	
確立基準	1 国内で口蹄疫が発生し、かつ、拡大のおそれのある場合 2 責任者が必要と認める場合	
廃止基準	1 第2部第2章第1節5に定める場合 2 口蹄疫の国内における拡大のおそれや再発懸念が払拭された場合	

(2) 対策本部体制

名 称	横浜市口蹄疫対策本部	〇〇区口蹄疫対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室、みどり環境局	区本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局、財政局、経済局、医療局、みどり環境局、資源循環局、道路局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 県内で口蹄疫が発生した場合 2 移動制限区域又は搬出制限区域に市域が含まれる場合	

	3 市本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 第2部第2章第3節4に定める場合 2 県内および市域での口蹄疫の再発懸念が払拭された場合

7 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 3 広報計画の立案及び総合調整に関する事。 4 関連情報の広報に関する事。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 防疫に係る人員配置に関する事。 2 職員の健康に関する事。
総務局 危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関する事。 3 各区局間の総合調整及び統制に関する事（みどり環境局の事務を除く。）。 4 緊急事態発生の際及び県からの通報受理及び伝達に関する事。 5 非常事態宣言及び市民の社会活動自粛要請に関する事。
財政局	市有地における埋却地に関する事。
経済局	1 と畜場の防疫に関する事。 2 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関する事。 3 防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関する事。
医療局	1 と畜場及び化製場等の防疫に関する事。 2 市民からの健康相談、偶蹄類等飼養者の健康相談に関する事。 3 偶蹄類等（ペット）の対策に関する事。 4 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関する事。 5 偶蹄類等の飼養者の埋却地の調査に関する事。
みどり 環境局	1 県が行う防疫対策の実務に関する事。 2 獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整に関する事。 3 偶蹄類等の飼養者の埋却地の調査に関する事。 4 防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関する事。 5 偶蹄類等の飼養者に対する広報に関する事。 6 消毒ポイントのリストアップに関する事。 7 消毒ポイント・自主消毒ポイントの設置・運営・施設協力に関する事。 8 市立動物園の防疫に関する事。 9 畜舎排水に関する事。 10 住民説明会に関する事。 11 偶蹄類等に関する相談に関する事。 12 影響を受けた畜産農家への経営相談に関する事。 13 国、県、他都市との連絡調整に関する事。
資源循環局	1 埋却処理が困難な場合の焼却可能施設等の確認に関する事。 2 汚染物品等の焼却処理に関する事。
道路局	発生地周辺の家畜防疫に係る道路の管理等に関する事。
区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事（みどり環境局等と連携して実施）。 4 区民への広報及び住民説明会に関する事（みどり環境局等と連携して実施）。
<p>全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。</p> <p>○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関する事。 ○口蹄疫に関する広報・相談に関する事。 ○消毒ポイント・自主消毒ポイントの施設協力に関する事。</p>	

【用語解説】

○ 口蹄疫ウイルス

牛、豚、めん羊、山羊等の家畜をはじめ、ほとんどの偶蹄類動物など感受性動物が感染する「口蹄疫」という家畜伝染病（急性伝染病）の原因となる、直径25ナノメートルほどのウイルス。ただし、人に感染することはない。仮に感染した牛・豚肉や牛乳を摂取しても人体に影響はない。

○ 偶蹄類（ぐうていりい 偶蹄目）

偶蹄目（ウシ目）の哺乳類の総称で、2本又は4本の蹄をもつ草食性の動物。ウシ、ヒツジ、ヤギ、シカ、イノシシ（豚）、キリン、ラクダ、など9科185種。ゾウは長鼻目、バクは奇蹄目であるが、ともに口蹄疫にかかる感受性動物である。なお、ウマは蹄が1本で奇蹄目に分類される。

○ 口蹄疫の防疫対策

第一に発生国からの病原体の侵入を防止すること、第二に発生した場合には、その被害を最小限に食い止めることが基本となる。国内で発生した場合には国際的な口蹄疫清浄国の防疫原則に則り、殺処分により撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。

万一、殺処分による方法のみではまん延防止が困難と判断され、早期清浄化を図る上で必要がある場合に限り、ワクチンの使用を検討する。口蹄疫ワクチンは、口蹄疫の感染を完全に防ぐことはできないが、発症を抑えてウイルスを排泄する家畜を減らすことにより、感染拡大の速度を遅らせることができる。しかし、ワクチンを接種した家畜は口蹄疫に感染しても症状を示さないため、感染動物が見逃され、知らぬ間に家畜の移動などにより病気が広がってしまう可能性がある。さらに、ワクチンを接種した家畜が生存している間は、口蹄疫汚染国と見なされ、日本から畜産物を長期間にわたって輸出できなくなることや汚染国からの輸入の制限もなくなるうえに、発生リスクも高くなり、畜産業に経済的打撃が大きい。

○ 患畜と疑似患畜

患畜とは家畜伝染病にかかっている家畜をいい、具体的には動物衛生研究所で口蹄疫に関するPCR検査（遺伝子検査）を行い、陽性が確認された家畜又は臨床症状から家畜防疫員により家畜伝染病にかかっていると判断された家畜。

疑似患畜とは、患畜との同居等により病原体に感染又は感染の疑いがあり、患畜となる可能性のある家畜（疑似患畜）で、いずれも、専門家の意見を聞き、家畜伝染病予防法に基づく口蹄疫の殺処分等の防疫措置の対象となる。

○ 埋却処分と焼却処分

口蹄疫の患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいて行う指示に従い、遅滞なく埋却しなければならない。埋却が困難な場合には、焼却又は化製処理を行う。埋却した場合、その土地は3年間発掘禁止。

○ 汚染物品

口蹄疫に感染した家畜は埋却及び焼却処分されるが、家畜の死体のほかに家畜に接する多くの物品は口蹄疫ウイルスに汚染されている可能性があり、汚染物品と呼ばれている。汚染物品は、生乳、糞尿などの家畜の排せつ物、飼料、敷きわらなど多岐に渡り、それぞれ処分方法が規定されている。

○ 移動制限区域と搬出制限区域

移動制限区域は、口蹄疫の発生と同時に、発生農場を中心とする原則半径10キロメートル以内の区域を指し、生きた偶蹄類の家畜やその死体等の移動が、最終発生例の防疫措置完了後21日間禁止される。また、この区域内のと畜場及び家畜市場は閉鎖される。

搬出制限区域は、移動制限区域の外側に発生農場を中心とする原則半径20キロメートル以内の区域を指し、生きた偶蹄類の家畜の搬出制限区域外への移動等が防疫措置完了後21日間制限される。

なお、移動制限区域及び搬出制限区域については、神奈川県知事が定める。

○ 消毒ポイント

口蹄疫が発生した場合、国の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、移動制限区域や搬出制限区域が定められ、発生農場を中心に半径1キロメートル区域内及び各制限区域境界周辺に、発生状況に応じて家畜運搬車両等の消毒を行う共同車両消毒施設を指す。

○ 自主消毒ポイント

前記以外で、本市が独自で設置する家畜運搬車両等の消毒を行う共同車両消毒施設を指す。

○ 家畜伝染病予防法

家畜の伝染病疾病の発生及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的として定めた法律。家畜伝染病予防法第2条1項では、具体的に28種類の家畜伝染病を定めている。

<家畜伝染病予防法第3条の2の3項>

都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施に関し、協力を求めることができる。

第5節 その他の特定家畜伝染病対策

家畜伝染病予防法で位置づける重大な伝染病が発生した場合、2節、3節、4節を準用する。

第3章 社会インフラ事故発生時の対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

- 1 大規模断水等（主たる所管局は水道局）
- 2 水源域又は各水道施設における毒物・劇物等の異物混入事件又は事故等により、水道水の飲用が人の健康に悪影響を及ぼす水質異常が発生する事態（主たる所管局は水道局）
- 3 渇水（主たる所管局は水道局）
- 4 大規模広域停電（主たる所管局は総務局危機管理室）

第2節 大規模断水等対策

この節は、水道局施設等における限定的な事故等（大規模事故の場合、発生場所は、災害扱い）により、市域において、大規模な断水等が発生した場合の市民への影響等に対しての応急対策を定める。

1 事前対策

(1) 情報連絡体制の確立

関係区局は、大規模な断水発生時に迅速かつ的確な緊急活動を早期に行えるよう、関係機関等との情報連絡体制を整備する。

(2) 応急給水体制の整備

水道局は、断水地域への応急給水活動が迅速に行えるよう、局内の体制や他都市等との応援体制を整備するとともに、応急給水訓練を実施する。

(3) 資機材の整備

水道局は、応急復旧・応急給水活動を迅速かつ効果的に行うために、備蓄拠点及び必要な資機材を整備する。

(4) バックアップ体制の整備

水道局は、断水範囲を最小限に抑え、早期に効果的な復旧ができるよう、配水ブロックシステムを構築する。

2 応急対策

(1) 関係機関への通報

大規模な断水が発生した場合は、関係機関へ通報、連絡等を実施する。

(2) 応急対策時における情報受伝達及び応急給水活動時の連絡系統（巻末「情報受伝達系統図」参照）

3 水道局における応急対策

(1) 応急体制

事故等により給水機能に大きな支障が生じた場合には水道局内に応急給水体制を確立し、迅速な情報収集分析を行い、施設の被害による二次災害の防止を努めるとともに、市民に対する広報、応急給水及び応急復旧作業を実施する。

(2) 広報

路上広報（広報車）やウェブサイト等により、市民に対し、断水状況及び応急給水場所等の広報を実施する。

(3) 応急給水活動

運搬給水	配水池等から取水し、給水車等にて運搬給水を行う。
災害時給水所における給水	配水池、災害用地下給水タンク、緊急給水栓及び耐震給水栓等の災害時給水所にて給水を行う。

(4) 応援要請

事件等の緊急事態の発生状況などにより、規模に応じた人員車両等の応援を外部より得て、応急給水・応急復旧作業を行う。

外部応援要請	水道局長は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議する。
応援隊の指揮	応援隊は、水道局長の指揮下に入るものとし、各応援隊には市水道局職員を適切に配備して、作業の効率を高めるため、応援隊の誘導、指揮等を行う。
応援要請先	水道局独自の事件等の緊急事態時における応援要請先は、「水道局防災計画」に定めるとおり

4 消防局における応急対策

(1) 消防警防体制の強化

ア 広報隊、消防活動二輪隊、消防隊等による巡回

(7) 出火防止と早期通報の広報

(4) 火災警戒

(9) 消防水利の確認と使用可否の実態把握

イ 航空隊による広報の実施（出火防止と早期通報）

ウ ホースの増強積載

エ 非常用消防車（水槽車）の配備

(2) 消防活動時の部隊運用留意事項

ア 防火水槽、プール、河川等自然水利への水利部署

イ 必要消防隊の早期増強要請

ウ 水槽車の効率的運用

エ 中継ポンプ隊の運用

オ 防火水槽への補水隊の運用

(3) 図上検討等の実施

ア 地域の実情にあわせた消防戦術の検討

イ 各種警防計画に基づく図上検討の実施

ウ 消防団、企業自衛消防隊等に対する早期出場体制確立の呼び掛け

5 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名称	横浜市大規模断水等対策警戒体制	
責任者	水道事業管理者（代務者：水道技術管理者）	
事務局	水道局	
関係区局	水道局、政策経営局、総務局危機管理室、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び責任者が指定する区局	
確立基準	1 大規模断水（断水戸数が概ね1万戸以上の規模となる断水）等が発生した場合又はそのおそれがある場合 2 責任者が必要と認める場合	
廃止基準	第2部第2章第1節5に定めるとおり	

(2) 警戒本部体制

名称	横浜市大規模断水等対策警戒本部	〇〇区大規模断水等対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	水道局、政策経営局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 大規模断水等が発生し復旧までに	1 区内で大規模断水等が発生し復旧

	長時間を要する場合 2 市警戒本部長が必要と認める場合	までに長時間を要する場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名称	横浜市大規模断水等対策本部	〇〇区大規模断水等対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	水道局、政策経営局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	第2部第2章第3節2に定めるとおり	
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

6 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報の実施に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（水道局の事務を除く。）。
市民局	所管施設等との連絡調整に関すること。
医療局	医療機関との連絡調整に関すること。
医療局病院経営本部	市立病院との連絡調整に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 大規模断水等における応急対策（警防体制等）に関すること。
水道局	1 大規模断水等に関する実務対策全般に関すること。 2 大規模断水等に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 3 断水区域等への広報、応急給水及び応急復旧作業に関すること。 4 協力協定機関への応援要請に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること。 4 区民への広報に関すること。

第3節 水質汚染事件・事故対策

この節は、水源域又は各水道施設における毒物・劇物等の異物混入事件又は水質汚染事故の発生等により、水道水の飲用が人の健康に悪影響を及ぼす水質異常が発生する事件等の緊急事態において、市民給水や市民への健康被害を最小限にするために必要な対策を定める。

1 事前対策

(1) 水道水の水質検査体制

水道局は、水質検査計画に基づき、水道水が水質基準に適合し安全であることを確認する。

(2) 水道施設の安全対策

水道局は、侵入者の防止など水道施設の安全対策として施設の巡回及び機械警備などによる安全対策を実施する。

(3) 事業者への啓発

医療局は、貯水槽水道設備の安全管理について、啓発等を行う。

(4) 市民への啓発

水道局は、市民に対して、水道水に不審な点がある場合等の通報先について広報を行い、市民から通報があった場合は、直ちに水質検査及び現地調査を行う。

(5) 調査・研究の取組み

関係区局は、水道施設への毒物・劇物等の混入事件・事故等に関する応急対策・応急給水対策に必要な調査・研究に努める。

(6) マニュアルの整備

水道局は、「水質汚染に対する行動マニュアル」などのマニュアルを整備し、関係職員に対して必要な教育・訓練を実施し、体制の確保を図る。

2 応急対策

(1) 初動体制

ア 関係機関への通報

水源域又は各水道施設における水質汚染事件・事故等が発生した場合、水道局は応急対策時の情報受伝達系統図に基づいて、関係機関へ通報、連絡等を実施する。

イ 断水等の措置

水道水が起因となる市民への健康被害の発生及び拡大を防止するために、水道局は、断水等の緊急措置を行う。

ウ 市民への通報

水道水が起因となる市民への健康被害の発生及び拡大を防止するために、水道局及び関係機関は、関係地域の市民に対して、放送設備を有する車両、放送機関及び消防局航空隊等により「水道水の安全が確認されるまで水道を使用しない。」などの広報を行う。

(2) 応急給水体制

断水等の緊急措置を行った場合は、「第3部第3章第2節大規模断水等対策」に準じて、水道局内に応急給水体制を確立し、情報分析を行い必要な地域に応急給水作業を実施する。

ア 広報

水道局及び関係機関は、関係地域の市民に対して、断水措置・応急給水実施の広報を行う。

イ 応急給水活動

水質検査により汚染のないことを確認後、配水池等から取水し、車両等による運搬給水を行うほか、配水池及び災害用地下給水タンク・緊急給水栓から直接給水を行う。

ウ 応援要請

事件・事故等の発生状況等により、規模に応じた人員車両等の応援を外部より得て、応急給水作業を行う。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市水質汚染対策警戒体制
責 任 者	水道事業管理者（代務者：水道技術管理者）
事 務 局	水道局
関 係 区 局	水道局、政策経営局、総務局危機管理室、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局及び責任者が指定する区局
確 立 基 準	1 水質汚染のおそれがあり、取水あるいは給水制限を行う可能性がある場合 2 水質汚染の発生により、取水あるいは給水停止を含む制限を行う場合
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市水質汚染対策警戒本部	〇〇区水質汚染対策警戒本部
-----	---------------	---------------

警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	水道局、政策経営局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 水道水を起因とする市民の健康被害が発生した場合 2 市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内で水道水を起因とする市民の健康被害が発生した場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名称	横浜市水質汚染対策本部	〇〇区水質汚染対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	水道局、政策経営局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、消防局及び市本部長が指定する局	区長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 水道水を起因とする市民の健康被害が複数区で発生した場合 2 市本部長が必要と認める場合	1 市本部長から設置の指示を受けた場合 2 区本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 ※ 1、2については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 横浜国立大学との連絡調整に関する事。
総務局危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関する事。 3 区局間の総合調整及び統制に関する事（水道局の事務を除く。）。 4 現地への情報収集要員派遣に関する事。 5 大規模断水における応急対策（警備体制等）に関する事。 6 市民への広報に関する事。
医療局	1 医療機関との連絡調整に関する事。 2 貯水槽設備の安全管理に関する事。
医療局病院経営本部	市立病院における医療活動に関する事。
みどり環境局	1 事件等により発生した水質汚濁等の技術的助言に関する事。 2 環境測定に関する事。 3 平常時における有害物質等の取扱施設等に係る資料提供に関する事。
消防局	1 緊急事態発生時の通報受理及び危機管理室への伝達に関する事。 2 救急・救護活動に関する事。
水道局	1 水源域又は各水道施設における水質汚染事件・事故の防止対策に関する事。 2 水源域又は各水道施設における水質汚染事件・事故に関する実務対策全般に関する事。 3 水源域又は各水道施設における水質汚染事件・事故に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関する事。 4 広報、応急給水及び応急復旧作業に関する事。 5 協力協定機関への応援要請に関する事。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事。 4 区民への広報に関する事。 5 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関する事。

第4節 渇水対策

この節は、横浜市の水源地である相模川水系及び酒匂川水系の集水域において、降水量が少ない状況が長期にわたるなどして、貯水施設（相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖、丹沢湖）の貯水量が著しく減少する等、渇水が予測される場合に、給水制限や応急給水等の応急対策について定める。

1 事前対策

(1) マニュアルの整備

水道局は、渇水に対して「横浜市水道局渇水対策マニュアル」などのマニュアルを整備し、関係職員に対して必要な教育・訓練を実施し、体制の確保を図る。

(2) 水道局緊急事態等対策委員会の設置

渇水時対策（横浜市の水源地振替並びに給水制限等の段階的強化）の方法及びその実施時期についての技術的検討及び市民広報についての検討を行うための委員会を水道局内に設置する。

(3) 資機材の整備

水道局は、応急復旧・応急給水活動を迅速かつ効果的に行うために、備蓄拠点及び必要な資機材を整備する。

(4) バックアップ体制の整備

水道局は、断水範囲を最小限に抑え、早期に効果的な復旧ができるよう、配水ブロックシステムを構築する。

2 緊急時対策（渇水時対策の実施）

(1) 情報連絡体制の確立

関係区局は、渇水時に迅速かつ確かな緊急活動を早期に行えるよう、関係機関等との情報連絡体制を整備する。

(2) 渇水時対策

ア 広報

渇水時対策を進めるにあたり、需要者の理解と協力を得ることは重要であるため、広報の実施時期及び内容等を定め、市本部及び区本部と協力し、市民に対し応急給水実施場所の広報を実施する。

イ 給水制限

渇水は、気象状況により左右されるものであるから、給水制限の計画は、渇水が進行するという前提で、渇水の緩やかな段階から厳しい段階までを想定し、渇水による水源水量の不足状況に応じて、給水制限を次表に示す段階に分ける。

<段階別給水制限>

段階	給水制限概要	目標給水制限率
第1段階	自主的節水 需要者による自主制限によって給水量を削減する。	5%
第2段階	減圧給水 第1段階の措置に加えて、給・配水システムを減圧することにより、給水量を節減する。	10%～15%
第3段階	時間給水 時間を限って給水することにより、給水量を節減するものであり、第1、第2段階における措置によっても節減できない場合にやむを得ず実施するものである。	20%以上

ウ 応急給水

断水区域の発生が予想される場合は、応急給水を行う拠点をあらかじめ選定し、予想断水区域内人口から必要な応急給水量を想定して、応急給水用取水場所、応急給水資機材、車両及び職員配置等について定める。

運搬給水	配水池等から取水し、給水車等にて運搬給水を行う。
災害時給水所における給水	配水池、災害用地下給水タンク、緊急給水栓や耐震給水栓等の災害時給水所にて給水を行う。

エ 緊急水源等の検討

河川維持流量の暫定取水や、他の水利権の転用及び相互融通の可能性について検討し、その可能水量、協議の相手方を検討する。

オ 水質管理の強化

渇水時には原水の水質悪化が予想されるため、浄水過程における水質管理の強化が必要である。また、給水栓においては、出水不良や断水による色、濁り、有利残留塩素濃度の低下等が予想される地区に対する水質管理（塩素消毒等）の強化が必要である。

カ 応援体制

渇水時における応援要請先は、「水道局防災計画」で別に定める。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市異常渇水対策警戒体制
責 任 者	水道事業管理者（代務者：水道技術管理者）
事 務 局	水道局
関 係 区 局	水道局、政策経営局、総務局危機管理室、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び責任者が指定する区局
確 立 基 準	1 異常渇水（渇水のうち、横浜市の水源が枯渇するおそれ）の場合 2 責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

※上位体制に移行する場合は、警戒本部体制は設置せず、対策本部体制へ。

(2) 対策本部体制

名 称	横浜市異常渇水対策本部	〇〇区異常渇水対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	水道局、政策経営局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	第2部第2章第3節2に定めるとおり	
廃 止 基 準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事 務 分 掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報の実施に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（水道局の事務を除く。）。
市民局	所管施設等との連絡調整に関すること。
医療局	医療機関との連絡調整に関すること。
医療局病院経営本部	市立病院との連絡調整に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 異常渇水時における応急対策（警備体制等）に関すること。

水 道 局	1 異常湧水に関する実務対策全般に関すること。 2 異常湧水に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 3 断水区域等への広報、応急給水及び応急復旧作業に関すること。 4 協力協定機関への応援要請に関すること。
発 生 区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること。 4 区民への広報に関すること。

第5節 大規模広域停電対策

広域停電の防止及び停電事故発生時の復旧は、電力事業者の対応によるところであるが、この節では、大規模かつ広域的な人為的要因による停電事故等に対処するための市の対策について定める。

【参考】東京電力パワーグリッド(株)の対策

東京電力パワーグリッド(株)は、広域停電の防止を図る観点から、電源となる変電所の新設、基幹送電系統の連系推進をはじめ、電力流通設備の新設、増設、強化、改修を実施する。また、停電範囲の縮小、影響の減少を図るため、負荷の分散を行う拠点変電所の新設を計画的に推進するなど設備の改善を計る一方、日常における停電防止対策や、万一の停電事故発生時の基本的な諸方を推進する。

1 事前対策（停電事故発生防止の基本対策）

- (1) 変電設備、送電設備等への立入・昇塔防止設備等安全対策設備の設備強化
- (2) 事故発生のおそれのある設備の事前改修の徹底
- (3) 同種・同類事故再発防止策の検討及び設備改修による再発防止の徹底
- (4) 電力設備工事実施時の工法・工程を検討し、事故防止策、安全対策の確立と実践
- (5) 送電線下での建設機器等による感電及び停電事故防止の周知とパトロールの実施
- (6) 地中送電線経路での土木工事によるケーブル損壊防止の周知とパトロールの実施

2 応急対策（停電事故発生時の基本対策）

- (1) 情報連絡活動
停電範囲を速やかに把握するため、設備の保守、管理を行っている（総）支社、事務所等とより確実な停電状況、事故箇所の状況収集にあたり、市本部との連絡に努める。
- (2) 復旧資材の調達
予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、復旧に必要な資材を輸送し、復旧工事の迅速化に努める。
- (3) 復旧要員の確保
非常災害対策要員をあらかじめ定めておき、復旧に必要な要員の出勤を指示するとともに、必要に応じ請負会社にも協力要請を行う。
- (4) 復旧計画
応急復旧は、原則として人命にかかる箇所、重要施設に供給する設備及び主要系統から行う。

1 事前対策

- (1) 情報連絡体制の整備
総務局危機管理室は、大規模広域停電が発生した場合の緊急活動を早期に行えるよう、東京電力パワーグリッド(株)との情報連絡体制をあらかじめ定める。
総務局危機管理室及び関係・構成区局は、警察等関係機関との情報連絡体制をあらかじめ定める。
- (2) 電力需給ひっ迫時の広報等
電力需給ひっ迫時は、東京電力パワーグリッド(株)と連携し、停電回避に向けた広報等に協力する。
- (3) 停電時の行政機能の維持・確保
各区局は、必要な機能を維持するための非常用電源設備の整備と燃料の備蓄を継続的に実施し、適切な維持・管理を行う。また、自立・分散型エネルギーや再生可能エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化を図る。
- (4) 市民への知識の普及・啓発

各区局は、平常時から、市民に対して、必要に応じた発電機器などの備蓄等、停電時の備えについて知識の普及・啓発を図る。また、通電火災等、大規模停電時に起こり得る事故等への注意喚起を行う。

(5) 緊急時の電力供給対策に向けた重要施設等の把握

総務局危機管理室及び各区局は、東京電力パワーグリッド(株)と連携して、大規模停電時の電力供給対策のため、ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等及び応急対策実施時の拠点となる施設等の把握に努める。

(6) 関係機関との連携強化

各区局は、緊急時の電力供給対策のため、所管する業務に関して必要な協定等を締結し、安定的な協力関係の構築に努める。

2 応急対策

(1) 初動体制

総務局危機管理室は、大規模広域停電の情報を覚知した場合は、必要に応じて、関係区局等に通報し、必要な組織体制を設置する。大規模広域停電の情報は、原則として、東京電力パワーグリッド(株)の通報によるものとし、他の方法により覚知した場合は、同社に事実確認を行う。

(2) 主な活動

- ア 情報収集体制の確立
- イ 関係区局及び関係機関等との連絡体制の確保
- ウ 各区局及び所管施設等における非常用電源・発電機燃料の確保
- エ 停電発生区域に対する警戒監視活動の強化
- オ 県警察との連携（交通規制措置、交通整理、警戒活動、防犯 等）
- カ 病院、地下鉄等の重要施設における非常電源による電力供給の確保
- キ 水道施設における非常電源によるポンプ場等の運転継続
- ク 断水時を想定した、給水車等の準備
- ケ 水運用計画の策定及び実施
- コ 市民への情報提供及び広報
- サ 施設利用者の状況確認及び安全確保のための措置
- シ 大規模停電の状況及び気象等を勘案し、必要に応じて、市民利用施設等の開放又は避難所の開設等の実施
- ス その他、各区局による状況に応じた措置

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市大規模広域停電警戒体制	
責 任 者	危機管理副統括責任者	
事 務 局	総務局危機管理室	
関 係 区 局	総務局危機管理室、消防局及び責任者が指定する区局	
確 立 基 準	1 大規模広域停電（1万軒以上）が発生し、復旧に3時間以上を要する場合 又は1時間を超えても復旧の目途がたたない場合 2 その他、被害が予測され、責任者が必要と認める場合	
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり	

(2) 警戒本部

名 称	横浜市大規模広域停電警戒本部	〇〇区大規模広域停電対策警戒本部
警 戒 本 部 長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等

組織構成	政策経営局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、水道局、交通局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 大規模広域停電（5万軒以上）が発生し、復旧に3時間以上を要する場合又は1時間を超えても復旧の目途がたたない場合 2 その他、被害が予測され、市警戒本部長が必要と認める場合	1 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 2 区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名称	横浜市大規模広域停電対策本部	〇〇区大規模広域停電対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
構成区局	政策経営局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、水道局、交通局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	第2部第2章第3節2に定めるとおり	
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること 4 関連情報の広報の実施に関すること ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	下記「施設等所管区局」に定めるとこと。
総務局危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること。 4 東京電力㈱及び関係機関との連絡調整に関すること。 5 非常電源・発電用燃料等の確保に関すること。
市民局	下記「施設等所管区局」に定めるとこと。
医療局	医療機関との連絡調整に関すること。
医療局病院経営本部	下記「施設等所管区局」に定めるとこと。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 広報隊、消防隊等による巡回及び広報に関すること。 3 消防水利の管理に関すること。
水道局	1 下記「施設等所管区局」に定めるとこと。 2 断水時等の応急給水体制に関すること。 3 断水時の水運用に関すること。
交通局	下記「施設等所管区局」に定めるとこと。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 区民からの相談等に関すること。 3 区民への広報に関すること。 4 区庁舎における非常電源・発電用燃料等の確保に関すること。
施設等所管区局	1 所管施設（所管区域・設備等を含む。）に関する情報等の収集、伝達、集約に関すること。 2 所管施設等の非常電源・発電用燃料等の確保に関すること。 3 関係機関との連絡体制の確保及び連絡調整に関すること。

第4章 危険動物・有害昆虫などの対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

市内における危険動物（野生動物以外のもの）逸走事件

- 1 市立動物園の危険動物逸走事件（主たる所管局はみどり環境局）
- 2 民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件（主たる所管局は医療局）

第2節 市立動物園の危険動物逸走事件対策

この節での危険動物は、横浜市立動物園危険動物脱出防止対策要綱（以下、この節において「要綱」という。）に定める危険動物をいう。なお、対策の細部は、要綱による。

1 事前対策

園長は、危険動物の逸走を未然に防止するために、次の対策を講ずることとする。

(1) 動物舎及び外柵の適切な管理

- ア 動物舎及び外柵の整備を行い、必要に応じて専門知識を有する者に構造上の検査を依頼する。
- イ 検査により指摘事項があった場合、又は不備を発見した場合は、速やかにその対策を講じる。
- ウ 動物舎、外柵等の施設は、耐用年数を考慮して整備計画を策定し、計画的に施設の整備を行う。
- エ 定期的に動物舎の鍵の数や施錠箇所及び捕獲用具の点検を行う。

(2) 日頃の安全確認

- ア 通常の飼育業務においては、動物数の確認や飼育室の各扉の施錠確認をその都度実施する。
- イ 動物舎の出入口及び各飼育室の扉の開放は厳禁とし、万が一、飼育室から動物が逸走することであっても、さらに動物舎から外に出ることのないよう設置されているダブルキャッチ（二重扉）システムを有効に利用し、管理通路内等動物舎内での捕獲収容に努め、動物舎からの逸走を未然に防ぐ。
- ウ 園内では、不審者等にも注意を払う。
- エ 夜間は警備員の巡視を行い、動物舎の異常の早期発見に努め、不審者の侵入を防ぐ。

(3) 危険動物の逸走を想定した備品の整備

事件発生時に必要となる危険動物の捕獲用具や救急物品等の備品を備え、直ちに使用できるよう定期的に捕獲用具等の点検等を行い適正に管理保管する。

(4) 危険動物捕獲訓練の実施

原則として、毎年1回以上、危険動物の逸走を想定した総合的な捕獲訓練を実施する。

(5) 危険動物の輸送

輸送は専門業者に委託するが、逸走事件が生じないように、輸送計画を確認し必要な指示を与える。

2 応急対策

(1) 初期対応

動物園職員は、動物舎から園内への危険動物逸走事件が発生した場合は、さらに園外へ逃走することを防ぐために、入園者等の安全を確保しながら、園外へ出る門を全て閉鎖する。また、逸走した動物の位置を追跡し、確認するとともに、捕獲用具を整え、危険動物の捕獲を行う。

(2) 入園者の安全確保

市立動物園開園時間内に事件が発生した場合、動物園職員は、危険動物が逸走したことを入園者に対して放送で知らせるとともに、避難場所への誘導を実施し、入園者の安全を確保する。また、負傷者が発生した場合に備えて、救急物品を準備する。

(3) 関係機関への通報

園長は、関係区局又は警察署等に速やかに連絡をする。

(4) 関係機関との連携

みどり環境局は、警察署等関係機関との連携を図り、危険動物の捕獲及び市民の安全確保のための支援や対策を講ずるために必要な事項についての助言を得る。

(5) 避難誘導等

危険動物が園外に逸走した場合、みどり環境局は、警察署等と当該動物の習性に基づいて、予想される警戒区域及び立入禁止区域設定等に関して、連携を図るものとする。また、関係機関と連携して、周辺住民等の避難誘導等を行う。

(6) 広報

危険動物が園外に逸走した場合、関係区及び総務局危機管理室は、警察署等関係機関と協力して

- ①事件発生と現在の状況、②立入禁止区域等の設定、③外出の抑止、④建物の扉・窓の施錠確認、⑤危険動物発見時の通報先（警察署・区役所）の広報を行い、市民の安全確保を図る。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市立動物園危険動物逸走警戒体制
責 任 者	みどり環境局危機管理責任者
事 務 局	みどり環境局
関 係 区 局	みどり環境局、総務局危機管理室、消防局及び責任者が指定する区局
確 立 基 準	1 市立動物園の危険動物が動物舎から逸走した場合 2 責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市立動物園危険動物逸走警戒本部	〇〇区市立動物園危険動物逸走警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	みどり環境局、政策経営局、総務局、医療局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内で市立動物園の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合 2 市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内で市立動物園の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 区警戒本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市立動物園危険動物逸走対策本部	〇〇区市立動物園危険動物逸走対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	みどり環境局、政策経営局、総務局、医療局、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内で市立動物園の逸走した危険動物が多数の人的被害を与えた場合 2 市本部長が必要と認める場合	1 区内で市立動物園の逸走した危険動物が多数の人的被害を与えた場合 2 市本部長から設置の指示を受けた場合 3 区本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
-------	------

政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関する事。 3 区局間の総合調整及び統制に関する事（みどり環境局の事務を除く。） 4 関係機関との連絡調整に関する事。 5 市民への広報に関する事。
医療局	医療機関への協力依頼に関する事。
みどり環境局	1 市立動物園からの危険動物逸走防止対策の実施に関する事。 2 危険動物逸走に関連する情報の収集・関係機関との連絡調整に関する事。 3 立入禁止区域等の設定に関する事。 4 逸走した危険動物の捕獲等に関する事。 5 市立動物園入園者等の安全確保に関する事。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関する事。 2 救急・救護活動に関する事。 3 現場仮救護所の設置に関する事。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事。 4 区民への広報に関する事。 5 区域における避難誘導等に関する事。 6 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関する事。 7 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関する事。
<p>全区局は、第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。</p> <p>○所管施設内へ危険動物が進入した場合、所管施設内の保安に関する事。</p> <p>○逸走した危険動物の捕獲等の協力に関する事。</p>	

5 事後対策

園長は、再発の防止に向け、次の対策を講じる。

(1) 全動物舎の点検

危険動物逸走の原因となる破損箇所、劣化箇所等の点検を行う。また、動物舎の錠の数や施錠箇所の再点検を行う。

(2) 捕獲用具等の再点検

使用した捕獲用具等の破損の有無を再点検する。

(3) 再発防止に向けた検証

再発防止に向け、実施した対策について検証を行い、マニュアル等に反映する。

第3節 民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件対策

この節での危険動物は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この節において「法」という。）第25条の二及び同法施行令第3条に定める特定動物をいう。

1 事前対策

危険動物に関しては、医療局が飼養許可業務を行い、飼養者に対する飼養状況の監視を行うとともに、逸走防止に関する指導を実施する。

2 応急対策

(1) 警戒体制等の確立

危険動物の飼養者及び各区局は、民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件が発生し、人的被害を与えるおそれがある場合は、直ちに医療局に通報する。

前記の通報を受けた医療局長は、直ちに警戒体制を確立する。総務局危機管理室は、支援する。

被害等を最小限に止めるために、危険動物逸走事件の状況等に応じて、上位体制へ移行する。

(2) 関係機関との連携

総務局危機管理室は、警察署等関係機関との連携を図り、危険動物の捕獲及び市民の安全確保のための支援や対策を講ずるために必要な事項についての助言を得る。

(3) 捕獲等の対応

医療局は、警察署等の求めに応じて、逸走した危険動物の飼養者等の情報提供を行う。

ア 飼養者が判明した場合

医療局は、法 32 条に基づき、当該動物の飼養者に対して、捕獲等の措置を命じる。

なお、当該飼養者から捕獲等の依頼があった場合又は当該飼養者が捕獲することが困難と判断される場合は、関係区局及び警察署等関係機関との連携を図り、捕獲等に協力する。

イ 飼養者が判明しない場合

総務局危機管理室は、関係区局及び警察署等関係機関と調整し、当該動物の捕獲等を検討する。

(4) 情報提供・広報

みどり環境局は、当該動物の習性に関する情報収集を行い、安全対策について情報提供を行う。

関係区及び総務局危機管理室は、広報を行い、市民の安全確保を図る。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市危険動物逸走警戒体制	
責 任 者	医療局危機管理責任者	
事 務 局	医療局（総務局支援）	
関 係 区 局	医療局、総務局危機管理室、みどり環境局、消防局及び責任者が指定する区局	
確 立 基 準	1 市内で民間事業者・個人所有の危険動物が飼養施設等から逸走した場合 2 責任者が必要と認める場合	
廃 止 基 準	第 2 部 第 2 章 第 1 節 5 に定めるとおり	

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市危険動物逸走警戒本部	〇〇区危険動物逸走警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	政策経営局、総務局、医療局、みどり環境局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合 2 市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が人的被害を与えるおそれがある場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 区警戒本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	第 2 部 第 2 章 第 2 節 4 に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市危険動物逸走対策本部	〇〇区危険動物逸走対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	政策経営局、総務局、医療局、みどり環境局、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が多数の人的被害を与え、なお、そのおそれが継続する場合 2 市本部長が必要と認める場合	1 区内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が多数の人的被害を与え、なお、そのおそれが継続する場合 2 市本部長から設置の指示を受けた場合 3 区本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	第 2 部 第 2 章 第 3 節 4 に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関する事。 3 区局間の総合調整及び統制に関する事（医療局の事務を除く。） 4 関係機関との連絡調整に関する事。 5 市民への広報に関する事。
医療局	1 医療機関への協力依頼に関する事。 2 危険動物の飼養許可業務及び逸走防止対策に関する事。 3 危険動物逸走に関連する情報の収集に関する事。 4 逸走した危険動物の飼養者からの相談に関する事。 5 逸走した危険動物の飼養者に対する指導に関する事。
みどり環境局	1 逸走した危険動物に関連する動物の情報収集に関する事。 2 逸走した危険動物に対する安全対策についての情報提供に関する事。 3 逸走した危険動物の市立動物園での一時保管協力に関する事。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関する事。 2 救急・救護活動に関する事。 3 現場仮救護所の設置に関する事。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事。 4 区民への広報に関する事。 5 区域における避難誘導等に関する事。 6 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関する事。 7 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関する事。
<p>全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。</p> <p>○所管施設内へ危険動物が進入した場合、所管施設内の保安に関する事。</p> <p>○逸走した危険動物の捕獲等の協力に関する事。</p>	

5 事後対策

(1) 飼養者に対する指導等

医療局は、危険動物の逸走事件が発生した場合には、その原因を追究するとともに、当該事件発生の原因となった飼養者に対して、施設等の改善指示や飼養上の問題点の指導を行い、必要に応じて、危険動物の飼養許可取消し措置を実施する。

(2) 飼養者が判明しない場合の措置

当該動物を捕獲後、飼養者が判明しない場合、総務局危機管理室、医療局及びみどり環境局は、逸走の動物として取り扱うか、又は遺棄動物として取り扱うのかを警察署等関係機関と協議し、一時保管や処分などの措置を決定する。

みどり環境局は、当該動物の市立動物園での一時保管に協力する。

(3) 事件を踏まえた啓発

医療局は、事件の発生状況を踏まえて、飼養者に対する施設等の安全管理などについて、広く情報を提供し啓発を行う。

6 本計画の対象以外の動物等逸走事件対策への準用

市域で本計画の対象とならない動物（法で定める危険動物以外）等の逸走事件が発生し、人的被害が多数発生するおそれがある場合には、本計画を準用し対応する。

第5章 大気汚染対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この章において「法」という。）が定める大気汚染緊急時のうち、市域に光化学スモッグ警報及び重大緊急時警報が発令された場合（主たる所管局はみどり環境局）

第2節 光化学スモッグ対策

1 光化学スモッグ警報等の発令基準

県知事が、法及び「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」に基づき発令する。

発令区分	発令基準
A型予報	光化学オキシダントの注意報の発令基準の程度に汚染すると予測したとき
注意報	市域の測定局において光化学オキシダントの1時間値が0.12ppm以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められた場合
警報	市域の測定局において光化学オキシダントの1時間値が0.24ppm以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められた場合
重大緊急時警報	市域の測定局において光化学オキシダントの1時間値が0.40ppm以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められた場合

2 事前対策

(1) 監視体制

ア 常時監視

みどり環境局は法第22条に基づき、大気汚染測定局を設置して、市内の全区で大気汚染状況の常時監視を行っている。光化学オキシダントは、19箇所測定し、常時監視データを県にオンラインで送信する。

また、大気汚染物質排出量が大規模な市内の工場・事業場からの排出量等を監視するため、大気発生源常時監視システムを設置している。

イ 広域汚染の監視

県は、常時監視データ等に基づいて、光化学スモッグ情報を発信する。

(2) 連絡網の整備

みどり環境局は、県から伝達された光化学スモッグ情報を関係機関へ伝達するための連絡網を整備する。

(3) 広報・啓発

ア 市民への広報・啓発

みどり環境局は、市ウェブサイトなどで光化学スモッグに関する広報・啓発を行う。防災情報Eメール及び県の光化学スモッグ情報サービス等について、市民に周知を図る。

また、市・区庁舎及びその他関係施設の管理者は、光化学スモッグ情報が伝達された場合、館内放送等で市民に広報を行う。

神奈川県の光化学スモッグ情報サービス	
テレホンサービス	050-5306-2687
ウェブサイト	https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/hatsurei/index.html
メールサービス	https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/other/mail.html

イ 学校関係者

県は、毎年、啓発用パンフレットを作成し、学校関係者への配布を行う。学校関係者は、学校内で責任者を置くなど連絡体制の整備を行い、防災情報Eメールや県の光化学スモッグ情報サービス等を利用して、事前対策を図る。

3 応急対策

市域に光化学スモッグ警報・重大緊急時警報が発令された場合の応急対策は、「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」に基づいて実施する。

(1) 警報等の連絡

みどり環境局から各関係機関へ発令内容を連絡する。

(2) 被害発生防止

市・区庁舎及び関係施設の管理者は、館内放送等を通じて、市民に注意を呼びかける。

(3) 被害発生時の連絡

光化学スモッグによる被害及びこれに類似する被害の発生を知り得た各機関は、速やかにみどり環境局へ連絡する。ただし、市立学校において発生した被害については教育委員会事務局を経由し、みどり環境局へ連絡する。入院するなどの重症被害者が生じた場合は、みどり環境局と当該区福祉保健センターで協議して現地調査し、被害状況はみどり環境局がとりまとめて県に報告する。

(4) 大気汚染物質の削減措置の要請

警報が発令された場合、県知事は、大気汚染物質排出量が大規模な工場・事業場に対して、汚染物質排出量の削減措置をとるべきことを要請する。

重大緊急時警報が発令された場合、県知事は、当該事態が工場等から排出されるばい煙に起因する場合は、大規模工場・事業場に対して、汚染物質排出量の削減措置をとるべきことを命じ、自動車排出ガスに起因する場合は県公安委員会に対して、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による措置をとるべきことを要請する。

県知事が大規模工場・事業所等に大気汚染物質の削減措置の要請を行った場合、みどり環境局は、大気発生源常時監視システムを用いて、削減措置状況の確認を行う。

4 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市光化学スモッグ対策連絡会	
責 任 者	みどり環境局危機管理責任者	
事 務 局	みどり環境局	
関係区局	みどり環境局、総務局危機管理室、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、教育委員会事務局及び責任者が指定する区局	
確 立 基 準	市域に警報が発令された場合	
廃 止 基 準	1 第 2 部第 2 章第 1 節 5 に定める場合 2 市域に発令されていた警報が解除された場合	

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市光化学スモッグ対策警戒本部	〇〇区光化学スモッグ対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	みどり環境局、政策経営局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、教育委員会事務局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	市域の 10 箇所以上の測定局で光化学オキシダントの 1 時間値が 0.24ppm 以上となった場合	
廃 止 基 準	1 第 2 部第 2 章第 2 節 4 に定める場合 2 1 時間値 0.24ppm 以上の測定局が 10 箇所未満となった場合	第 2 部第 2 章第 2 節 4 に定めるとおり

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市光化学スモッグ対策本部	〇〇区光化学スモッグ対策本部
-----	----------------	----------------

本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	みどり環境局、政策経営局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、教育委員会事務局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	市域に光化学スモッグ重大緊急時警報が発令された場合	
廃止基準	1 他への体制へ移行する場合 2 市域に発令されていた光化学スモッグ重大緊急時警報が解除された場合	第2部第2章第3節4に定めるとおり

5 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報に関すること。 ※ 1～4については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市庁舎内への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の連絡に関すること。 2 横浜市立大学との連絡調整に関すること。
総務局 危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（みどり環境局の事務を除く。） 4 光化学スモッグ警報等の発令・解除等の広報に関すること。
市民局	所管施設等との連絡調整に関すること。
こども 青少年局	1 所管施設等における健康被害の防止対策の実施に関すること。 2 所管施設等への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の連絡に関すること。 3 園児等の健康被害の連絡、調査等に関すること。
健康福祉局	所管施設等との連絡調整に関すること。
医療局	医療機関への協力依頼に関すること。
医療局病院 経営本部	市立病院における医療活動に関すること。
みどり環境局	1 光化学スモッグの監視、測定値の公表に関すること。 2 関係機関への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の連絡に関すること。 3 大規模工場・事業場の大気汚染物質等の削減状況確認に関すること。 4 健康被害発生状況の確認に関すること。 5 重大な健康被害が発生した場合の現地調査に関すること。 6 関連情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 7 関連情報の広報・啓発に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。
教育委員会 事務局	1 市立学校における健康被害の防止対策の実施に関すること。 2 市立学校への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の連絡に関すること。 3 市立学校における児童生徒の健康被害の連絡、調査等に関すること。
区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 区民からの相談等に関すること。 3 区民への光化学スモッグ警報等の発令・解除等の広報に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 区民の健康被害の連絡、調査等に関すること。 6 重大な健康被害が発生した場合の現地調査に関すること。

第3節 その他の大気汚染緊急時対策

市における対策が必要と認める場合は、その態様に応じて、法令及び各区局計画等に基づく対策をとる。

【参考・用語解説】

○ 光化学スモッグ

工場や事業場あるいは自動車などから大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素は、太陽の紫外線を受けて変質し、光化学オキシダントと呼ばれる酸化性物質が生成される。光化学オキシダントは、夏季、日射が強い、気温が高い、風が弱いなどの気象条件が重なった場合には、大気中で拡散されずに滞留し、上空が霞んで白いモヤがかかったような状態となり、これを光化学スモッグという。横浜市では、昭和50年には6,000名を超える光化学スモッグによる健康被害の届出があったが、その後、発生源対策の推進に加え、情報伝達体制が確立され、光化学スモッグ注意報発令時の対応が徹底されたことなどから近年では被害が発生しない年が多い。

○ 光化学スモッグによる健康被害の症状

目や呼吸器などの粘膜を刺激して、次のような症状を訴える健康被害が生ずることがある。

目の症状（目がチカチカする、目が痛い、涙が出る等）、呼吸器の症状（喉が痛い、せきが出る、息苦しい等）、その他の症状（吐き気、頭痛等）。これらの大部分は比較的軽症の一過性のものであり、被害の発生場所は屋外がほとんどである。

第6章 食中毒対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

大規模食中毒の発生（主たる所管局は医療局）

第2節 事前対策

1 市民等への啓発

医療局は、区、関係局及び食品関係団体等と連携し、市民、食品事業者及び食品関係従事者を対象に食中毒予防のための啓発事業を行い、正しい知識の普及を図り、食中毒の発生を防止する。

2 調査体制の整備

各区は「横浜市食中毒対策要綱（医療局）」に従い、調査書類及び検体採取用の器具類を常備する等、対応体制を整えておく。

3 関係機関との連携

日頃から必要に応じて、厚生労働省、県、近隣自治体及び医療機関等との連絡調整及び情報交換を図る。

4 検査体制の整備

検体の検査は横浜市衛生研究所で実施する。また、大規模事案に関しては、必要に応じて県内衛生研究所等の応援協定に基づき対応する。

5 夜間、休庁時における体制の整備

「横浜市食中毒対策要綱」に従い、各区及び医療局における夜間、休庁時の連絡体制及び相互の職員の応援体制を定めておく。

第3節 応急対策

1 初期対応

(1) 探知

食中毒の発生の届出、通報等が医師、患者等又は患者以外（関係機関、事業者等）からあった場合は、同様の事故発生の有無を確認するとともに、調査体制を整える。

(2) 感染症への対応

医療機関等から区福祉保健センターに、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌O157等の感染症又は疑いによる患者発生の届出があった場合には、必要に応じて区福祉保健センター福祉保健課及び生活衛生課並びに医療局健康安全課及び食品衛生課が合同で調査を行う。

2 調査及び措置等

横浜市食中毒対策要綱及び横浜市食中毒処理マニュアルに定める。

3 関係機関への通報

市内で大規模食中毒が発生し、食中毒対策本部を設置した場合、医療局は必要に応じ、厚生労働省、県、関係自治体、医療機関及び関係区局等へ通報、連絡等を行う。

4 組織体制の設置基準等

(1) 食中毒対策本部（※ 「第2部第1章第2節 警戒体制」に相当）

名 称	横浜市食中毒対策本部
責 任 者	本部長（医療局長）
事 務 局	医療局
組織構成	医療局、発生区及び責任者が指定する区局
確立基準	1 患者の発生が広域にわたり、又は大規模食中毒に発展することが予測される場合 2 原因食品の製造、貯蔵、販売等に関して、広域にわたる調査が必要な場合 3 発生状況等が特異で、措置等に一元的な対応が必要な場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 食中毒の危険性が排除された場合

(2) 特別対策本部（※ 「第2部第1章第4節 市・区対策本部」に相当）

名 称	横浜市食中毒特別対策本部	〇〇区食中毒対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	医療局、政策経営局、総務局、医療局病院経営本部、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	全市域にわたり死者又は重症者の発生があり、その数が拡大しており、複数の区局による協力が必要な場合であって、市本部長が必要と認める場合	市本部長から設置の指示を受けた場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 食中毒の危険性が排除された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

5 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報に関すること。 ※ 1～4については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局 危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（医療局の事務を除く。）。
医療局	1 食中毒に関する実務的対策全般に関すること。 2 国・他都市との連絡調整に関すること。
医療局病院 経営本部	市立病院における医療活動に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること。 4 区民への広報に関すること。 5 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 6 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。
全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。 ○所管施設等の食中毒の防止に関すること。	

6 報道機関への対応等

食中毒事故の公表については、速やかに報道機関への発表を行うと同時に、市ウェブサイト等の広報媒体を活用して情報提供する。

7 行政措置（行政指導、行政処分）

原因究明の過程又は原因が究明された段階で、食中毒事件の拡大と再発を防止するために、時期を逸することなく効果的に行う。

第4節 事後対策

1 処理結果の検討

収束後に、処理経過等について検討し、得られた結果を以後の食中毒発生防止に活用する。

2 再発予防対策

事業者への啓発・監視指導

- (1) 食中毒を未然に防止するため、食品関係事業者及び事業所従業員に対し衛生講習会を行うとともに事業所への立入指導等を実施する。
- (2) 食中毒の原因となった施設に対しては、再発防止のために適宜衛生指導を実施する。
- (3) 食品の収去検査等を実施し、その結果により衛生指導を行う。

第7章 爆発物・有毒物質等事件対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

爆発物、放射性物質、生物剤、化学剤、放火等による事件及び市民に影響が及ぶおそれのある無差別殺傷事件等（主たる所管局は総務局危機管理室）

第2節 事前対策

各区局は、所管施設、医療機関、県警察、自衛隊等関係機関との情報連絡体制を整備する。

第3節 警戒活動

1 警戒活動の実施

各区局は、本章で想定する事件等の緊急事態が発生するおそれがあると認める場合（例：犯行予告、関係機関等からの通報等）には、警戒活動を実施して、発生を未然に防止するとともに、発生時の被害を最小化できるよう備える。

各区局は、庁舎及び所管施設（所管区域を含む。）の警戒を強化し、利用者の安全確保のための対策をとる。消防局は、必要に応じて、多数の人が集まる場所の巡回警戒を実施する。

2 施設所管区局及び施設管理者等（指定管理者を含む。）の活動

(1) 職員及び警備委託機関等による施設の巡回警戒の強化

- ア トイレ、ごみ箱等の点検の徹底、階段下、自動販売機裏等の死角への注意等
- イ ごみ箱、コインロッカー等の使用制限、禁止（必要と認める場合）

(2) 職員及び委託事業者等への不審物発見時の対応の徹底

(3) 避難経路の確認

(4) 関係機関との連絡体制の確保

(5) 利用者への広報

- ア 不審物を発見した際は、必ず届けること、不用意に触れないこと。
- イ 避難路、避難口を確認するとともに、避難の際は、従業員などの指示に従うこと。

(6) 避難場所としての受入体制の確保（必要と認める場合）

第4節 応急対策

市は、県警察等の指示に従い、利用者及び周辺住民等の安全を図るための措置を実施する。

1 施設所管区局及び施設管理者等（指定管理者を含む。）の活動

(1) 通報・連絡事項（119番及び110番。市所管施設においては、併せて総務局危機管理室）

- ア 事故発生日時、場所、事故の概要
- イ 被害者の人数及び状態（倒れている、痙攣、嘔吐、鼻血、咳き込み等）
- ウ 避難誘導した人数

(2) 避難誘導等及び注意喚起

- ア 危険な場所への立入りを制限し、利用者、職員等を安全な場所に避難誘導する。
- イ 必要と認める場合は、施設の使用を禁止する。
- ウ 落ち着いて避難するよう広報する。
- エ 不審物、液体、煙等に触れないよう広報する。

2 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市〇〇事件対策警戒体制
責 任 者	危機管理副統括責任者
事 務 局	総務局危機管理室
関係区局	総務局危機管理室及び責任者が指定する区局
確立基準	第2部第2章第1節2に定めるとおり
廃止基準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市〇〇事件対策警戒本部	〇〇区〇〇事件対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局危機管理室、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、道路局、消防局、施設※所管区局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	第2部第2章第2節2に定めるとおり	
廃止基準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

※ 事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるため対策を要する施設

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市〇〇事件対策本部	〇〇区〇〇事件対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、道路局、消防局、施設※所管区局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	第2部第2章第3節2に定めるとおり	
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

※ 事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるため対策を要する施設

3 消防活動

火災、一般的な救急事故と同様に、発生場所や負傷者の有無、程度を把握する。有毒物質等による災害と判断した場合は、毒劇物災害に準じた必要消防隊等を出場させ、活動する。

効果的な部隊運用、必要な資機材の活用、交代要員の確保等により、消防隊等の安全確保に配慮して、人命検索、救助活動を行う。

消防警戒区域は、ガス検知活動、負傷者の発生位置、隊員の活動などを考慮して設定する。

有毒物質が特定され、処理作業の実施が必要なときは、所有する処理剤、提供された処理剤等を活用した除染等の必要な措置を実施する。

4 有毒物質の調査

(1) みどり環境局の対応

ア 現場での有毒物質の測定が可能な場合は、警察本部、消防局等の要請に基づき、市検査機関により現場の測定を実施し、必要に応じて民間の検査機関に測定を要請する。

イ 警察官、消防隊員等により警戒区域が設置された場合は、消防局と連携して測定する。

ウ 検査結果は、総務局危機管理室、消防局、医療局、病院経営本部及び関係機関に通報する。

エ 発生時以降、必要に応じて現場周辺の有毒物質測定を一定期間継続して実施し、その結果を総務局危機管理室、消防局、医療局、病院経営本部及び関係機関に通報する。

オ みどり環境局の活動体制

総務課は、総務局危機管理室、消防局、福祉保健センターとの連絡調整を実施する。環境管理課、大気・音環境課、水・土壌環境課、環境科学研究所は、有毒物質の測定及び検査を実施する。

カ 関係機関との協力体制

(7) 横浜市環境技術協議会に、有毒物質の検査を依頼する。

(イ) 東京ガス ガスライト24 は、ガス臭、異臭の場合は、横浜市にその状況を連絡する。

(2) 医療局及び医療局病院経営本部の対応

ア 患者の治療方針を早期に確立するため、みどり環境局、消防局等からの情報、患者の症状などから有毒物質を推定する。

イ 衛生研究所は、原因物質特定のための検査を行う。

(3) 関係区の対応

福祉保健センターは、医療局及びみどり環境局と調整して、必要に応じて現場の調査を行う。

(4) 消防局の対応

特殊災害対応隊及び救助隊は、検知・測定器等を活用して検知を行い、有毒物質の調査、範囲及び濃度を測定し、危険度を把握する。検知活動により、危険性が判明した場合は、直ちに活動各隊に連絡するとともに、市民に広報する。有毒物質が不明な場合は、医療局に調査を要請する。

(5) 総務局危機管理室の対応

関係区局及び県警察、自衛隊からの情報を収集、集約する。

5 健康相談の実施

(1) 区福祉保健センターの対応

医療局からの情報に基づき、市民からの健康相談に対応し、症状に応じて受診を勧める。

(2) 医療局による市民相談への対応指示

有毒物質に関する情報を調査するとともに、みどり環境局、消防局等から入手して、予想される原因物質、汚染範囲、患者の症状及び治療可能な医療機関の情報を福祉保健センターに提供する。

6 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報に関すること。 ※ 1～4については、広報・報道チーム設置時、当該チームにおいて活動
総務局 危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること。 4 自衛隊等への応援要請に関すること。
医療局	1 医療機関における医療活動及び医療関係情報の集約に関すること。 2 仮設救護所への医師の派遣及び応急医療に関すること。 3 医療機関への協力依頼に関すること。 4 必要な医薬品、資機材などの調達に関すること。 5 患者の症状による中毒物質等の情報収集、解析、提供に関すること。 6 原因究明のための有毒物質の分析に関すること。 7 区福祉保健センターへの苦情、相談等対応の支援に関すること。
医療局 病院経営本部	1 市立病院における薬品などの在庫数の把握に関すること。 2 市立病院における医療救護活動及び医療関係情報の集約に関すること。 3 患者の症状による中毒物質等の情報収集に関すること。
みどり環境局	1 試験検査体制の確立に関すること。
道路局	1 道路管理者等との連絡調整に関すること。 2 有毒物質の拡散の状況に応じた対応の各区局への要請に関すること。 3 必要な資機材などの調達に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。

	3 多数の人が集まる場所の巡回警戒に関する事。
関係区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事。 4 区民への広報に関する事。 5 区域における避難誘導等に関する事。 6 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関する事。 7 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関する事。
施設所管区局 (上記区局を含む。)	1 所管施設(所管区域を含む。)における巡回警備等の警戒体制強化に関する事。 2 所管施設に関する情報等の収集、集約及び伝達に関する事。 3 施設利用者の避難誘導等の安全確保に関する事。 4 施設職員等の安全確保に関する事。 5 避難所としての受入体制の確保に関する事。 6 関係機関との連絡体制の確保及び連絡調整に関する事。 7 所管施設における事前対策、応急対策及び復旧に関する事。 8 消防、警察への協力に関する事。

第8章 その他事件・事故の発生に伴う対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

1 銃器等の使用等、多数の市民に被害等を及ぼすおそれがある事件

- ア 学校への不審者侵入事件（主たる所管局は教育委員会事務局）
- イ バスジャック事件
民営バス（主たる所管局は総務局）及び市営バス（主たる所管局は交通局）
- ウ 立てこもり事件

2 人的・物的に大きな被害を生じる大規模な事故

大規模な地下工事等に際して、密集市街地若しくは輸送・交通輻輳地域等における施工、又は近接工作物若しくは既設埋設物と錯そうする施工などにおいて事故が発生し、人的・物的に大きな被害を生じる場合（主たる所管局は工事発注区局、該当施設所管区局及び総務局）

第2節 学校への不審者侵入対策

1 横浜市立学校における事前対策

(1) 情報連絡体制の整備

関係区局は、学校施設内における児童生徒の安全確保のために、学校への不審者侵入を防止するための対策を講ずるとともに、不審者侵入発生時の緊急活動のため、あらかじめ関係機関等との情報連絡体制を整備する。

(2) 調査・研究の取組

関係区局は、学校への不審者侵入を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、国、県及び警察等の関係機関と連携し、予防対策・応急対策に必要な調査資料等の収集及び研究を行う。

(3) 保護者、地域及び関係機関との連携強化

ア 各学校は、スクールゾーン対策協議会や学校運営協議会、まちとともに歩む学校づくり懇話会等の既存の組織を活用して、学校と保護者・地域住民とが学校防犯に関する情報・意見交換を行う場を設け、情報の共有、それぞれの活動の補完・強化を図る。

イ 同校種の学校だけでなく、近隣の異校種の学校や幼稚園、保育所、はまっ子ふれあいスクール等との連携を図るなど、学校間での情報の共有、連携体制を確立する。

(4) 児童生徒への指導及び教員等への研修等の実施

ア 児童生徒への指導

学校においては所轄警察署と連携し、日頃から不審者と遭遇した場合を想定し、児童生徒が自分の安全を確保し、仲間の身を守り、危険から回避するための指導を行う。

イ 教職員等への研修・訓練等の実施

「学校の防犯マニュアル」等に基づき、教職員等の教育・研修等を計画的に実施するとともに、本市又は他都市において不審者侵入事件が発生した場合には、必要に応じて特別研修等を行う。
また、各学校は関係区局・機関の協力の下に防犯のための訓練を行う。

(5) 市民への啓発

関係区局・学校は、市民に対し、学校での児童生徒の安全確保の必要性についての啓発を図る。

(6) 来校者への対応

ア 各学校は、来校者が必ず職員室などの受付場所に立ち寄るよう、その場所と誘導導線を表示した案内板等を通用門の見えやすい位置に設置する。

イ 各学校は、来校者に対しては受付時に来校者証等を配布し、着用協力を求めるとともに、確実に来校者証等を回収するなど、来校者（学校に滞在している人）の把握に努める。

ウ 各学校は、日頃から保護者や地域、学校利用者等に対し、学校で行っている不審者対策について情報を提供し、協力・理解を得る。

(7) 学校施設の安全対策

ア 施設整備

(7) 各学校は、防犯カメラの設置や緊急時校内連絡システムの導入など、児童生徒の安全確保に必要な施設の整備に努める。

(4) 各学校は、門、門扉、塀やフェンス、外灯及び非常ベル等の施設点検を定期的に行うとともに、必要により補修を行う。

イ 施設管理

(7) 各学校は、校種による特質や施設条件、併設施設の状態等の実情に応じた適切な安全管理に努める。特に小学校においては、校門施錠若しくは校舎玄関・昇降口等の施錠管理を行う。校門・校舎とも施錠管理が困難な場合は、教職員による校内巡回等、それを補う管理を行う。

(4) 各学校は、倉庫、用具庫の施錠管理の徹底を図るとともに、校舎内の使用頻度の低い特別教室や会議室等の施錠及び定期的な確認を行う。

ウ 校内の巡回

(7) 教職員は、通常の行動範囲では目の届きにくいところについて、不審者が潜みにくいよう定期的に巡回し、確認する。

(4) 休み時間や昼休みにおいては、教職員は関係する教室やその周辺で児童生徒と過ごす等、意識的に校舎内外に散らばることで巡回機能を兼ねる。

(4) 校内や通用門の開錠から、教職員等による児童生徒の登校見守りまでの、いわゆる空白の時間の解消に努めるとともに、登校後から始業までの時間や早朝、放課後、休日の部活動等の時間帯には、教職員が必要に応じて校内の巡回を行う。

(8) 学校外の巡視体制の確立

通学路において、児童生徒の孤立を防止するため、死角や目の届きにくいところは日頃から確認に努めるほか、必要に応じて学校周辺や通学路等の巡視をPTAや地域の協力を得ながら実施するなど、安全対策に努める。

2 応急対策（不審者侵入時の対応）

(1) 横浜市立学校において発生した場合

ア 児童生徒の安全確保

各学校は、不審者の侵入を覚知した場合は、児童生徒の安全を確保し、情報収集に努める。

不審者が危害を加えるおそれがある場合は、あらかじめ想定する場所に隔離するとともに、校長等は事前に定める役割分担により、児童生徒の避難、侵入者への対応、警察署等関係機関への連絡を行う。

イ 関係機関への通報

不審者の情報を受けた学校は、所轄の警察署、区役所及び教育委員会事務局に速やかに連絡するとともに、学校・警察連絡協議会の連絡網の活用等により、近隣校に連絡する。

ウ 関係機関との連携

教育委員会事務局は、警察署、県等関係機関との連携を図り、児童生徒の安全確保のための支援や対策を講ずるために必要な事項についての助言を得る。

エ 保護者や地域との連携

各学校は、PTAをはじめ、自治会・町内会、地域住民に児童生徒が安心して学べる環境を整えるために必要な協力について働きかけるとともに、児童生徒の安全確保や正常な教育活動ができるよう助言を得る。

(2) 市内私立学校において発生した場合

ア 市立学校は、近隣の私立学校から不審者侵入等の情報を得た場合は、教育委員会事務局へ連絡するとともに、学校・警察連絡協議会の連絡網の活用等により、近隣校に連絡する。

イ 教育委員会事務局は、私立学校への不審者侵入等の情報を得た場合は、近隣の市立学校及び関係区局に連絡するとともに、必要に応じて、次項の組織体制を設置する。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市学校不審者侵入警戒体制
責 任 者	教育委員会事務局危機管理責任者（総務部長）
事 務 局	教育委員会事務局
関 係 区 局	教育委員会事務局、総務局危機管理室及び責任者が指定する区局
確 立 基 準	地域や関係機関等から不審者に関する情報を得た場合又は近接市において学校に不審者侵入事件が発生した場合など、責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市学校不審者侵入警戒本部	〇〇区学校不審者侵入警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	教育委員会事務局、政策経営局、総務局、健康福祉局、医療局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	市内の学校に不審者が侵入したことを覚知した場合など、市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内の学校に不審者が侵入したことを覚知した場合など、区警戒本部長が必要と認める場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合
廃 止 基 準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市学校不審者侵入対策本部	〇〇区学校不審者侵入対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	教育委員会事務局、政策経営局、総務局、健康福祉局、医療局、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内の学校で不審者による侵入事件が発生し、多数の人的被害が発生した場合 2 市本部長が必要と認める場合	1 区内の学校で不審者による侵入事件が発生し、多数の人的被害が発生した場合 2 市本部長から設置の指示を受けた場合 3 区本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

※現地本部：必要に応じ、事件の発生した当該校又は直近の学校等公共施設に設置する。

4 事務分掌

関係局・区	事 務 分 掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総 務 局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（教育委員会事務局の事務を除く。）。
健康福祉局	こころのケア対策に関すること。
医 療 局	医療機関への協力依頼に関すること。

消 防 局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
教育委員会事務局	1 学校不審者侵入防止対策の実施に関すること。 2 学校不審者侵入に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 3 学校と区役所との連携に関すること（市立学校で発生した場合）。
発 生 区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること。 4 区民への広報に関すること。 5 区域における避難誘導等に関すること。 6 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 7 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。

5 事後対策

(1) 児童生徒及び保護者や地域への状況説明

教育委員会事務局等は、児童生徒及び保護者や地域への状況説明に努めるとともに、必要に応じて保護者等への説明会を開催する。

(2) 児童生徒の保護者への引渡し

教育委員会事務局は、児童生徒の保護者への引渡しについては、必要に応じて保護者会等を開催し、児童生徒へのこころのケア対策や安全対策についての説明を行うとともに、保護者や地域の協力・連携について確認を行う。

(3) こころのケア対策

教育委員会事務局は、学校内の状況を把握し、健康福祉局と連携及び情報共有する。
また、必要に応じて、区役所及び学校に相談窓口を設置して対応する。

(4) 再発防止に向けた点検等

実施した対策の検証を行うとともに、必要に応じて計画、マニュアル等を点検し、反映する。

第3節 バスジャック事件対策

1 事前対策

(1) 情報連絡体制の整備

関係区局は、平常時から、関係機関等との情報連絡体制を整備する。

(2) 調査・研究の取組

関係区局は、神奈川県バス協会等の関係機関と連携し、想定する事件等の緊急事態に関する調査・研究に努める。

(3) 市営バスにおける警報装置等の整備

交通局は、バスジャック等の事件発生に際し、当該バスから速やかに確実な通報を行わせるため、路線バス全車両に各営業所等への自動通報装置や無線通信機器を整備するとともに、市民等が識別できるよう乗降中表示灯での「SOS」表示や非常点滅表示灯などの警報装置を整備する。また、被害車両の位置情報をリアルタイムで把握するため、GPS位置情報システムを整備する。

(4) 事件等の対応マニュアルの策定

ア 平成12年7月の(公社)日本バス協会のバスジャック統一对応マニュアル等に基づき、各民営バス事業者が実情に則して定めた対策について徹底を図る。

イ 交通局は、事件等の緊急事態に対し、乗客等の安全を図るため、初動体制、情報連絡体制等を具体的に掲載した「横浜市乗合自動車緊急時（バスジャック）対策マニュアル」を作成し、職員に周知する。

2 応急対策

市は、県警察等の指示に従い、乗客及び周辺住民等の安全を図るための措置を実施する。

(1) 緊急事態発生の通報

民営バス事業者及び各区局は、バスジャックの予告又はバスジャック事件と想定される緊急事態を覚知した場合は、総務局危機管理室に通報する。

市営バスがバスジャックされた場合は、交通局及び総務局は、情報連絡系統図に基づき関係区局、警察、神奈川運輸支局及び報道担当等へ速やかに通報、連絡等を実施する。

(2) 市警戒体制等の確立

総務局危機管理室危機管理部長は、前記、通報を受けた場合は、関係する民間バス事業者及び関係区局等に通報し、警戒体制を確立するとともに、バスジャック事件の状況等に応じて被害等を最小限に止める体制へ移行する。

(3) 交通局の対策本部の設置

市営バスがバスジャックされた場合は、市本部の交通局組織として、交通局長を本部長とする交通局乗合自動車緊急時対策本部を設置する。

(4) 交通局の初動体制

ア 被害車両における乗務員の行動の基本原則

(ア) バスジャック発生の通報

- (イ) 犯人の要求に対する冷静沈着な行動
- (ウ) 乗客の安全確保の最優先
- (エ) 安全運行の確保

イ 被害車両以外の乗務員の役割

- (ア) 対向車両や先行車両で非常点滅灯の継続点灯等や異常と思われる路線外運行車両を発見した時は、直ちに営業所へ通報する。
- (イ) バスジャック発生の情報を得た場合、当該現場付近の対向車両や先行車両の乗務員は、その状況をできる限り詳しく営業所に通報する。

ウ 営業所の対応

乗務員等からバスジャック発生の情報を得た時は、当該車両の位置を確認するとともに、直ちに所轄警察署、所轄消防署及び交通局本庁等に通報する。また、状況により緊急車両を出動させるなど事件の状況把握に努める。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

ア 共通

名 称	横浜市バスジャック対策連絡体制
責 任 者	危機管理副統括責任者
事 務 局	総務局危機管理室
関 係 区 局	政策経営局、総務局危機管理室、交通局及び責任者が指定する区局
確 立 基 準	1 市内で民営バスをバスジャックする旨の予告等があった場合 2 責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

イ 市営バスを対象とするバスジャック事件の発生を覚知した場合

交通局は、次の体制をとることとし、市警戒体制と連携して対応する。

名 称	横浜市市営バスジャック警戒連絡体制
責 任 者	交通局危機管理責任者（安全管理部長）
事 務 局	交通局
関 係 区 局	交通局、政策経営局、総務局危機管理室及び責任者が指定する区局

確立基準	1 市営バスをバスジャックする旨の予告等があった場合 2 責任者が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

(2) 警戒本部体制

名称	横浜市バスジャック対策警戒本部	〇〇区バスジャック対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局、医療局、医療局 病院経営本部、道路局、消防局、交通 局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員等及び地 区隊長等
設置基準	1 バスジャックが発生した場合 2 市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内でバスジャックが発生した場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受け た場合 3 区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名称	横浜市バスジャック対策本部	〇〇区バスジャック対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局、医療局、医療局 病院経営本部、道路局、消防局、交通 局及び市警戒本部長が指定する局	区本部長の指定する職員等及び地区隊 長等
設置基準	1 バスジャックが複数発生し、多数 の人的被害が発生した場合 2 市本部長が必要と認める場合	1 市本部長から設置の指示を受けた 場合 2 区本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関する事。 3 区局間の総合調整及び統制に関する事（交通局の事務を除く。）。
医療局	1 市内医療機関における事件関連患者の収容状況、病状等医療関係情報の集約 に関する事。 2 医療機関への協力依頼に関する事。 3 医療救護班の派遣調整に関する事。 4 発生現地における応急医療に関する支援に関する事。
医療局病院 経営本部	市立病院における医療活動に関する事。
道路局	1 道路管理者等との連絡調整に関する事。 2 道路等の被害状況の把握、点検及び復旧に関する事。
消防局	1 緊急事態発生時の通報受理及び危機管理室への伝達に関する事。 2 救急・救護活動に関する事。 3 現場仮救護所の設置に関する事。
交通局	【市営バスにおいて発生した場合】 1 バスジャックに関する実務的対策全般に関する事。 2 乗客の身元確認等情報収集に関する事。 3 警察、神奈川運輸支局等関係機関との連絡調整に関する事。 4 当該バス路線に関連する局との連絡調整に関する事。 【民営バスにおいて発生した場合】 1 市営バス営業所等への情報伝達等に関する事。 2 市営バスの安全措置に関する事。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等の対応に関する事。

	4 区民への広報に関すること。 5 区域における避難誘導等に関すること。 6 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 7 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。
<p>全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。</p> <p>○所管施設内でバスジャック事件が発生した場合、当該施設の保安に関すること。</p> <p>○特に児童生徒の安全確保や地域防災拠点の開設が必要な場合は、教育委員会事務局等と連携・調整すること。</p>	

【参考：横浜市域内に営業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者（令和4年10月現在）】

名称	本社所在地	連絡先
ヒノデ第一交通 株式会社	保土ヶ谷区東川島町19番16号	—
東急バス 株式会社	東京都目黒区東山3-8-1	03-6412-0109
京浜急行バス 株式会社	西区高島1-2-8	045-264-6895
株式会社 フジエクスプレス	東京都港区芝浦4丁目20番47号	045-622-7555
横浜市（交通局）	中区本町6丁目50番地の10	045-671-3189
神奈川中央交通 株式会社	平塚市八重咲町6番地18号	0463-22-8833
川崎鶴見臨港バス 株式会社	川崎市川崎区中瀬3丁目21番6号	044-280-3462
株式会社 江ノ電バス	藤沢市片瀬海岸1丁目8番16号	0466-55-1003
相鉄バス 株式会社	西区北幸2丁目9番14号	045-319-2345
大新東 株式会社	東京都調布市調布ヶ丘3-6-3	03-5784-1201
横浜交通開発 株式会社	港北区新横浜3丁目18番地16新横浜交通ビル7F	045-620-6606
株式会社 共同	戸塚区原宿1-36-7	045-438-9168
天台観光 株式会社	瀬谷区阿久和南4丁目8-318	045-366-6500

※関東運輸局神奈川運輸支局 輸送担当提供（連絡先は法的届出事項外）

第4節 銃器等を使用した立てこもり事件対策

1 事前対策

(1) 区役所

使用施設や連絡方法等、所轄警察署との事前協議

(2) 総務局危機管理室

関係機関・関係区局との連絡調整

2 応急対策

市は、県警察等の指示に従い、周辺住民等の安全を図るための措置を実施する。

(1) 警戒体制、市警戒本部又は対策本部

ア 関係機関・関係区局との連絡体制の確立及び情報収集

イ その他、組織体制の責任者が必要と認める事項

(2) 区警戒本部又は対策本部

警察が周辺住民等の避難措置を実施した場合は、次の対応を図る。

ア 避難場所の確保

区の所管施設、地域防災拠点等

イ 避難が長引く場合の対応

地域防災拠点の防災用備蓄物資を利用する等、避難者への物資の提供

ウ 避難者に対する情報提供等

警察と連携し、事件の推移等住民への情報提供

エ 避難所での取材・報道関係者への対応

避難エリアと取材可能エリアを区別するなど、避難者に配慮する。

オ その他必要と認める事項（住民からの相談対応等）

(3) 施設における職員の行動

- ア 銃器等を使用した立てこもり事件発生時の通報
- イ 利用者の安全確保を最優先する。
- ウ 利用者の安全を確保するため、原則として、犯人の要求に従って行動する。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市立てこもり事件対策連絡体制
責任者	危機管理副統括責任者
事務局	総務局危機管理室
関係区局	政策経営局、総務局危機管理室、消防局及び責任者が指定する区局
確立基準	第2部第2章第1節2に定めるとおり
廃止基準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市立てこもり事件対策警戒本部	〇〇区立てこもり事件対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	第2部第2章第2節2に定めるとおり	
廃止基準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市立てこもり事件対策本部	〇〇区立てこもり事件対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	第2部第2章第3節2に定めるとおり	
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関する事。 3 各局間の総合調整及び統制に関する事。 4 現地への情報収集要員派遣に関する事。
医療局	1 市内医療機関における事件関連患者の収容状況、病状等医療関係情報の集約に関する事。 2 医療機関への協力依頼に関する事。 3 医療救護班の派遣調整に関する事。 4 発生現地における応急医療に関する支援に関する事。
医療局病院経営本部	市立病院における医療活動に関する事。
消防局	1 緊急事態発生時の通報受理及び危機管理室への伝達に関する事。 2 救急・救護活動に関する事。 3 現場仮救護所の設置に関する事。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事。 4 区民への広報に関する事。 5 区域における避難誘導等に関する事。

	6 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。
	7 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。
<p>全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。</p> <p>○所管施設内で銃器等を使用した立てこもり事件が発生した場合の施設の保安に関すること。</p> <p>○特に児童生徒の安全確保や地域防災拠点の開設が必要な場合は、教育委員会事務局等と連携・調整すること。</p>	

第5節 大規模地下工事等に伴う対策

1 事前対策

(1) 工事発注区局等

ア 工事発注区局及び地下工事を実施する事業者は、地下工事の施工にあたり、関係法令等（労働安全衛生法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）等その他各機関の内規等）を順守し、必要な安全対策を講じる。

イ 市は、その発注する工事のうち特に公衆災害を引き起こすおそれのあるものを安全管理指定工事に指定する。工事発注区局は、安全管理指定工事を発注する際は、通常の工事管理業務に加えて、工事安全担当員による安全管理計画の審査、工事現場の安全点検等を行う。

(2) 道路管理者

道路管理者は、道路工事又は占用工事に当たり、対策を講じる。

ア 一般的対策として、横浜市道路工事調整連絡協議会による施工時期及び施工方法の調整、同協議会の工事安全対策部会による事故防止講習会、工事施工方法の改善及びガス事業者との協議、地下占用物件の実態把握、占用物件埋設後の維持管理の徹底を実施する。

イ ガス爆発事故対策として、「ガス爆発事故の防止に関する措置について（昭和45年建設省通達）」の基本対策に基づき必要な措置を講じる。道路工事及び道路占用工事の長期計画の策定と調整、共同溝の建設促進、占用物件台帳等の整備、ガス導管の監視、保安確保に係る責任体制の明確化を実施する。

2 応急対策（事故発生時の対応）

事故発生時には、人命を守ることを最優先とし、被害等の拡大防止に努める。

(1) 地下工事等を実施する起業者及び施工者は、事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等に対して的確な通報及び連絡を行うとともに、必要な措置を実施する。

(2) 関係区局長は、事故の発生を覚知したときは、事業所、警察署等の防災関係機関と連携をとり、事故の状況等を調査・把握する。

(3) 関係区局長は、事故が周辺施設及び地域住民等に深刻な影響を及ぼすおそれがあると認める場合は、必要な応急対策を実施するとともに、情報を集約し、危機管理統括責任者に報告する。

第4部 共通活動

第1章 情報の収集・共有、記録

第1節 情報収集・共有

1 通報等

職員は、事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある事案を覚知した場合は、直ちに主たる所管局又は総務局危機管理室に通報する。

主たる所管局がある場合で、区局又は関係機関等から通報を受けた主たる所管理局の局長は、その情報を総務局危機管理室と共有する。

2 情報収集活動及び情報の共有

事件等の緊急事態に係る対策は、発生初期における状況把握が重要である。

市本部長及び区本部長は、関係・構成区局及び関係機関等と連携し、当該事件等の緊急事態に関する情報を収集する。

収集した情報は、適切に集約し、関係・構成区局及び必要に応じて関係機関等と共有する。

(1) 主な情報事項

- ア 事件等の緊急事態の種別
- イ 発生日時
- ウ 発生場所・地点
- エ 原因
- オ 被害の状況（人的被害数、建物被害数、施設被害の状況等）
- カ 負傷者の収容状況
- キ 消防署、区役所等による事件等の緊急事態への対応又は対応予定
- ク 避難誘導・指示の実施及び避難の状況
- ケ 応急対策上必要な事項

(2) 市内巡回及び現地確認

港湾区域の被害など特別な場合を除き、原則、該当の区が、地区隊（土木事務所、資源循環局事務所、水道事務所）及び消防署と連携し、実施する。

3 受伝達

(1) 危機管理システム

市、区及び各局間における指示、要請及び情報共有は、原則として、危機管理システムにより行う。当該システム上に情報を集約し、即時共有を図ることで、対策に活用する。

(2) 危機管理システムが利用できない場合又は不足がある場合

有線電話、ホットライン、Fネット又は無線FAXを利用する。

第2節 記録

主たる所管局及び各区局長は、収集及び伝達した事件等の緊急事態に関する情報を正確に記録する。記録に当たっては、必要に応じて、写真、動画等を用いる。

総務局危機管理室は、市の記録を定期的に作成し、庁内共有及び公表する。

第2章 広報・報道、広聴

第1節 広報・報道

市及び事業者は、相互に連携し、広報・報道を通じて、適切な避難行動に繋げるなど市民・利用者の安全を確保するとともに、社会的混乱の防止及び社会秩序の早期安定化を図る。

市は、事件等の緊急事態が発生した施設等の事業者と協力し、避難誘導に関する広報を最優先に行うとともに、情報を早期に提供して、社会的混乱の防止等に努める。

1 広報事項

時間の推移による緊急性、重要性及び必要性を考慮し、次の内容について広報を行う。

- (1) 事件等の緊急事態に関する情報
- (2) 注意事項（パニック防止・デマ情報への注意、要救護者の保護・人命救助の協力の呼びかけ等）
- (3) 被害状況の概要
- (4) 市本部の設置と活動状況
- (5) 必要な事項（避難に関する情報、被害者及び避難者の安否情報等）

2 広報媒体・手段

市本部、区本部、主たる所管局及び各区局は、市ウェブサイト、電子メール、SNS、スマートフォンアプリ、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌、市・区広報紙、広報車などを使用し、効果的な広報を行う。

広報に当たっては、あらゆる人に情報が届くよう、可能な限り複数媒体を用いるなど情報伝達手段の多様化を図るとともに、視覚・聴覚情報の併用、やさしい日本語の活用など適切な配慮に努める。

必要に応じて、災害時に準じ、日本放送協会横浜放送局、(株)テレビ神奈川、(株)アール・エフ・ラジオ日本、横浜エフエム放送(株)、(株)Inter FM897 に放送を要請する。

3 報道機関への情報提供

市本部、区本部、主たる所管局及び各区局は、主に社会的関心が高いと思われる事項について、適切な時期に情報提供を行う。

情報提供に当たっては、混乱防止に留意し、適切な場所、方法で行うものとする。また、市本部が発表したときは、各区局は、連絡可能な体制をとるものとする。

第2節 広聴（臨時市・区民相談室の開設）

市本部長及び区本部長は、被害者の生活不安の解消等のため必要があるときは、臨時市民相談室及び臨時区民相談室を開設し、問合せ、相談、要望等に対応する。

- 1 区本部は、区役所などにおいて、区民等の問合せ、相談、要望等に対応する。
- 2 専門相談については、所管する区局で対応する。
- 3 区で対応不可能な問合せ、相談、要望等は、必要に応じて市民局広聴相談班に連絡する（市民相談室・FAX 663-3433）。
- 4 市民局広聴相談班は、直接寄せられた問合せ、相談、要望等及び区本部から連絡を受けた問合せ、相談、要望等を整理し、関係区局に連絡する。

第3章 避難と受入れ

第1節 避難の措置等

区本部長及び市本部長は、事件等の緊急事態発生時において、市民の生命及び身体を保護し、被害の拡大を防止するため、避難、危険な場所への立入制限、屋内への退避及び外出の自粛等の必要があると認める場合は、次により避難の措置等を行う。

他機関が法令等に基づき避難等の措置を行う場合は、市職員は円滑な実施がなされるよう協力する。なお、平常時の体制において、市民の生命及び身体を保護し、被害の拡大を防止するため、緊急を要する場合は、各区局長は、次の定めに基づいて、直ちにでき得る避難の措置等を実施する。

1 避難の措置等の実施等

(1) 実施基準

- ア 事件等の緊急事態により、住民、滞在者その他の者（以下、本節において「対象者」という。）に生命及び身体の危険が及ぶと認められる場合
- イ 市・区本部長等が必要と認める場合

(2) 実施者

原則として、区本部長が実施する。複数の区にわたり一括して実施する必要がある場合は、市本部長が実施することができる。市本部長が実施する場合は、関係局長及び該当区の区本部長に対し、避難の措置等の実施日時、対象地域及びその他必要な事項を明示し、指示する。

現地の対応は、避難等を必要とする状況に応じて区役所職員、消防署員等が行い、警察署等関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施する。

(3) 対象者への明示事項

- ア 避難等を要する理由（他機関の実施する避難措置理由等を含む。）
- イ 避難等の対象地域
- ウ 避難先とその場所
- エ 避難を要する場合はその経路
- オ 必要な事項

(4) 伝達

対象者に対して可能な限り複数の手段で伝達する。また、被害施設の管理者、責任者、自主防災組織等関係者の協力を得て、対象者への徹底を図る。

(5) 報告等

- ア 区本部長から市本部長への報告事項（終了時も同様に報告する。）。

- (7) 避難の措置等の実施日時
- (イ) 避難等の対象地域
- (ウ) 避難等対象世帯数及び人員数
- (エ) 収容対象施設（施設名、所在地等）
- (オ) 必要な事項

イ 関係機関等への連絡

市本部長は、県警察本部等の関係機関等に対し、必要に応じて情報提供する。

区本部長は、所轄警察署等の関係機関等に対し、必要に応じて情報提供する。

(6) 終了

市本部長又は区本部長は、避難の措置等を継続する必要がなくなったときは、それを終了する。措置等を終了した市本部長又は区本部長は、終了した旨を対象者へ伝達する。

2 避難誘導及び避難場所での受入

- (1) 区本部長又は市本部長は、消防、警察等の関係機関等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努める。
- (2) 区本部長又は市本部長は、事前に安全な避難経路を検討し、必要に応じて誘導員を配置するなど、事故防止に努める。
- (3) 区本部長又は市本部長は、避難誘導を行う際は、要援護者への必要な配慮に努める。
- (4) 区本部長又は市本部長は、避難場所を指示して避難の措置等を実施した場合は、施設管理者に通知するとともに、職員を派遣し、必要な措置を講じる。その場合において、市本部長は、避難場所の状況の適切な掌握に努める。そのため、区本部長又は局長は、避難場所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、市本部長に報告する。

3 危険な場所への立入りの制限

区本部長又は市本部長は、消防、警察等の関係機関等の協力を得て、事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合は、危険な場所への立入りの制限を促す。

第2節 被害者の受入・保護

区本部長又は市本部長は、事件等の緊急事態により現に被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受け入れる必要がある場合は、次により受け入れ、及び保護する。

1 被害者の受入の実施

- (1) 受入対象者
事件等の緊急事態により住家に被害を受け、日常起居する居住場所を失った者とする。
- (2) 受入施設
学校施設又はその他の公共施設とする。学校施設を受入施設とする場合は、原則として、地域防災拠点として指定している市立学校を使用する。
- (3) 受入割当て
区本部長又は市本部長は、受入者の居住地域を勘案して割当てを行う。
- (4) 受入期間
受入者の住宅を復旧、新築する等住宅を確保できるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とする。ただし、教育施設等に関しては、教育の実施に支障のない範囲及び期間とする。

2 物資の供与、受入施設の維持管理等

区本部長又は市本部長は、関係局に必要な協力を求め、受入者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等避難施設の維持管理を行う。

3 被害者状況の把握

市本部長は、被害者の状況の適切な掌握に努める。区本部長又は局長は、受入施設の開設時期、受入世帯・人員、受入者の状況、物資等の供与状況等について、市本部長に報告する。

第4章 行方不明者の捜索・救出と遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索及び救出

市本部長は、事件等の緊急事態が発生した場合において必要と認める場合は、警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関の協力を得て、行方不明者の捜索及び救出を実施する。

1 対象者

事件等の緊急事態のために、所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者

2 捜索・救出活動

区本部、関係局、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの役割に応じた活動を実施する。

3 区本部を中心とした後方活動

- (1) 区本部長は、窓口を開設し、捜索を要する者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し、記録する。
- (2) 区本部長は、消防署、警察署等に職員（情報班）を派遣するなど関係機関と緊密に連携し、情報の把握に努める。
- (3) 区本部長は、関係機関等の協力を得て、後方活動（警備、交通整理、広報等）を行う。
- (4) 区本部長は、捜索・救出活動又は後方活動に関する情報を市本部に報告する。必要に応じて、関係局長に対して、協定等に基づく関係機関・業者・団体等の協力を要請する。
- (5) 市本部・各局長は、必要に応じて、所管する協定等に基づく協力の要請を行い、区本部による後方活動を支援する。

第2節 遺体の取扱い

多数の死者が発生した場合は、遺体取扱チームによる活動を実施する。

1 遺体発見時の通報に係る広報

区本部長及び警察は、事件等の緊急事態による遺体を発見した者が、所轄の警察署又は直近の警察官に通報するよう広報を徹底する。

2 遺体の納棺等

- (1) 区本部長は、関係機関等の協力を得て、收容された遺体を遺体安置所に運び込む。
- (2) 区本部長は、「遺体取扱票」及び「火・埋葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺にはり付ける。自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

3 遺体の引渡し等

- (1) 警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。身元の確認ができない場合は、区本部長に引き渡す。
- (2) 区本部長は、警察が行う遺体の引渡し作業に協力する。

- (3) 区本部長は、遺族等の引き取り者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請する。
- (4) 区本部長は、火・埋葬許可証を発行する。

4 遺体安置所の設置

(1) 開設場所の選定

区本部長は、各区スポーツセンターなどの公共施設をあらかじめ指定する。

(2) 開設

区本部長は、市本部長と調整し、警察と協議のうえ、遺体安置所を開設する。開設に際しては、開設委員の派遣及び必要な資機材を確保する。

感染症法等による対応時は、疫学調査結果に基づく医療局の指示により開設する。

5 火葬

(1) 実施体制

ア 健康福祉局長（遺体取扱調整班）は、区本部、遺族から搬送された遺体の火葬を行う。

イ 区本部長は、遺体安置場所等から斎場等へ遺体を輸送する場合は、協定に基づき、霊柩自動車による輸送を要請する。

(2) 火葬場

健康福祉局長（遺体取扱調整班）は、斎場等の稼動状況を点検し、機能の確保・維持を図るとともに、運転に必要な燃料等を確保する。

区分	名称	所在地	炉基数	災害時最大可能件数
市営	久保山斎場	西区元久保町3-1	12基	72（体/日）
	南部斎場	金沢区みず木町1	10基	60（体/日）
	北部斎場	緑区長津田町5125番地1	16基	96（体/日）
	戸塚斎場	戸塚区鳥が丘10-5	6基	36（体/日）
民営	西寺尾火葬場	神奈川区松見町2-418	6基	30（体/日）

(3) 焼骨の仮収蔵場所

名称	所在地
久保山墓地	西区元久保町3-24
三ツ沢墓地	神奈川区三ツ沢上町20-6
日野公園墓地	港南区日野中央1-13-1
根岸外国人墓地	中区仲尾台7-1
久保山霊堂	西区元久保町1-1

※ 上記の施設で処理できない場合は、区本部長等関係機関と協議する。

(4) 他都市・関係業者との連携

健康福祉局長は、本市域内において、速やかな遺体の火葬が困難と思われるときは、近隣自治体との広域応援協定等に基づき、火葬協力を依頼する。

第5章 消防活動計画

第1節 消防体制

1 緊急事態消防警戒体制

(1) 警防部長又は消防署長は、次のア及びイに掲げる場合は、緊急事態消防警戒体制（以下「消防警戒体制」という。）を発令し、当直警防人員及び必要な人員をもって警戒体制を確立する。

ア 市民、各区局及び関係機関等からの通報又は情報により、市域に被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

イ その他、責任者が必要と認める場合

(2) 体制の責任者は、警防課長とする。消防署における責任者は、副署長とする。

2 各号配備の発令及び警備指令

消防局長又は消防署長は、1号配備から5号配備までの各号配備を発令し、次の3又は4に定める体制を確立する。

消防警戒体制及び各号配備の発令、縮小、解除及び必要な事項の指示は、警備指令による。

3 緊急事態消防警戒本部及び緊急事態消防警戒地区本部の設置

(1) 設置基準

ア 市警戒本部が設置された場合

イ 1号配備又は2号配備の発令基準に該当する場合

ウ その他、体制の責任者が必要と認める場合

(2) 体制の責任者

緊急事態消防警戒本部長は、警防部長とする。緊急事態消防警戒地区本部長は、消防署長とする。

4 消防本部の設置

(1) 設置基準

ア 市対策本部が設置された場合

イ 3号配備以上の発令基準に該当する場合

ウ 2以上の消防署が消防地区本部を設置した場合

エ その他、体制の責任者が必要と認める場合

(2) 体制の責任者

緊急事態対策消防本部長は、消防局長とする。緊急事態対策消防地区本部長は、消防署長とする。

第2節 消防団体制

1 緊急事態対策消防団警戒本部（以下「団警戒本部」という。）等の設置

2号配備が発令された場合に、消防団本部に設置する。団警戒本部長は、消防団長とする。緊急事態対策消防分団警戒本部は、団警戒本部に準じて設置する。

2 緊急事態対策消防団本部（以下「団本部」という。）等の設置

3号配備が発令された場合に、消防団本部に設置する。団本部長は、消防団長とする。緊急事態対策消防分団本部は、団本部に準じて設置する。

第1節 医療救護活動

1 事件等の緊急事態発生時における指揮統制

(1) 医療調整、保健活動に関する権限の付与

市本部医療調整チーム及び区本部医療調整班には、あらかじめ医療調整及び保健活動に関する権限が付与されている。また、市本部医療調整チームは、区本部医療調整班に対して、市本部運営チーム統括・情報班を介することなく、医療調整活動に関して直接指示することができる。当該指示事項は市本部運営チーム統括・情報班に報告する。

区本部医療調整班は、庶務班を介することなく、直接、市本部医療調整チームに相談及び要望等を行うことができる。当該相談・要望事項は、区本部庶務班に報告する。

(2) 被害情報・医療情報の把握等

市本部医療調整チームは、区本部医療調整班と連携して、情報収集及び情報共有を行う。

ア 医療機関の応需情報等

イ 負傷者等の発生状況

ウ 二次被害の危険等

エ 不足医療資源等

オ 被害情報等の評価

(3) 市災害医療アドバイザーの要請等

市本部医療調整チームは、必要に応じて、市災害医療アドバイザーの参集等を要請する。市災害医療アドバイザーは、医学的見地からの助言や医療機関の医師との調整等に従事する。

(4) 災害医療連絡会議の開催

市本部医療調整チーム及び区本部医療調整班は、必要に応じて、市及び区災害医療連絡会議を開催する。

(5) 県との連携

市本部医療調整チームは、必要に応じて、県庁に業務調整員を派遣し、業務連携に努めるほか、県 DMAT 統括調整本部と連携し、DMAT や他都市医療救護隊の円滑な受入れ等にあたる。

2 医療救護活動

(1) 仮設救護所の設置

区本部医療調整班は、医療救護活動にあたり必要と認めるときは、消防地区本部、区本部各班等と調整し、緊急事態発生現場、避難所等に仮設救護所を設置する。

(2) 医療チーム等の要請

必要に応じて、次の医療チーム等を関係機関に対して要請する。

ア 横浜救急医療チーム（YMAT）の要請

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）の要請

ウ 日本赤十字社救護班の要請

エ 横浜市医師会救護隊の要請

オ 医療救護隊の要請等

3 医薬品等の備蓄及び調達等

仮設救護所等で救護隊が使用する医薬品等は、薬局、休日急患診療所等に備蓄する。不足する場合は、市医療調整チームは、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社に対して、協定に基づき、各区が指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請する。

第2節 保健衛生活動

1 市本部の活動

保健衛生活動が必要と認められる場合は、健康福祉局、医療局及びこども青少年局の保健師等は、健康福祉局地域福祉保健班に集約し、市保健活動グループとして活動する。市保健活動グループには、被害区等の保健活動の支援・調整のため、統括保健師を置く。

市保健活動グループは、事件等の緊急事態発生直後から迅速に被害者支援の保健活動を開始するため、地域福祉保健班を介することなく、市本部医療調整チームと連携・調整を図り、保健活動や厚生労働省による他自治体保健師等職員の応援斡旋について要請を行う。その際、統括保健師は、区保健活動グループの活動調整、厚生労働省保健指導室、県健康医療局との連絡調整、他自治体応援保健師等の受入調整等を行う。

2 区本部の活動

保健衛生活動が必要と認められる場合は、区本部に配属されている保健師等は、配属先の業務とは別に区本部医療調整班に集約し、区保健活動グループとして避難所や在宅の巡回健康調査、保健指導等を実施する。

第3節 こころのケア対策

1 早期介入の重要性

事件等の緊急事態は突然起こるものであり、激しい衝撃を受ける。こうした場合において、支援の時期が遅れると、被害者等となる市民は不安、混乱の中に取り残されることから、早急な対応が必要とされる。そのため、こころのケアにおいては、早期の介入及び支援を行う。

2 こころのケアの実施

市・区本部長は、市民の心身の健康不安解消のため、区役所等における相談窓口の開設を指示する。

(1) 区役所の対応

事件等の緊急事態が発生した場合、市民がこころのケアについて自ら支援を求めてくることは少ないといわれていることから、必要に応じて、関係区は巡回訪問や相談活動等を行い、市民のこころの不安を軽減し、急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の発症予防等を図る。巡回訪問や窓口相談に当たっては、こころのケアを必要とする市民を見極めて、適切に対応する。

(2) 健康福祉局こころの健康相談センターの対応

こころの健康相談センターは、関係区に対して、こころのケアに関する技術的な支援、協力及び職員への研修等を行う。

第7章 施設管理上の対策

第1節 事前対策

施設管理者（指定管理者を含む。）、各区局及び関係機関等は、相互に連携し、事件等の緊急事態の発生等に備え、あらかじめ諸活動にかかる対策を定める。

対策に当たっては、施設ごとの利用者の特性等を考慮し、情報の収集及び伝達、利用者の安全確保、施設の保全、指示の徹底、被害状況等の報告等を検討する。

第2節 応急対策

1 所管区局の活動

施設所管区局は、事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、所管施設に対して、必要な指示の伝達、被害報告等の取りまとめを実施する。

施設所管区局は、所管施設に被害が発生した場合は、総務局危機管理室に報告する。

2 施設管理者の活動

施設管理者は、利用者、来訪者等の態様、施設所在地域における被害態様等に十分注意し、所管区局等への連絡・報告等、緊密な連携に努める。

特に、要援護者の利用が想定される施設等においては、その特性を考慮した上で、避難、誘導及び関係者等への連絡等の活動体制を定めておく。

事件等の緊急事態が発生した場合は、被害状況、対応状況等を所管区局並びに所在区の区役所に報告し、必要な措置等の指示を受ける。

3 関係区局、関係機関等の活動

関係区局及び関係機関等（所轄警察署等）は、それぞれの所掌業務に準じて対応する。

各区は、情報及び被害状況を取りまとめる。

第3節 施設等が避難場所に指定された場合の対応

施設管理者は、施設等が避難場所に指定された場合、避難者の受入体制、区本部等関係機関との連携等緊急時における施設利用について、施設の所管区局と協議の上、対応する。

第8章 事後対策

第1節 市民生活の安定

市及び関係機関は相互に協力して、被害等を受けた市民の生活の早期回復を図るための措置を講じ、もって市民生活の早期安定と社会秩序の維持を図る。

1 情報の提供

市は、市民生活の早期安定、市民の不安の除去及び混乱した社会秩序の早期回復を図るため、市民に対して、必要な情報を提供する。

2 被害者等への支援

(1) 心身の健康相談の実施

市本部長及び区本部長は、事件等の緊急事態の発生に伴う心身の健康不安等の解消のため、必要に応じて、区役所等における相談窓口の開設を指示する。

(2) 臨時市・区民相談室の継続設置

市民局長及び区本部長は、第4部第2章第2節に定める臨時市・区民相談室を開設した場合は、必要と認められる期間は継続する。

(3) 各種支援策の実施

各区局は、市民生活の早期回復と自立復興の促進を図るため、必要な支援を実施する。

第2節 検証

事件等の緊急事態の収拾後は、再発防止、被害の軽減、対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

1 記録・分析

事件等の緊急事態について、被害及び対策等の記録を収集、分析する。また、活動結果をまとめる。

2 再発防止策及び計画等への反映

各区局は、再発防止、被害の軽減、対策の改善を目的として検証を行い、必要に応じて、本計画及び関連計画等に反映する。

第9章 調査・研究、訓練及び関係機関等との連携強化等

第1節 調査・研究

各区局は、事件等の緊急事態に関する調査・研究に取り組み、対策に反映する。調査・研究にあたっては、最新の知見を積極的に取り入れるとともに、必要に応じて関係機関等と連携・協力し、実効的な対策立案を図るものとする。

第2節 職員への研修及び訓練の実施

各区局は、所属職員に対して、研修及び訓練を実施し、基礎知識の周知徹底を図るとともに、所管する対策の実務の十分な習得と、円滑な執行及び組織間の連携を図る。

第3節 救助・救急用資機材の調達及び整備

消防局、医療局、医療局病院経営本部及び関係局は、活動に必要な救助・救急用資機材を逐次整備し、機動力の充実と医療、診療体制の確保に努める。

第4節 市民等への危機管理知識の普及等

事件等の緊急事態に備えるため、市民及び事業者への危機管理に関する知識の普及及び意識の高揚を図る。

第5節 協力関係の構築

各区局長は、市民の安全と市民生活の安定を確保するため、所管する業務に関して必要な協定等を締結し、安定的な協力関係の構築に努める。また、協定締結先との連携を強化し、実践力、即応力の向上を図る。

卷末

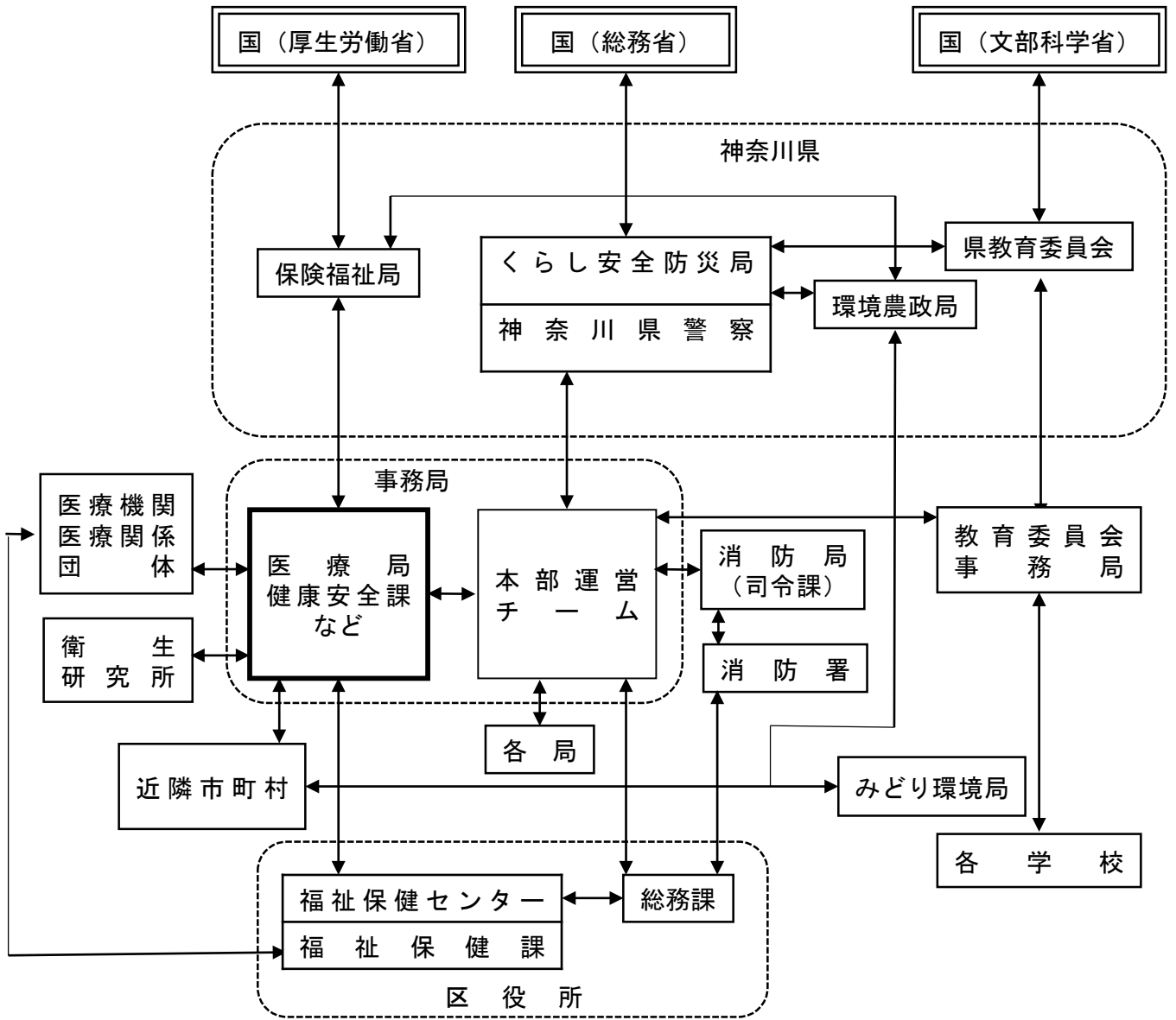
情報受伝達系統図

総務局危機管理室

電話 045-671-2064

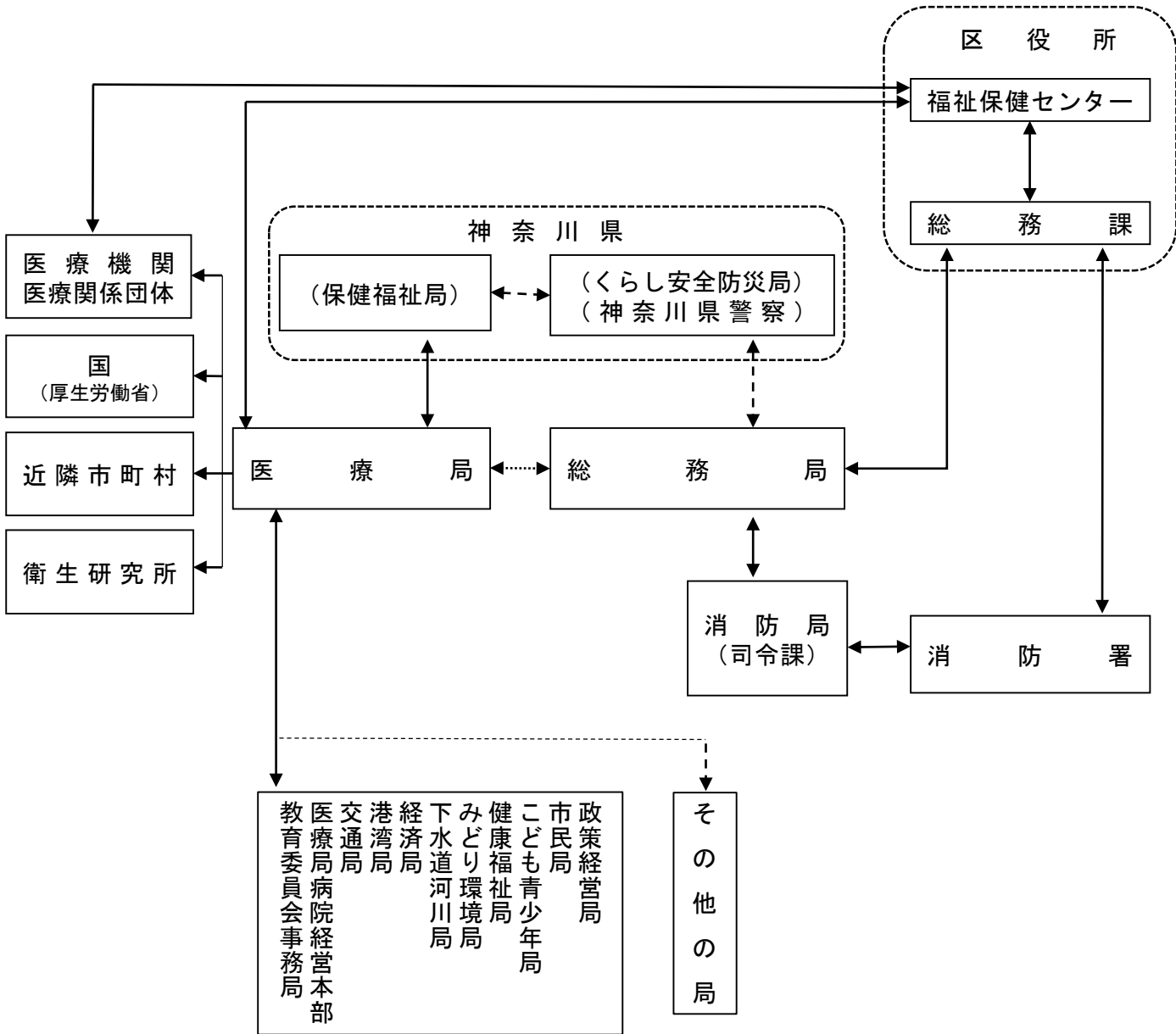
第3部第1章 感染症対策
第2節 新型インフルエンザ等対策

主たる所管局：医療局及び総務局



第3部第1章 感染症対策
 第3節 社会的な影響が大きい感染症対策

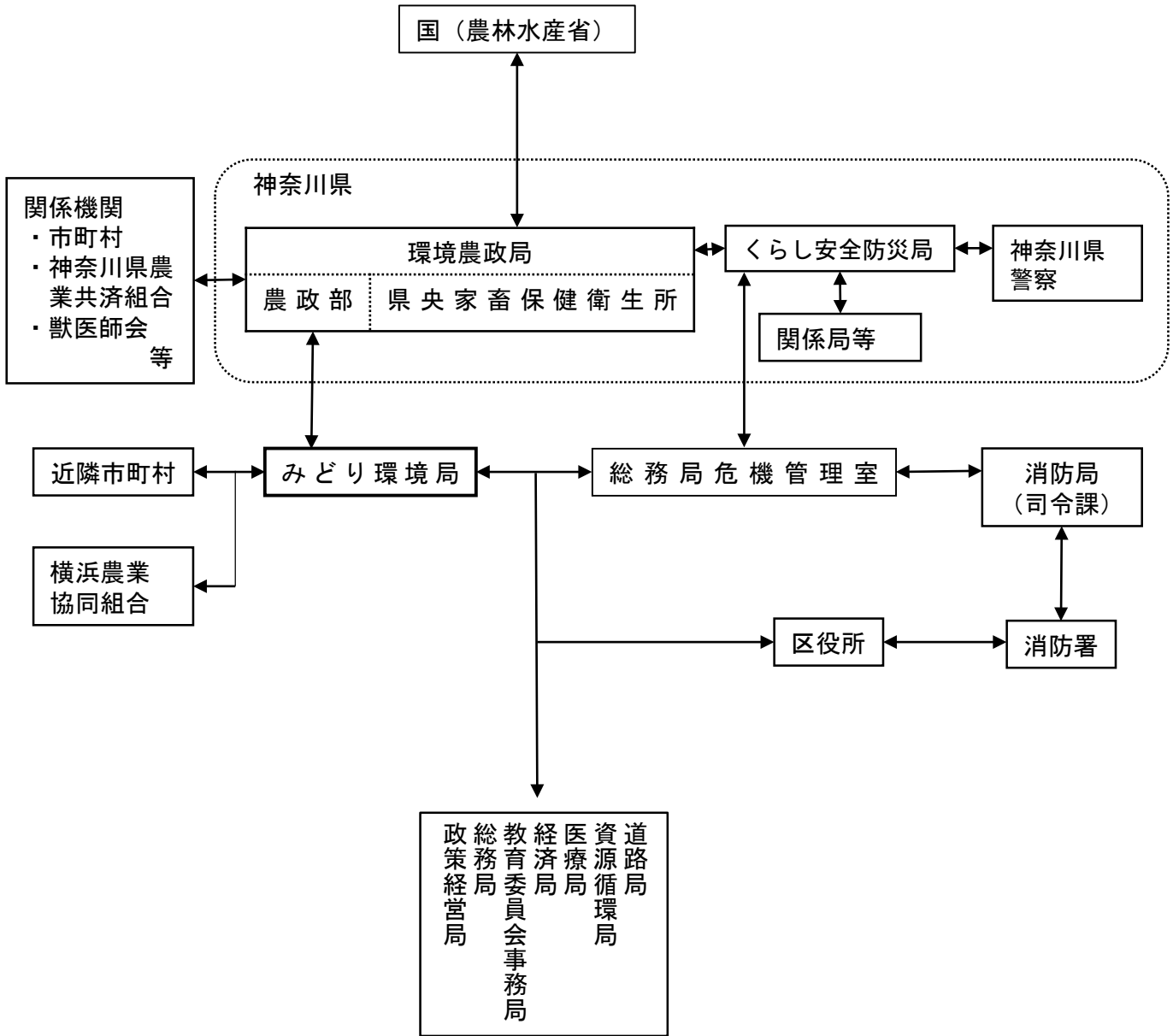
主たる所管局：医療局及び総務局



凡	例
通常	—————→
必要な場合	- - - - -→

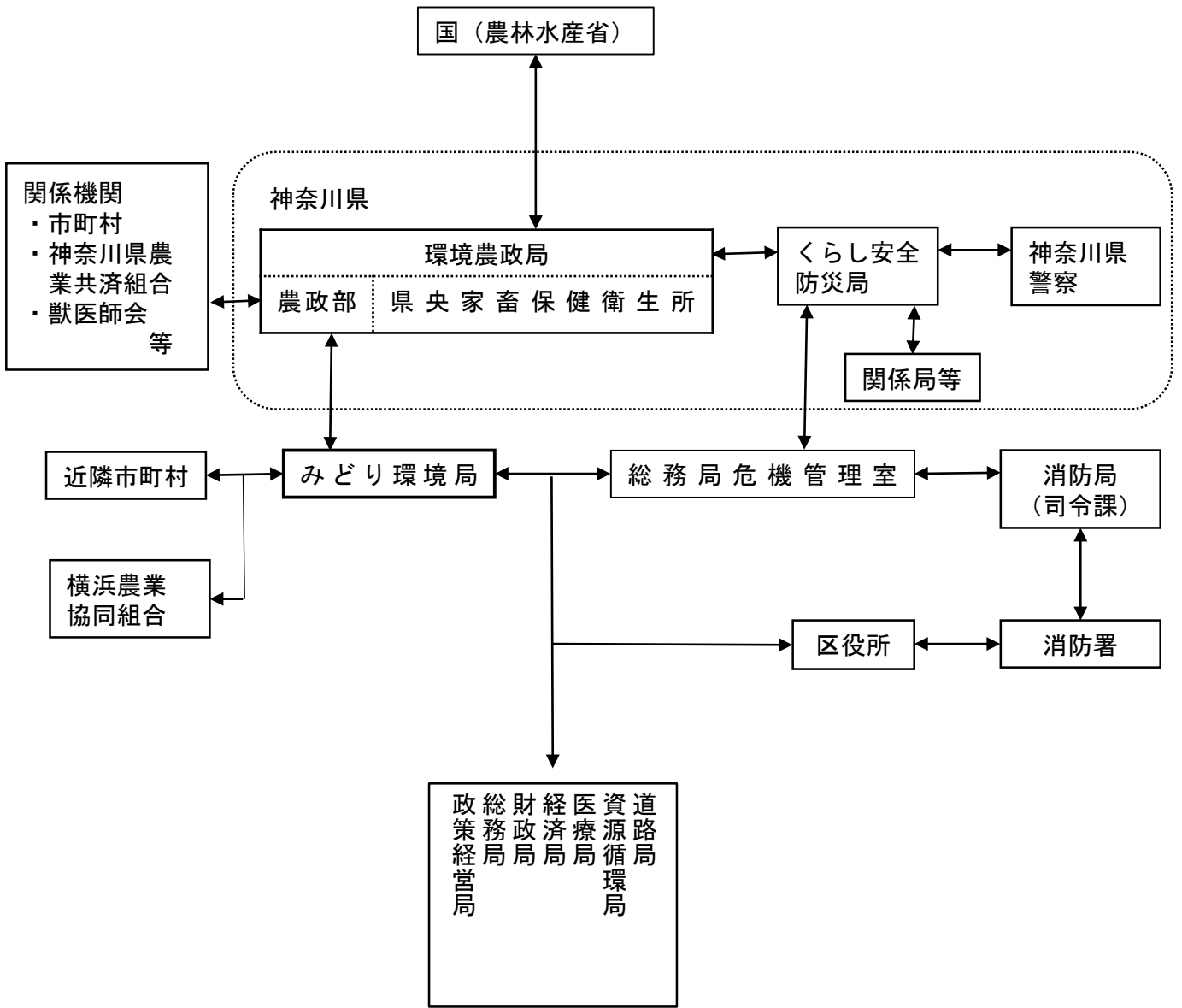
第3部第1章 感染症対策
第4節 高病原性鳥インフルエンザ等対策

主たる所管局：みどり環境局（医療局支援）



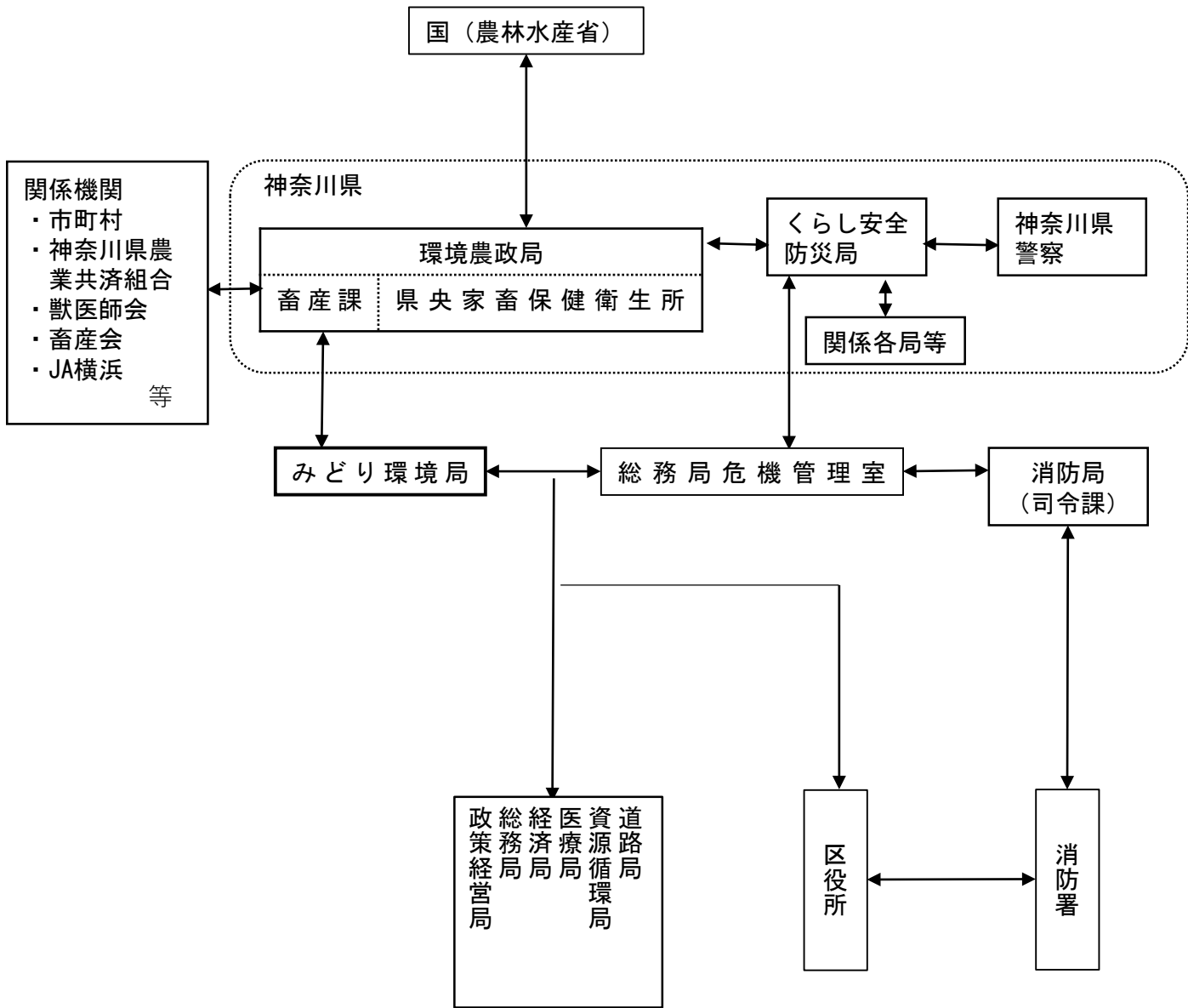
第3部第2章 家畜伝染病対策
第3節 口蹄疫対策

主たる所管局：みどり環境局



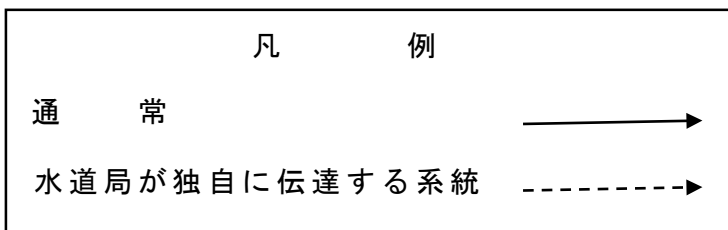
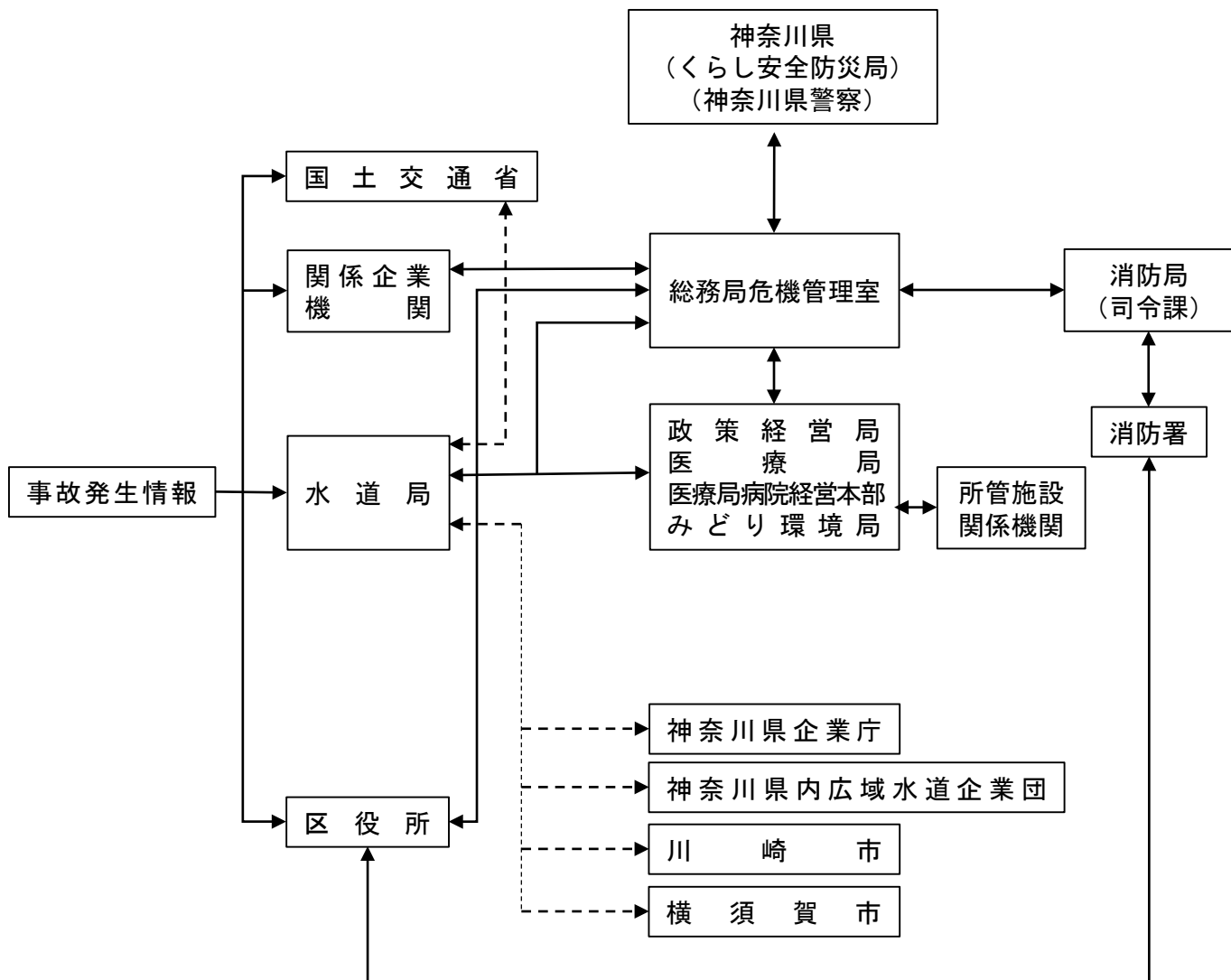
第3部第2章 家畜伝染病対策
第4節 豚熱 (CSF) 対策

主たる所管局：みどり環境局



第3部第3章 社会インフラ事故発生時の対策
第2節 大規模断水等対策（緊急対策時の情報伝達系統図）

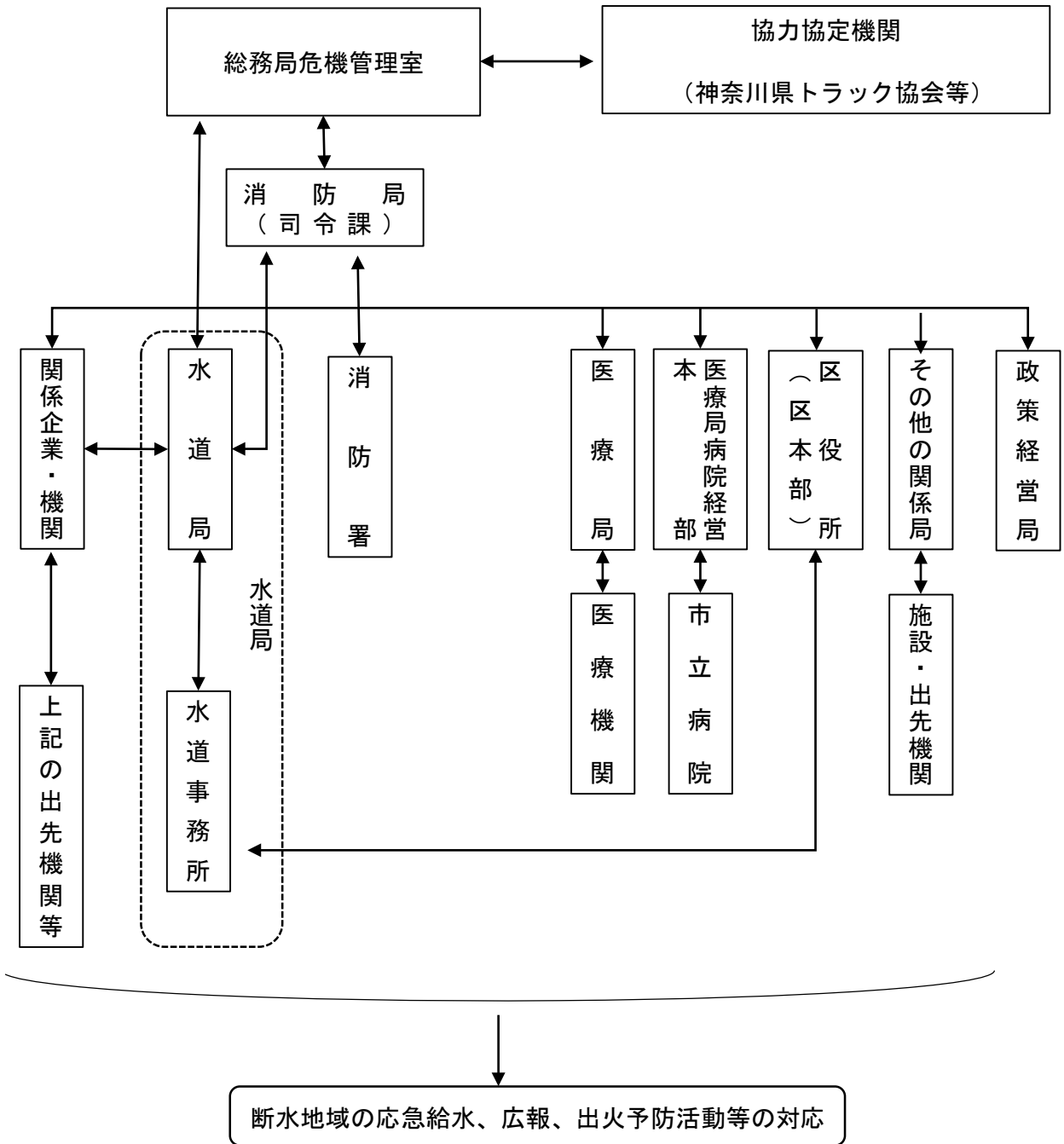
主たる所管局：水道局



第3部第3章 社会インフラ事故発生時の対策

第2節 大規模断水等対策（応急給水活動時の情報伝達系統図）

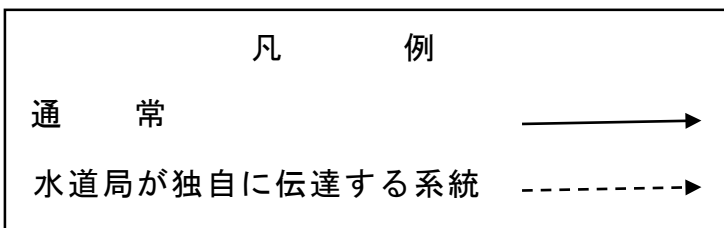
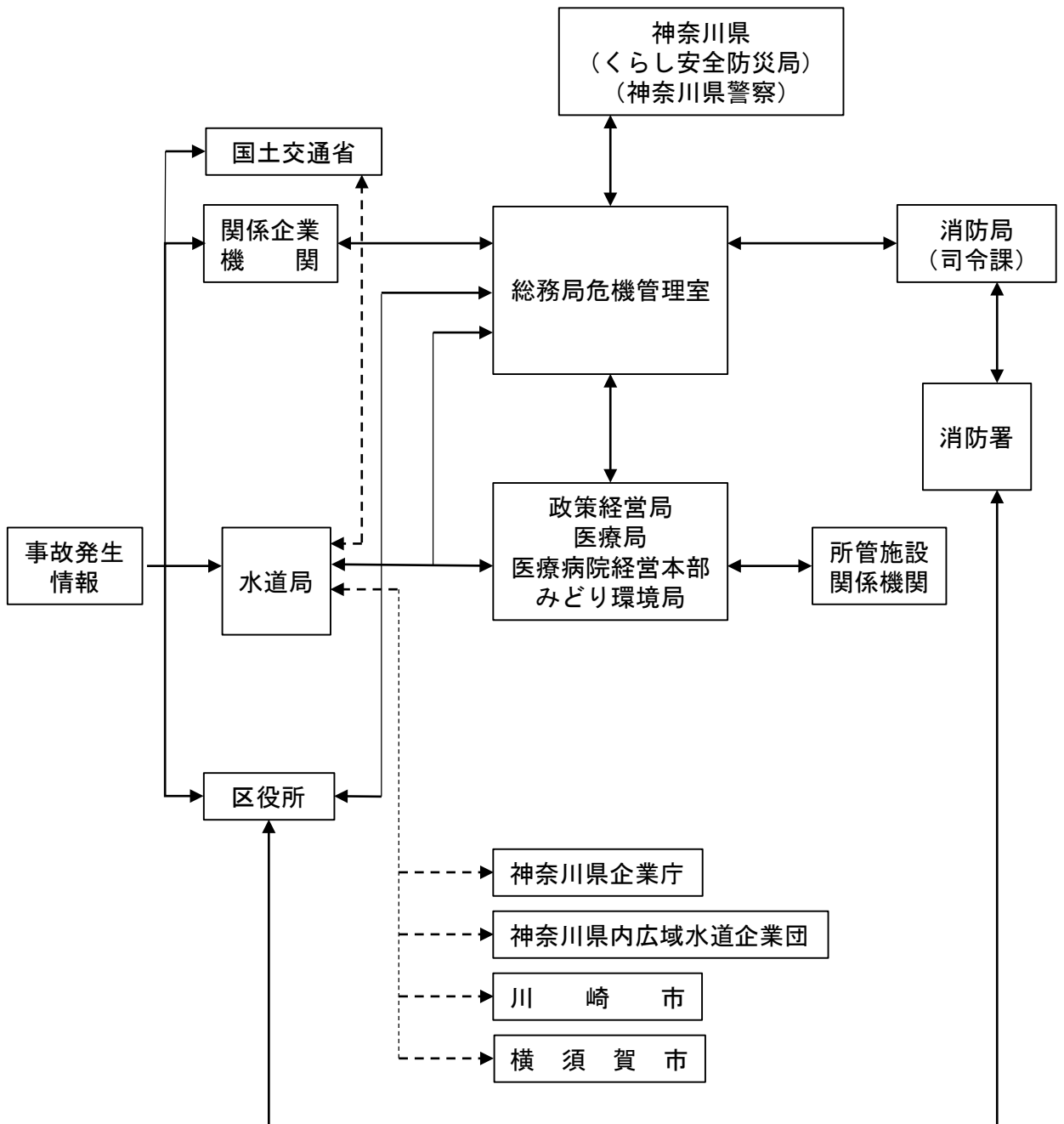
主たる所管局：水道局



第3部第3章 社会インフラ事故発生時の対策

第3節 水質汚染事件・事故対策（緊急対策時の情報受伝達系統図）

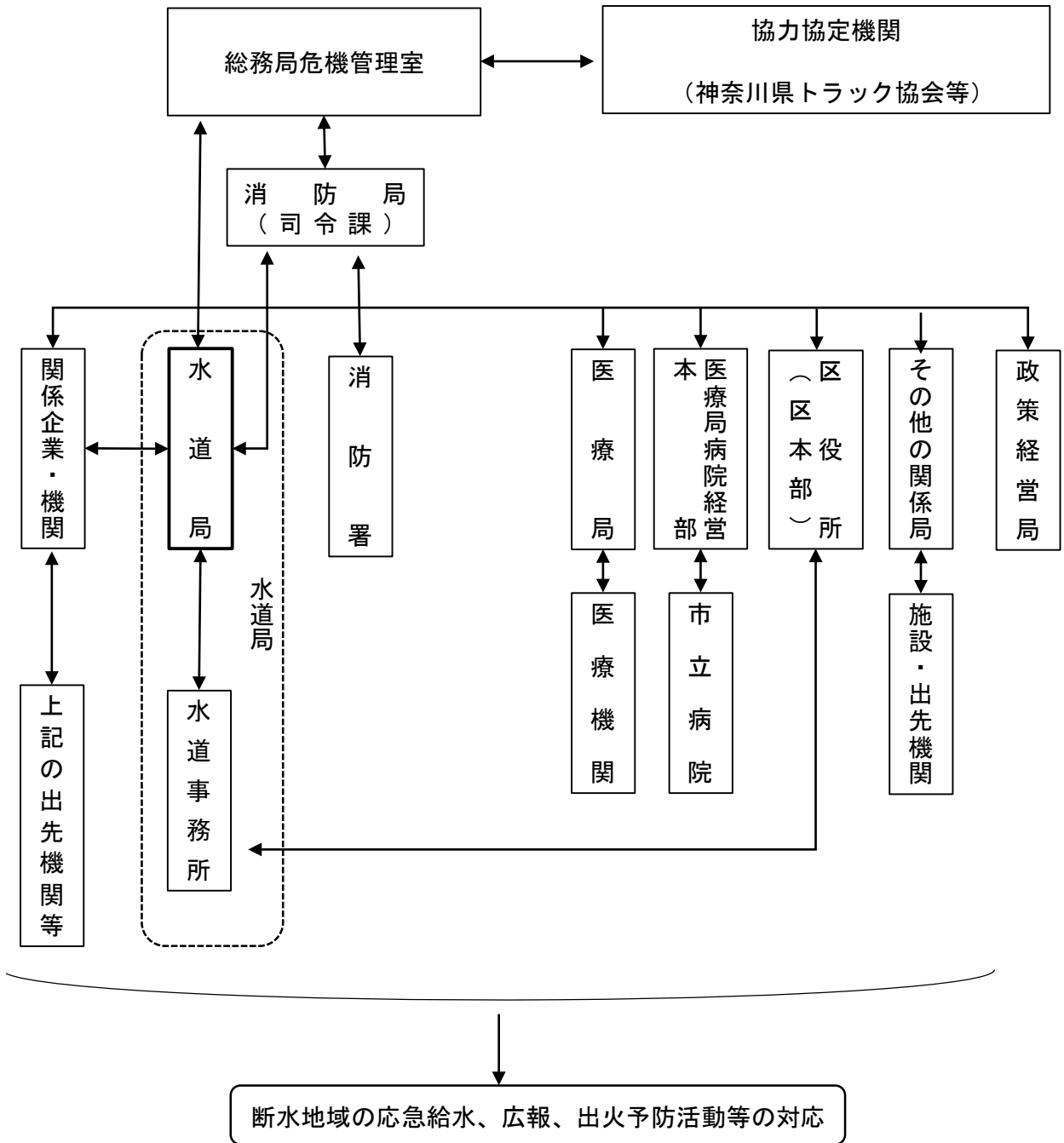
主たる所管局：水道局



第3部第3章 社会インフラ事故発生時の対策

第3節 水質汚染事件・事故対策（応急給水活動時の情報受伝達系統図）

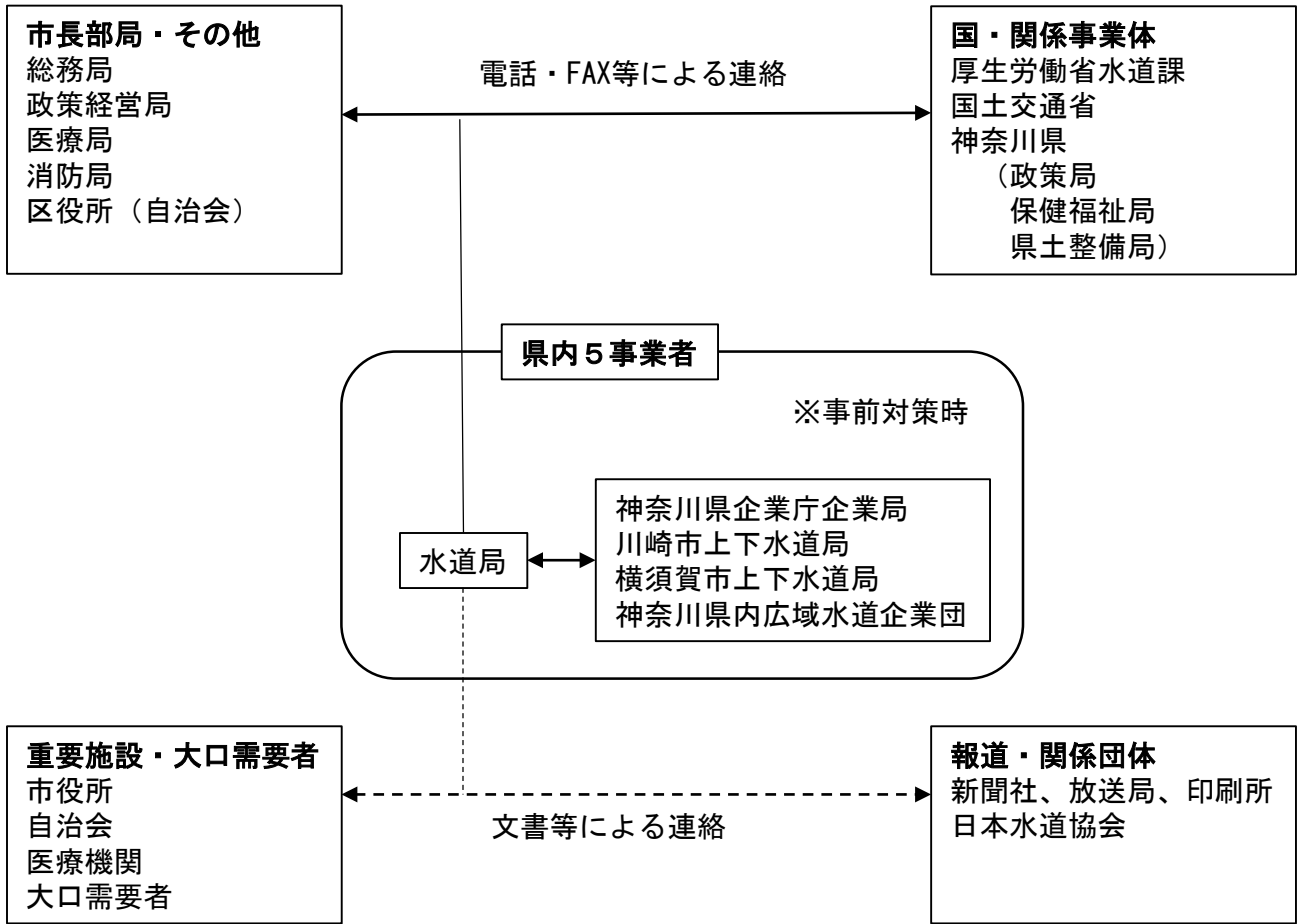
主たる所管局：水道局



第3部第3章 社会インフラ事故発生時の対策
第4節 渇水対策（渇水対策時の情報伝達系統図）

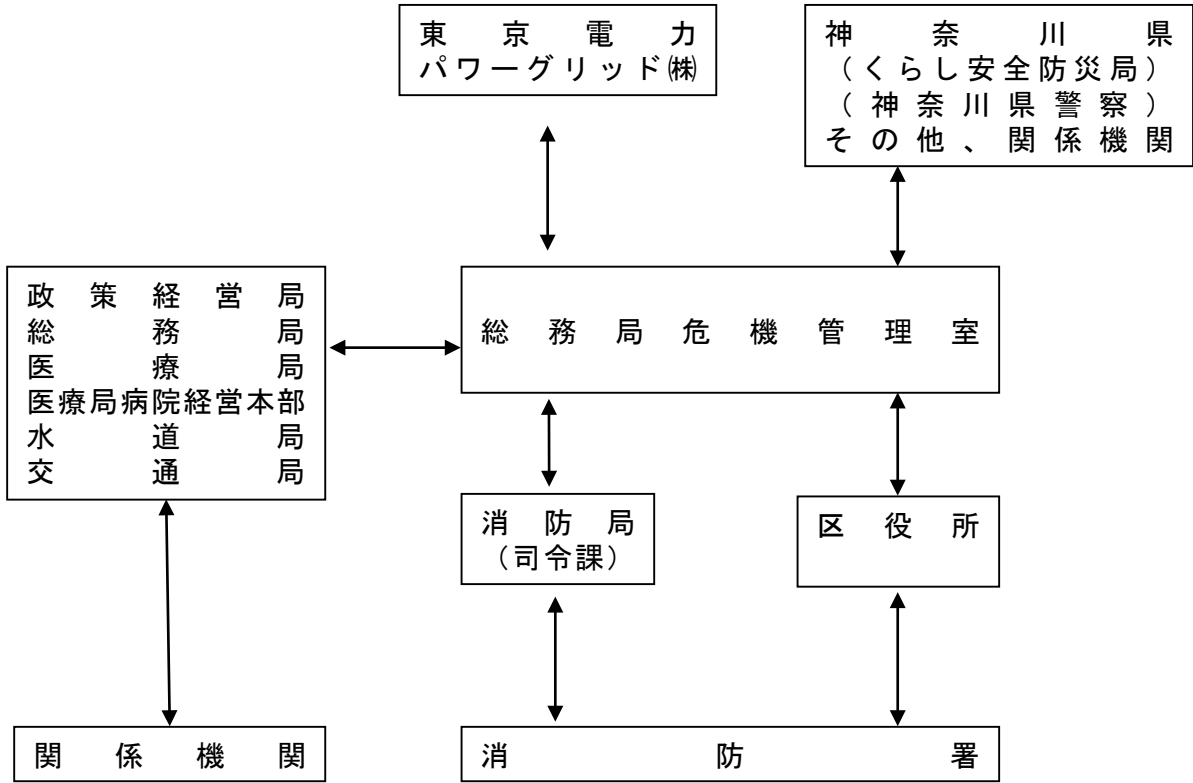
※中央囲みは事前対策時

主たる所管局：水道局



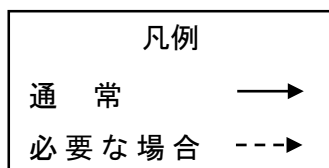
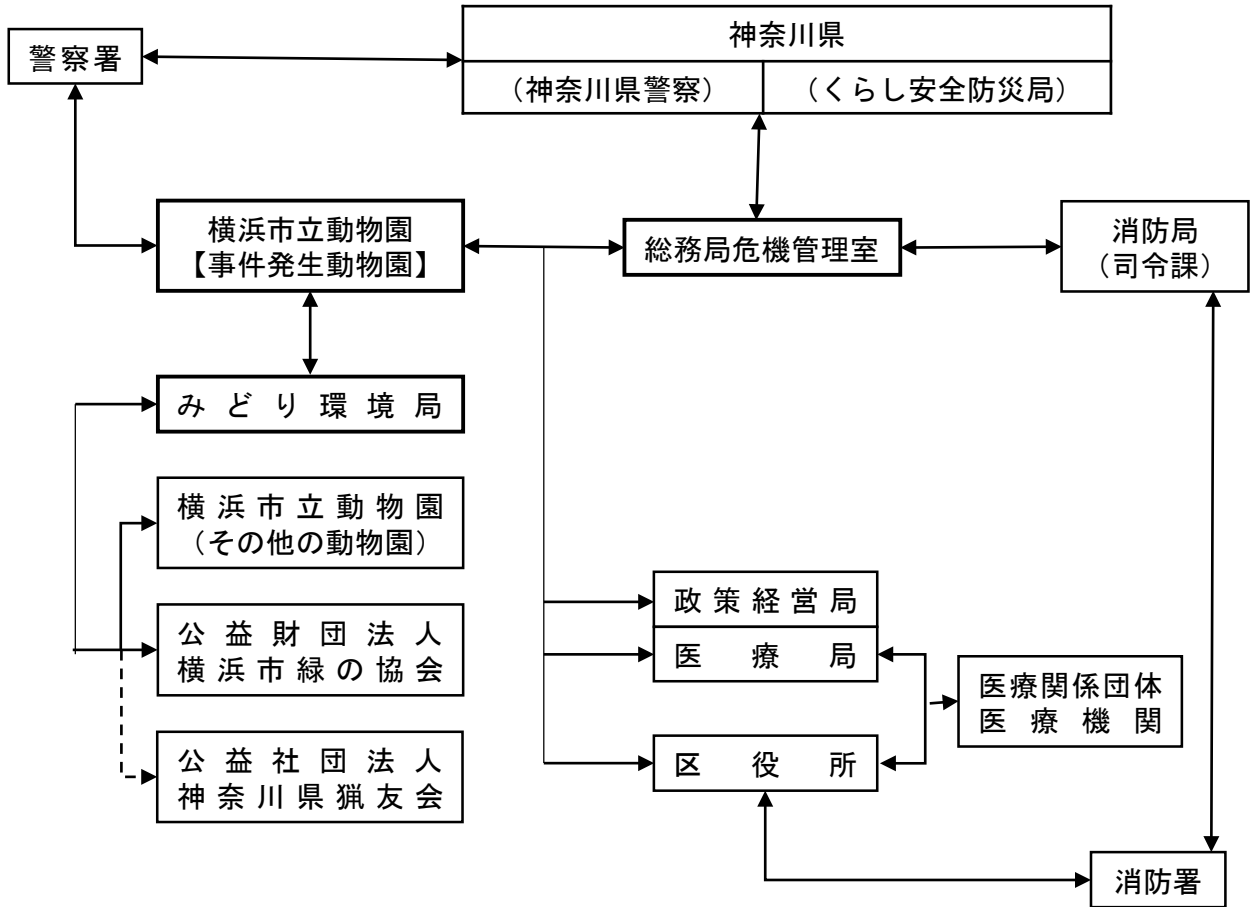
第3部第3章 社会インフラ事故発生時の対策
第5節 大規模広域停電対策

主たる所管局：総務局



第3部第4章 危険動物・有害昆虫などの対策
第2節 市立動物園の危険動物逃走事件対策

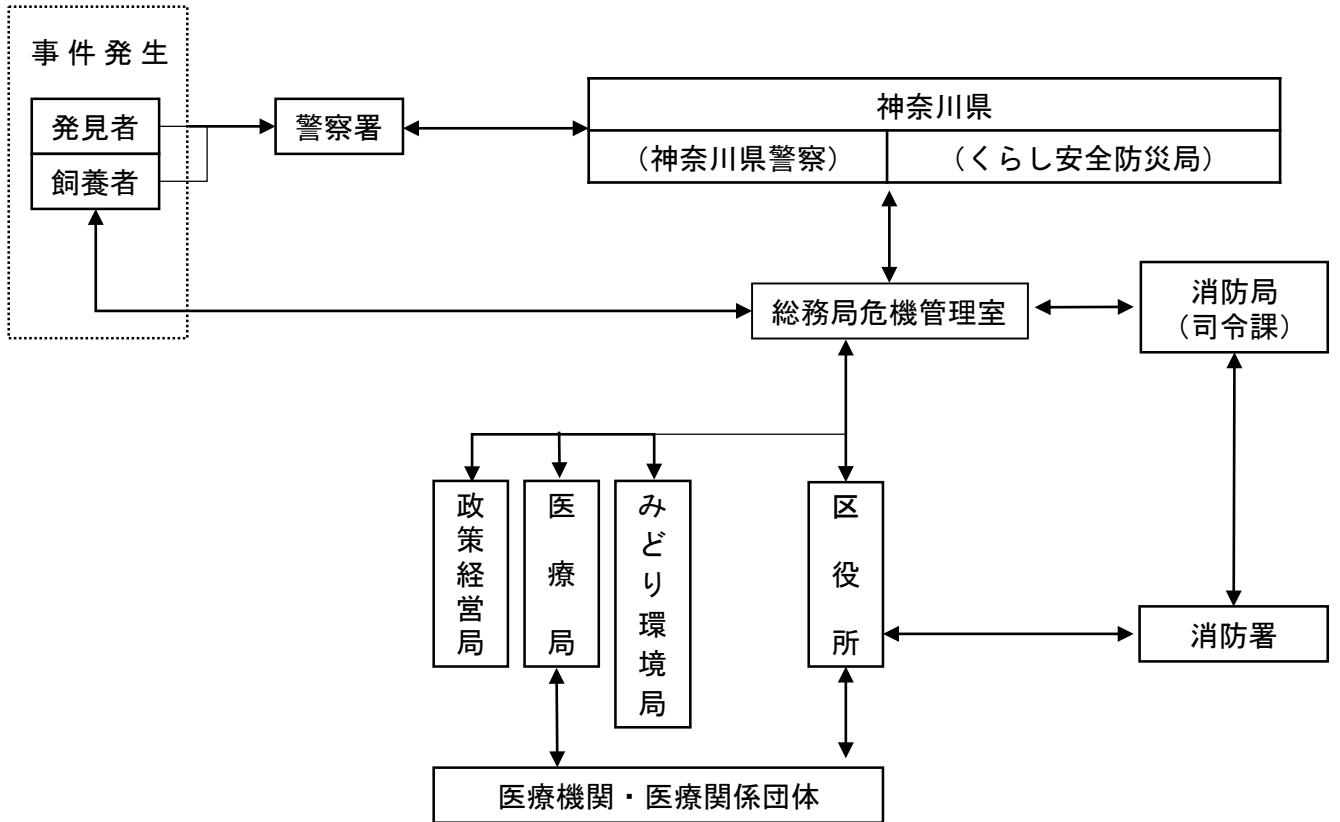
主たる所管局：みどり環境局



※横浜市立動物園
よこはま動物園ズーラシア、野毛山動物園、金沢動物園

第3部第4章 危険動物・有害昆虫などの対策
第3節 民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件対策

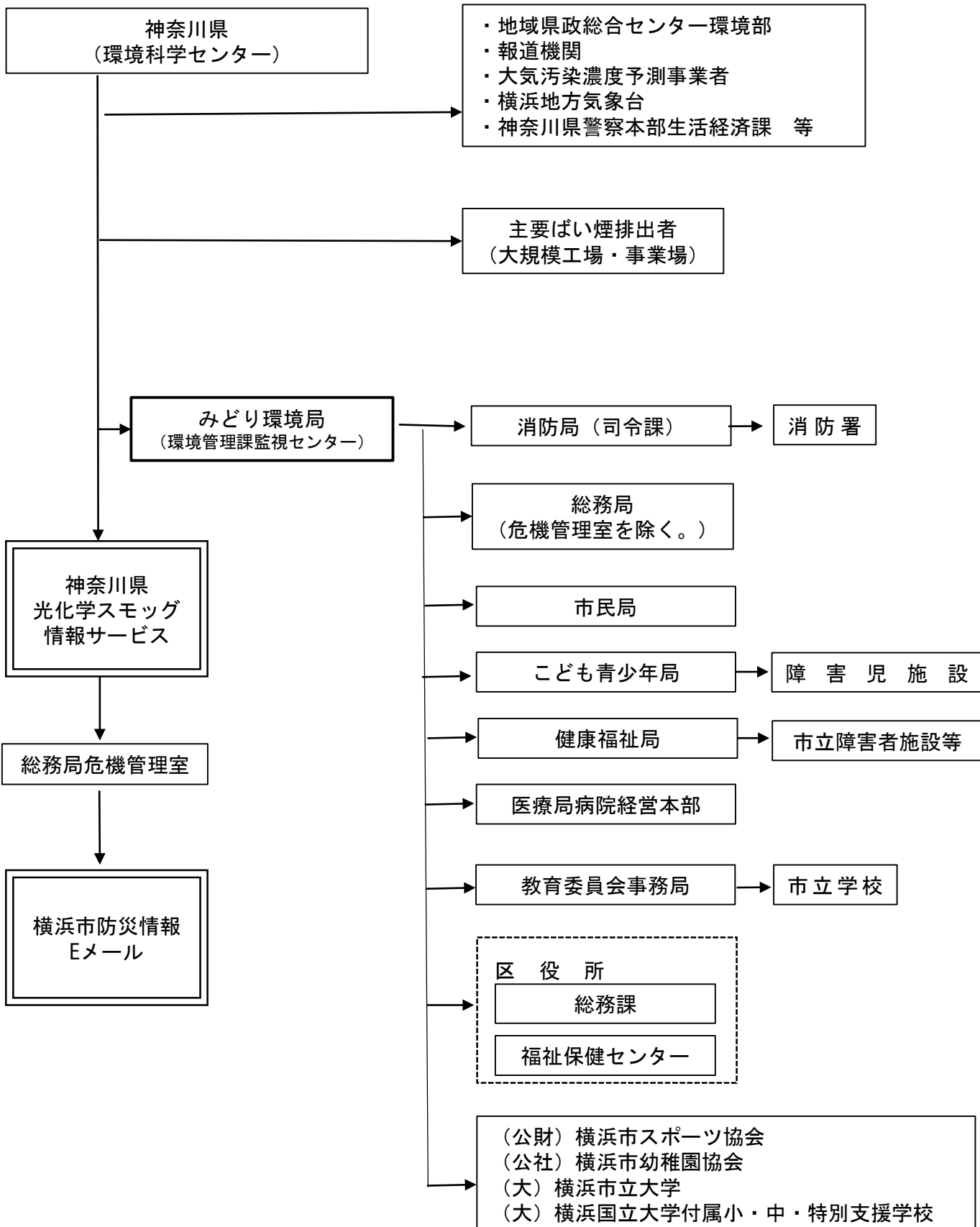
主たる所管局：医療局



光化学スモッグ注意報の発令時

主たる所管局：みどり環境局

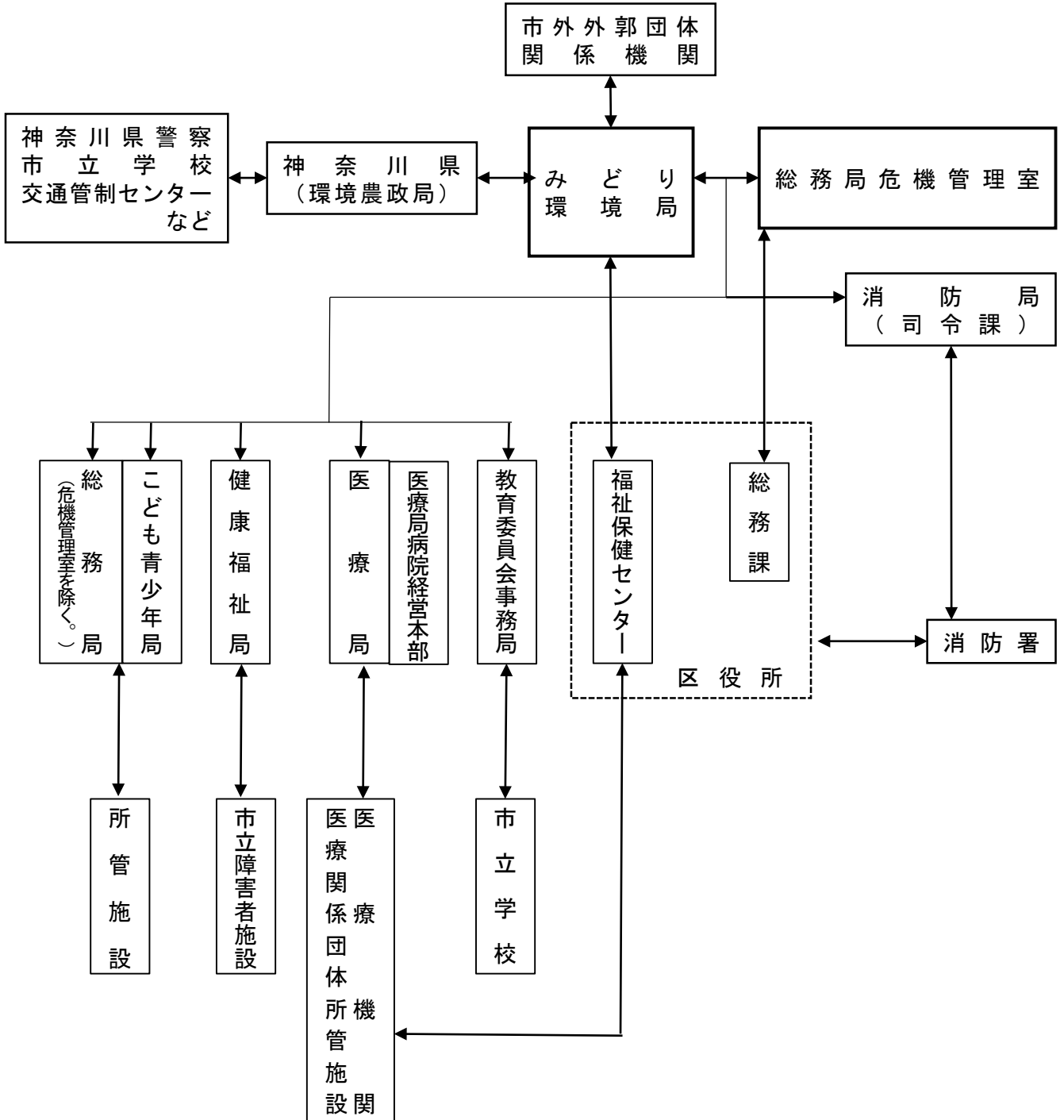
【光化学スモッグ情報の連絡網】



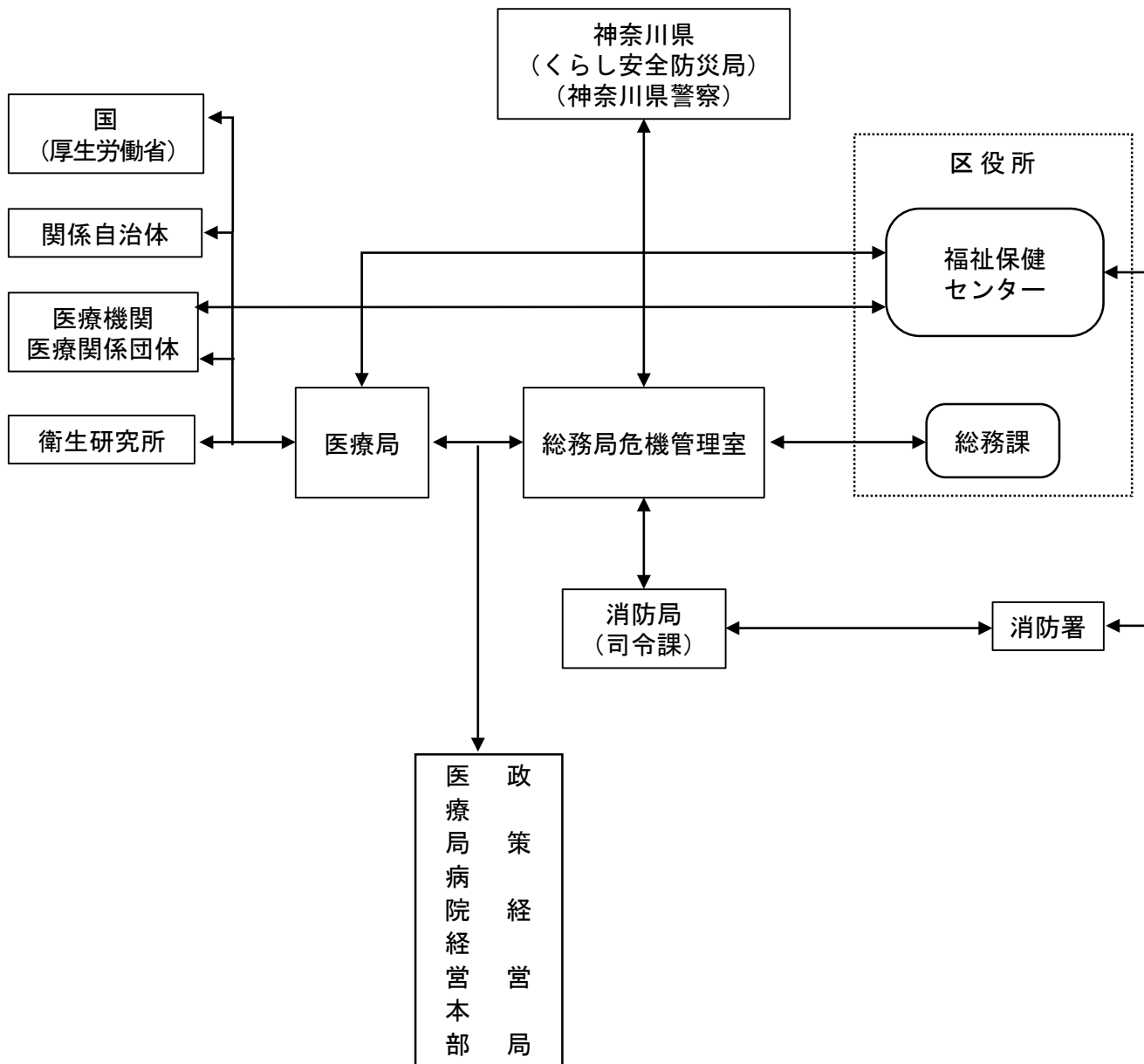
光化学スモッグ警報及び重大緊急時警報の発令時

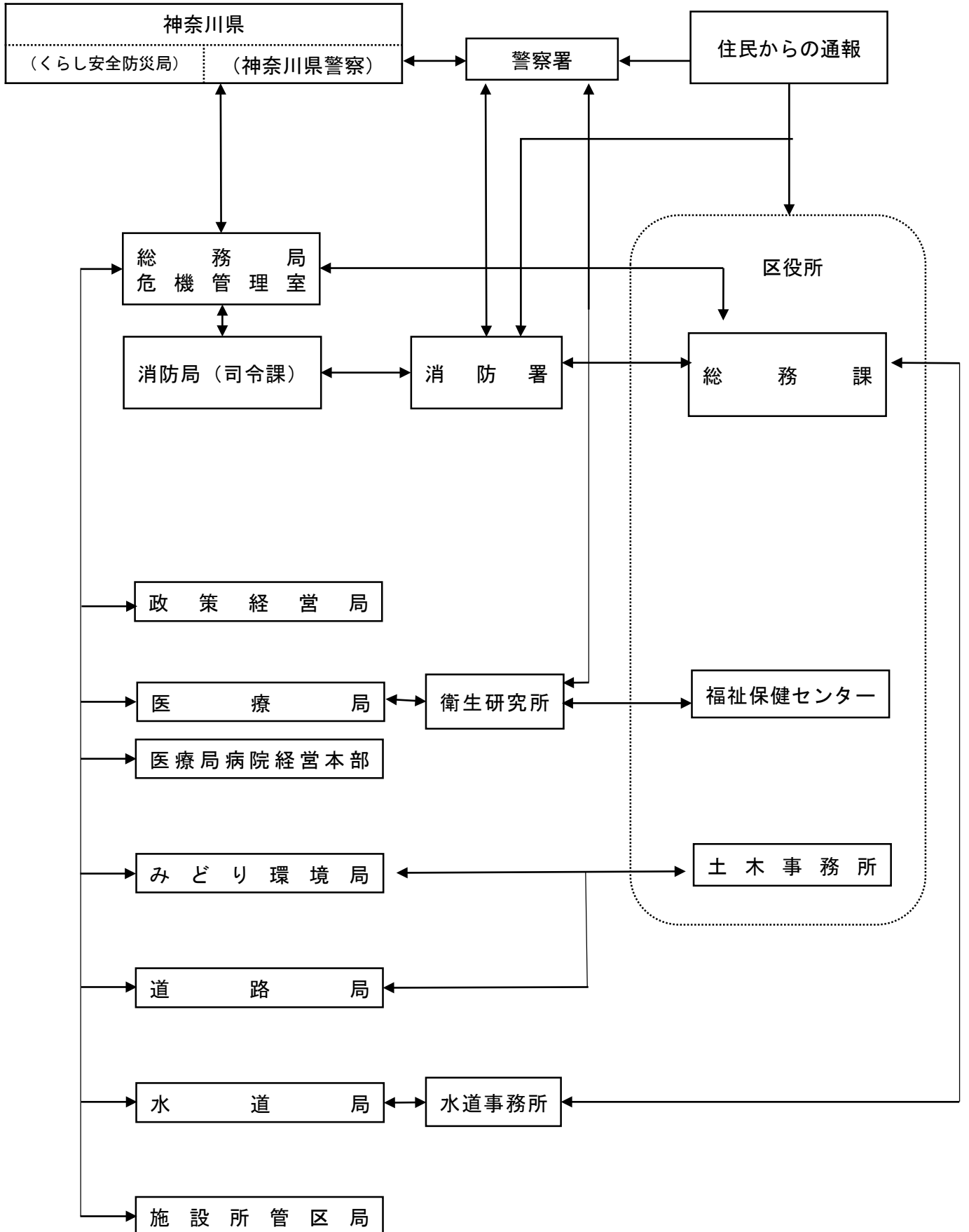
主たる所管局：みどり環境局

【緊急対策時の情報連絡系統図】



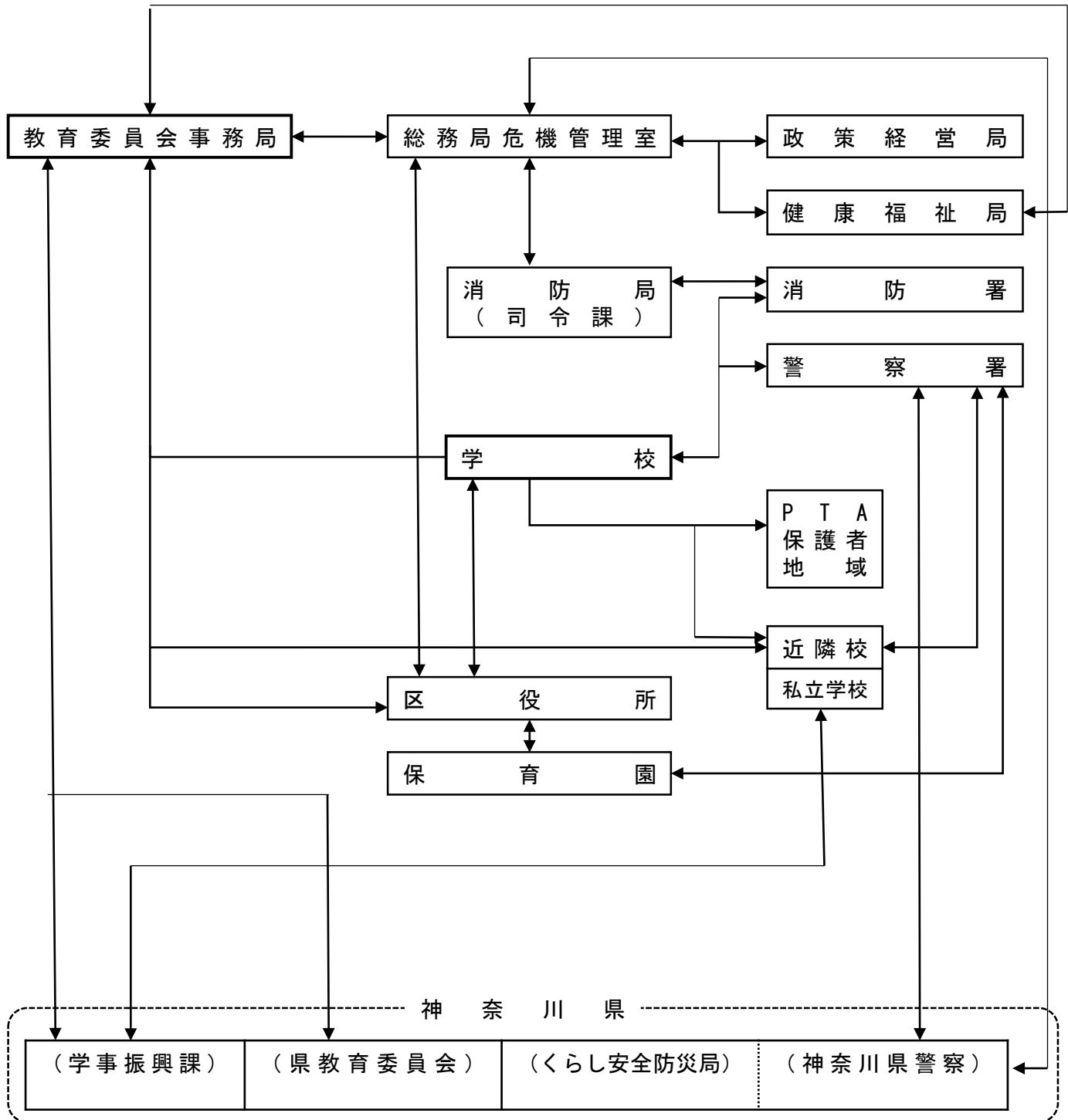
主たる所管局：医療局





第3部第8章 その他事件・事故の発生に伴う対策
第2節 学校への不審者侵入事件対策

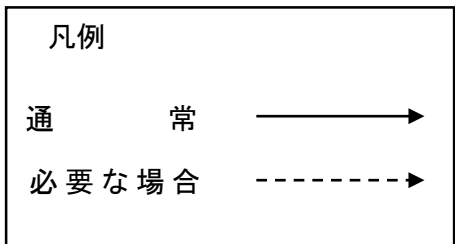
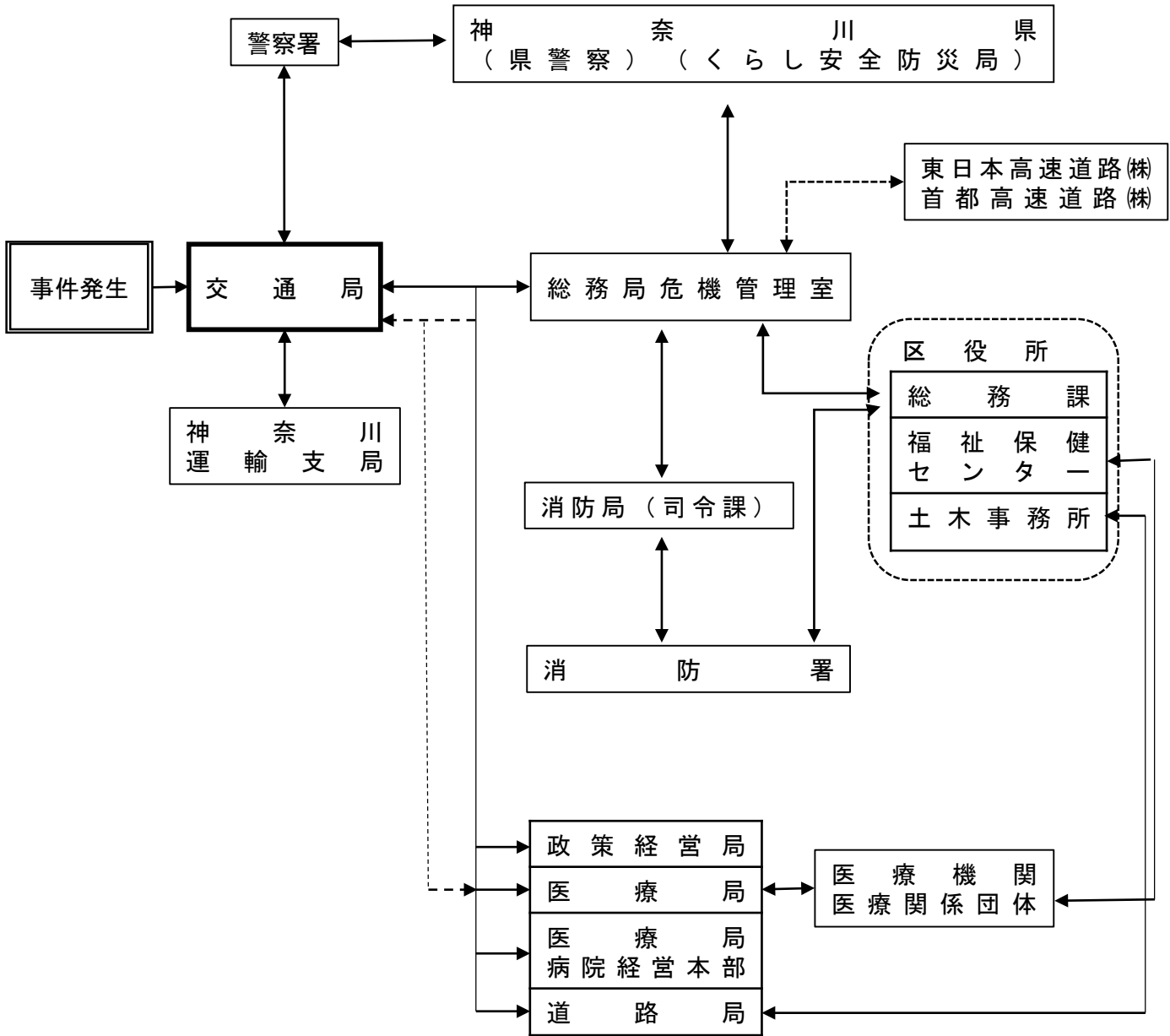
主たる所管局：教育委員会事務局



第3部第8章 その他事件・事故の発生に伴う対策

第3節 バスジャック事件対策（市営バスのバスジャック事件対策）

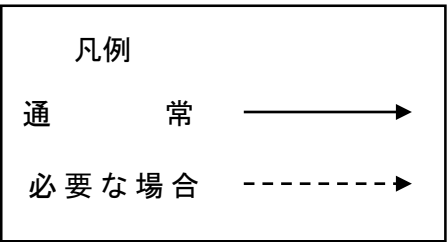
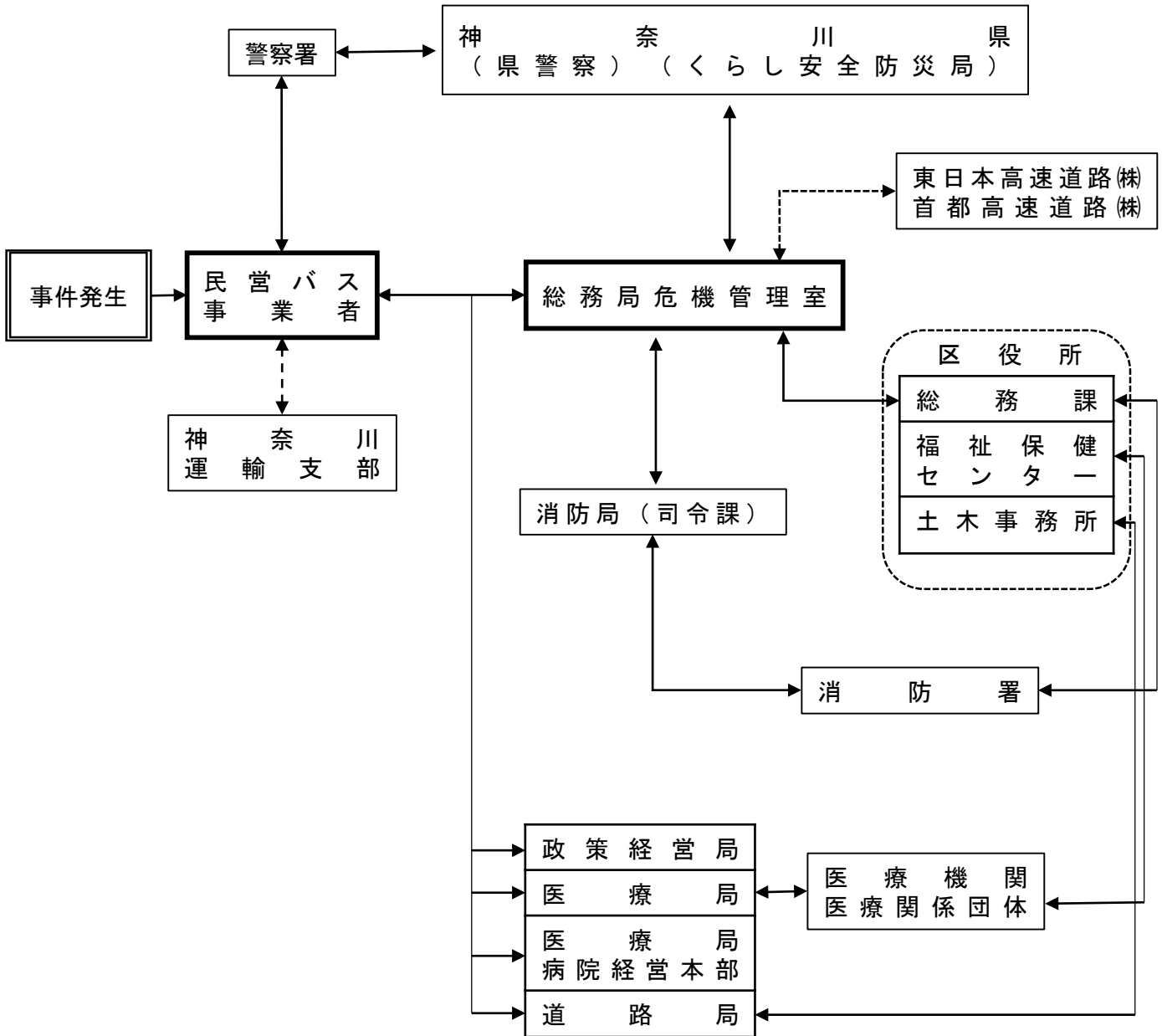
主たる所管局：交通局



第3部第8章 その他事件・事故の発生に伴う対策

第3節 バスジャック事件対策（民営バスのバスジャック事件対策）

主たる所管局：総務局



横浜市緊急事態等対処計画

発行・編集／横浜市総務局危機管理室

〒231-0017 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL 045-671-4096